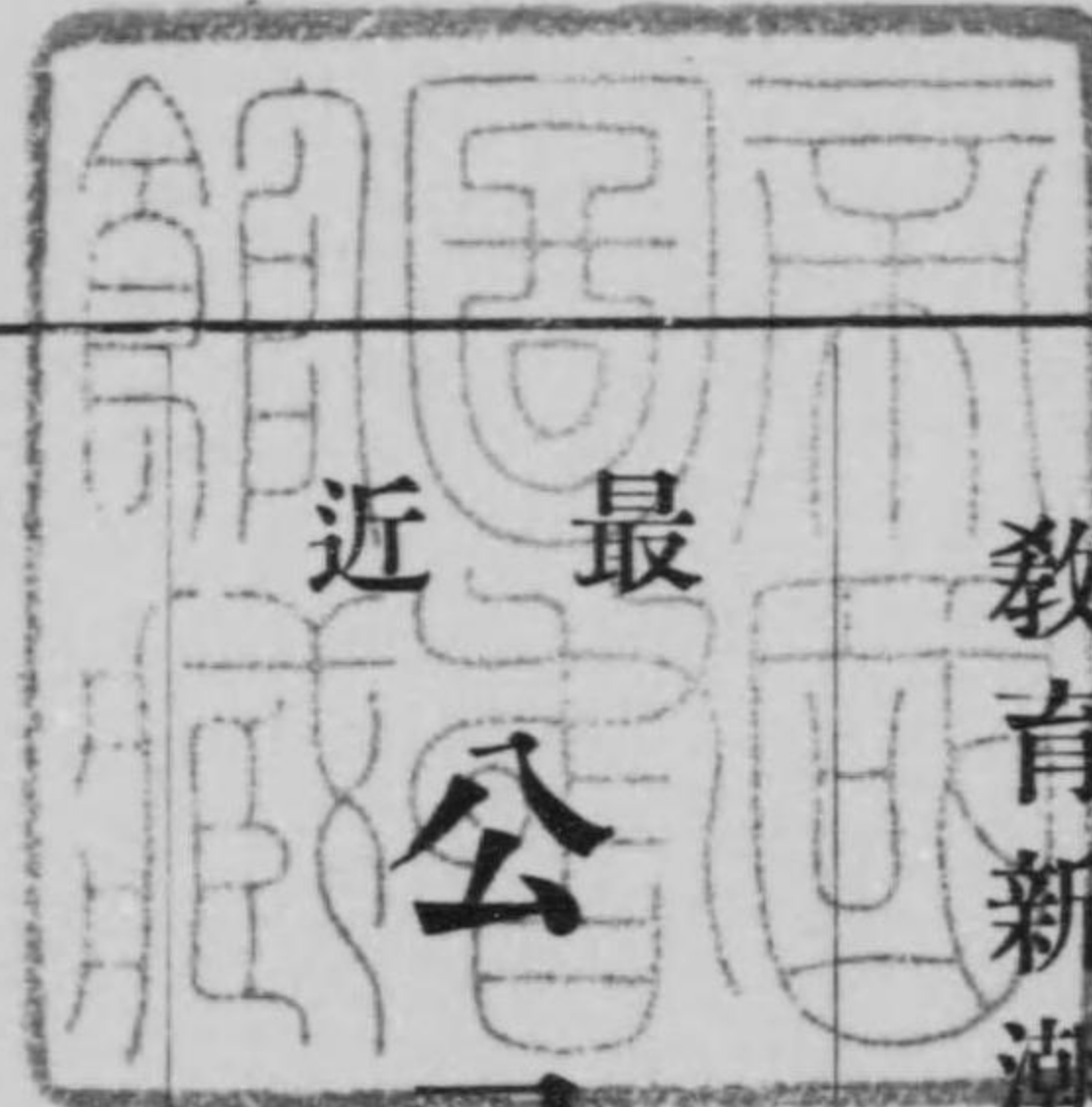


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18 80 1 2 3 4 5

275
15

始





教育新潮研究會編述

最近

公民教育大觀

東京 中興館藏版

大正
13. 5. 7
内交

275-15

序

近年、我が國の教育界は、公民教育の必要を痛感するやうになり、文部省に於ても、過般公民教育調査委員會を設置して、先づ實業補習學校の公民教育に關する事項を調査せられつゝある。

公民教育の名が我が教育界に傳はつてから、既に長い歲月を経て居るにも拘らず、其の概念及び内容等は、今日でもまだ極めて曖昧たるを免れない。

本書は、公民教育の如何なるものなるかを最も徹底的に説明したものである。本書一卷を精讀すれば、公民教育に關する總ての知識を、組織的に系統的に把握し得るやうに、簡明なる本文を中心とし、諸家の説を其の間に挿入した。公民教育の理論を研究する者にも、實際教育者にも、多くの

便益を與へることが、本書編述の主要目的である。

大正十三年二月

教育新潮研究會識

最近 公民教育大觀

目次

第一篇 總論……………(一)頁

現代思潮と公民的教養の必要——國民の政治的覺醒と教育——歐米諸國に於ける成人教育

第二篇 公民教育の概念……………(五)

第一章 公民の意義……………(五)

公民とは何ぞや——公民觀念の發達

第二章 公民教育……………(三)

目次

目次

二

公民教育の高調——公民教育の本質——公民教育の意義——公民教育の目的——
其公民の要件

第三章 國民教育と公民教育……………(五三)

國民教育と國家主義——國民教育と公民教育とは矛盾せず——國民教育の公民化
——國民教育と公民教育に關する諸説

第四章 國際教育と公民教育……………(七一)

國際教育の提唱——國際教育の概念——國際教育と公民教育

第五章 社會教育と公民教育……………(八二)

社會教育の概念——社會教育と公民教育

第三篇 公民教育の沿革……………(八六)

第一章 歐米諸國に於ける公民教育……………(八六)

公民教育の起原——プラト—理想國の思想——ローマの公民教育——中世の公民
教育——近世公民教育の發達——立憲公民教育への道——ケルシエンシユタイナ

第二章 我が國に於ける公民教育……………(二四)

1の公民教育——メッサーの公民教育——最近佛國の公民教育
教育制度と公民教育——學校教育と公民教育

第四篇 公民教育の理論……………(二六)

第一章 國家及び立憲國……………(二六)

國家の定義——立憲國の特質

第二章 公民的道德……………(四四)

道德の意義及び公民道德——公民道德の内容

第三章 公民的知識……………(七三)

公民的知識の必要——公民的知識の内容

第四章 公民的品性……………(九九)

公民的訓練の必要——公民的品性とは何ぞや——品性の解釋——公民的品性の解
釋

目次

三

第五篇 公民教育の實際……………(二四)

第一章 總說……………(二四)

公民教育を如何に實施すべきか——重要な研究題目

第二章 公民教育の場所……………(二六)

學校——學校以外の場所

第三章 教材選擇〔教授要目〕……………(二五)

修身科に於ける公民的陶冶——其の他の各教科に於ける公民的陶冶——歐米諸國

に於ける公民教授要目

第四章 公民教授の實際化……………(二九)

有效なる公民教授の方法如何——興味喚起の方案

第五章 女子と公民教育……………(三〇)

女子に公民教育の必要なる所以——女子の公民教育——青年團及び處女會の設置

經營

——目次終——

最新公民教育大觀

教育新潮研究會編述

第一篇 總論

現代思潮と公民的教養の必要 今日の如き社會組織と人類生活の實際に於て、其の人類の一

員であり、其の社會のエレメントである各個人が、昔時の儘の個人で、到底完全な生活を營んで行くことの出来ないことは云ふまでもない。近代世界に横溢するデモクラチツクの風は、各個人を馳つて著しく其の自由と其の權利とを自覺せしめた。知らしむ可らずとして、只管依らしむることのみに腐心した封建的政策は、其の牙城を覆されて、民には須らく知らしむべく、而して後に依らしめねばならないものとされるに至つた。立憲政治が此處に出現したのである。我が邦に欽定憲法の制定せられ

たのは既に遠い。最近に於て普通選挙要望の聲が逐年激烈になり、陪審法が議會の協賛を経たといふことも、其の根本思想は別のものでない。要するに、個人自覺の齎らす必然の結果である。併しながら、斯の如き民衆の要望が高まれば高まるほど、國家社會が其の民衆に要求する教育程度といふものは高まつて來なければならぬ。同時に各個人としては、自ら顧みて世界の趨勢に後れないだけの教育的向上をして置かなければならぬ。かつて故原敬氏は屢々帝國議會に於て普選尙早の論を唱へた。而して其の論據とする所は、未だ國民の教養がそれ程に高まつてはゐないといふのであつた。當時日本の國民が果して原氏の云ふ如く低劣なものであつたか否かは別として、とにかく教育的に未熟な國民が到底普通選挙の活用に堪へないことは云ふ迄もない。従つて、新しき立法及び司法の諸施政の前提として、國民の教育程度を先づ調べて置かねばならないことはいふまでもない。最近我邦に於て、公民教育調査會といふものが設置されて、廣く諸方面から選ばれた委員が、強力して其の事に當つてゐるのは、最も機宜を得た措置である。

國民の政治的覺醒と教育 國民が其の公民的教養に於て如何なる程度にあるかを知ることの必要である裏面には、今日の國民に公民的教養の甚だ貧弱ではないかといふことの不安さと、一面には將來益々其の必要を要望する期待とを表現して居るものと見なければならぬ。

我が邦には明治二十三年に憲法發布があつて、それ以來東洋唯一の立憲國として國運の發展を期し得たのである。而も立憲政治布かれて以來三十餘年、政治の實際は果して如何なる進展を見るに至つたか。議員選挙界の事實は如何、帝國議會の情態は如何、果して憲政有終の美を其處に窺ふことを得るか。或は憲政の逆轉を呪ひ、議會政治の不信任を叫ぶものは無いか。往々にして斯の如き喜ばしからざる言論を耳にする我々は、深く此の點に猛省を加へねばならないものがある。蓋し憲政布かれて三十年といへば、未だ決して長い年月ではない。何百年來、專制的訓練に馴れたる結果は、到底之を一朝一夕に覆すことが出来ないものである。近時荐りに國民の自覺を叫ぶものがあるけれども、それは少數國民の上に於てのみ然るのであつて、未だ大多數國民の頭腦は舊套を脱し得ないのである。而して是れが改革を期する爲めには、決して一片の取締規則の如き末梢的取扱を以て満足さるべきものではない。必ずや其の根本的革正の策として、教育に頼らなければならぬ。即ち國民を擧げて十分なる公民的陶冶を経て居るといふこと以外には策がないのである。何となれば、取締規則の如き一般法令は到底複雑なる人間の全行動を律するには足らない。多くの場合、我々の法令は行爲ありたる後に之を律すべく立てられるものである。若し民衆にして遵奉の誠意がなかつたならば、百の法律千の規則と雖も何等民衆の根本精神を左右するには足りないであらう。それには、どうしても、内發的に、

精神的に民衆の衷心に訴へる教育手段に頼らなければならぬのである。但、以上は日本に就いてのみ述べたことであるが、斯の如き思潮と運動とは歐米は於ても同様である。

歐米諸國に於ける成人教育 合衆國や北歐の諸國に於て高唱せられつゝ、ある所謂成人教育アドルトエヂュケーションの如き、後に詳説するやうに、其の本質は全く公民教育に外ならないのである。然しながら、これ等の中には、彼の無學者征伐といふが如く、成人無學者に一定の教育線へまでの引上げを目的とするものもあるけれども、公民教育の本旨からいへば、國家其物に向上進歩が必然の附物である限り、國家の公民に要求するもの（公民教育の内容）も亦常に向上進歩しつゝ、ある次第である。而して成人無學者を對象とするが如きは、一時の變態であつて、公民教育の本來からいへば、普通教育以上に於て順次兒童生徒に課せらるべきものである。たゞ過去に於ける不備を補ふ權道としてアダルトエヂュケーションの方式の如きは許さるゝものと見なければなるまい。（成人教育に關しては、本書の妹妹篇たる「教育新思潮大観」の第三篇に詳しく述べてある。）

第二篇 公民教育の概念

第一章 公民

公民とは何ぞや 公民教育に就いての一般研究を進めて行くには、先づ第一條件として公民といふ觀念を確定して置く必要がある。よつて本論に入る最初に、順序として此の點を明かにして置かうと思ふ。

今日、公民といふ言葉はいろ／＼に使はれて居るやうである。けれども、我々は之れを分つて廣狹の二義に區別すべきものであると思ふ。即ち狹義にいふ公民とは、今日の市町村制に定められた法律的の意味であり、廣義にいふ公民とは一般社會的に使用されるものである。

法律上から定めた公民とは、市制及町村制の條文によつて定まつてゐる。今試みに其の條文を引いて見よう。

市制第九條 帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十五年以上ノ男子二年以來市ノ住民ト爲リ其ノ市ノ員

担テ分任シ且ツ其ノ市内ニ於テ地租ヲ納メ若ハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムル時ハ其市ノ公民トス
町村制第七條 帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十五年以上ノ男子二年以來町村ノ住民ト爲リ其ノ町
村ノ負担ヲ分任シ且其ノ町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムル時ハ其ノ町村公民トス

市制及び町村制にいふ公民の資格は甚だ形式的のものである。即ち一定の年齢と一定の居住時日と納税額とを規定したに過ぎないもので、其の内容に立入つた教育程度といふが如き文化的要件に至つては全く顧みられて居らないと云つて宜しい。それ故に、公民教育論に於ける公民の意味として斯の如き形式的解釋を採用することは正當でない。何となれば公民教育といふものは公民を作るの教育であつて、公民其物を教育の對象にするといふのではないからである。尤もさう云へばとて公民其物を教育の對象とすることが絶對的に失當であるといふのではない。現に歐米諸國に勃興しつゝあるアダルトエヂュケーションの如き最も考慮すべきものである。故に公民教育の研究者・實務者は、須らく此の點に留意する必要があるけれども、之を以て即公民教育の本分と見做すことは決して正當であるとは云はれないのである。

かう考へてくると、公民教育に於ける公民の意義は當然廣義に云ふ公民の解釋から出發して行かなければならない。而して廣義に云ふ公民とは如何なるものであるか。即ち目的としての公民とは何で

あるか。これにも二つの答辯があるやうに思はれる。

第一は立憲國の國民として完全な生活の出来るやうな人間を指して公民といふのである。而して其の第二は必ずしも立憲治下の國民と限定する必要もないといふのである。併しながら、立憲政治の特質は、國民の各個に對して共同自治の大精神を要求する點にあるのであるから、此の大目的に對して教養を進めて行く限り、兩者の解釋は決して遠い隔りを持つるものではない。けれども、此の兩方の解釋をするもの、間には、其の出發點に於て別異な立場がある。即ち立憲國の國民に公民的陶冶が必要といふやうな考へは、立憲國の如き共同自治の制度を有する國民に於てのみ、公民的教養が必要であるといふことを豫想するものである。然るに此の考へ方は必ずしも眞實ではない。元來、公民又は市民といふ語の起原を尋ねて見ると、それは遠く封建時代にあることで、英語ではシチズン(Citizen)獨逸語のスターツビユルゲル(Staats bürger)といふのであるけれども、何れも都市の國民といふやうな狭い意義のものではなかつたのである。それは封建時代に於て發達した自由市の全市民を呼んだものである。而して自由市といふものは封建時代に於て、税金又は獻金等の關係によつて君主から自治權を與へられ、若くは之を買収して、自由自治の都市となり、嚴然たる一國をなして居つたもので、其の場合に於ける全住民は其の市民であつたのである。それは中世史を讀むもの、何人も承知する所

である。それ故に、若し此の解釋を移せば、今日丁抹三百萬の國民は悉く丁抹の市民であり、支那四億の國民も總て支那の公民であらねばならないわけである。而して此の意味から押し及ぼして行つて見ると、市民(公民的陶冶を加へたる)といふものは、與へられたる自由國家の場合に於て必要である。それ故に、かうした意味の公民教育といふものは、立憲國に於いてのみ必要であるといふことが出来るかも知れない。けれども、今日所謂公民と呼ぶものは、決して在來のシチズン即ち自由市民を直譯したものではないのである。若し公民といふものが立憲治下に於てでなければ成立しないものだとするなれば、立憲國以外の國民には公民としての教養が無いといふことになる。之を我が邦に就いて見れば、明治二十三年の憲法制定以前には公民といふものがなかつたといふことになる。然るに之は決して事實ではない。現に我が國史を繙くものは其の古典の中から屢々「王臣部曲、田莊は皆公民。公田とす」(日本書紀)とか、「王臣、百官人等、天下公民」(宣命)の語を發見するであらう。「オホミタカラ」といふ語の概念は、必ずしも今日云ふ公民と全く同意義だとは云へない。けれども、其の原始的意味を含むことは事實であるし、更に降つて江戸時代に入つては、一層自治的生活を市民が營んで居たことは、彼の五人組等の制度によつて明かなことである。それ故に封建時代にあつては、公民なしといふが如きは不當である、尠くも迂遠である。即ち公民——市町村制式の公民なるものこそ無かつた

のであるが、實質的に見たる公民といふものは、立派に存在してゐたのである。然らば立憲國以外に公民教育が無いといふ理論も成立たない。従つて公民といふ言葉も立憲治下といふ規定の中に於てのみ之を定めることは必ずしも正當でない。併しながら、過去に於ける公民と、現在に於ける公民とは、決して其の内容を同一にするといふことは出来ない。公民觀念もまた時代と共に變遷してはゐるのである。

公民觀念の發達 を概観すると、凡そ四期に分けることが出来る。

第一期 種族別小集團が狭小な地域に割據する時代であつて、原始社會に於て見る所である。對内、對外、二様の態度と道徳とが最も明瞭に區別される。即ち各種族は相互に孤立し、排他的で自己の種族を繁榮せしむる爲には、他の種族と争闘を必要とする状態にあつた。此の時代では種族に於ては、公明正直、忠實に權威に服従し反社會的情緒を抑制し、一族の幸福安寧を念として、部族の存續を鞏固ならしめた。しかし、他の異族に對しては常に敵對行動をとり、反社會的態度を持してゐた。是れがやがて有徳の行動であつたのである。此の際に於ける公民は、此の二重標準の下に行動し得るものでなければならなかつた。

第二期 小集團が併合して、國家組織となり國民といふ大集團となつたのであるが、やはり二重の

標準がある。最近に至り漸次外國を敵視したりするやうな念慮は薄らいで来たが、自他といふものにより態度は同様でない。即ち良公民は對内的には自己團體に奉仕せんとする精神があつて、自己の團體の幸福を増進し、自己團體の人民一般を愛せんとする積極的のものでなければならぬと同時に、對外的には國に一旦緩急あつた場合、外敵と戦ひ最後の血の一滴迄、之が爲に注ぐ人であつて、其の思想感情行動の一切が反社會的性質を帯びた人であることとなる。然し現在に於ては尠くとも他を敵視する様な考は之をとり去らなければならぬ。

第三期 種族的小集團が併合せられて國をなし大なる社會的集團が生じたが、更に再び小集團に分裂した。そして其の小集團形成の基礎は農工商・宗教・政治其の他職能を異にする爲めである。即ち職分的小集團を生じた。特に商工業進歩の結果此の方面の現象は著しく現れて居る。而して又二様の態度標準は存在してゐるが、小集團の一員であると言ふ觀念のみ強く働く時は、其の仲間だけでは良友たることを得るが、之は望ましき公民といふことは出来ない。これらの實例は勞働組合とか、腐敗せる政黨等によく見らるることである。

第四期 小集團は有機的に大集團となり、連帯を自覺し、獨立の小集團員も大集團に附屬し、其の一員たることを明確に意識する時である。第三四期に於ける良公民なるものは、其の視界を擴め、意

識を廣くし、大集團の一員として社會的行動に出ることの出来る人でなければならぬ。

由來人類は團體的生活を營む動物であるとは云ふけれども、それも原始的時代にあつては極めて幼稚なそして不完全な結合状態にあつたことは前述の如くである。一面甚しく他律的な自我を持つてゐると共に、彼等の道徳は著しく利己的なものでもあつた。それが漸く時代の進むにつれて自我の覺醒が伴ふと同時に其の生活が複雑になり、且つ交通が便利になると國際的生存の意味も考へられるやうになつて、爰に一層廣い團體生活の要件を考へられるやうになつたのである。即ち今日の人類は單なる個人である許りでなく、家庭の一員であり同時に有ゆる公共團體の一員であるのである。それ故に一個の人としての要件には、嘗て修身齊家の修養があるのみでは足りない。公共團體の一員としては其の團體の組織制度、又は沿革に關して必要な識見を備へ、その道徳を有して居らなければならぬし、同時に其の團體の進歩發達に對して十分の貢獻をすることの出来る能力がなければならぬのである。

「公民觀念の變遷」と題して眞田幸憲氏はかつて左の論文を雑誌「小學校」(第二十四卷)誌上に發表せられた。

一、原始社會に於ては數多の種族なるものが、其の一族の生存上、相互に孤立し、排他的に存在し、其の一族の繁

榮を圖らんがためには、他の種族と終始戦争を交ふるを必要とする状態にあつたのである。斯る場合には、其種族に、社會連帯を要すること著しく、一族擧つて、協力其の敵とするものに當り、種族間に於ては、公明正直を旨とし、一族に對して忠實に權威に服従し、反社會的情を抑制し、一族の幸福安寧を念として居る。この連帯性は、其の部族の存續を可能鞏固ならしむるもので、之なくては、他の部族の爲に、當然侵略せられ、征服せらるゝの運命に陥ることとなる。

しかし一方、他の異族に對しては、全く反社會的態度を持し、常に敵對行動をとることを念とし、欺瞞詭計を事とし、敵の財産を掠奪し敵を敗らざれば止まぬことが必要である。同族に對して、社會的態度に出ることの必要な程度に於て、異族に對しては、反社會的行動に出ることは必要でもあり、且は有徳の行動であるのである。敵と戦ひ、敵に抗することは、自然が人類に闘争の本能を附與したほど、自存自衛に、必要缺くべからざることであつた。

かかる時代には、個人の他に對する態度、其の道徳は二重となつて居る。即ち同族中に於ては、出來得るだけ、社會的態度に出ることが必要で、異族に對しては、出來るだけ、反社會的態度をとることを要する。而して、かかる態度に出ることの出來るものは、良公民であつて、之に反するものありとせば、それは、不良なる公民となるのである。次に自他族を異にする場合、どんなことが徳不徳であるかを例示すれば、左の様なものだ。

- 自族に對して
 - 互助 社會奉仕
 - 異族に對して
 - 損害 破壊

- | | |
|----------|-----|
| 公明 | 詭計 |
| 眞實 | 詐欺 |
| 正直 | 瞞着 |
| 忠實 | 敵對 |
| 服従 | 反抗 |
| 謙遜 | 不遜 |
| 團體の意見に従ふ | 侮蔑 |
| | 抗爭 |
| 禮儀 | 無禮 |
| 自制 | 放肆 |
| 温和 | 慈悲 |
| | 無慈悲 |

若し反對の態度に出で、自族に對しては反社會的に、他族には社會的なことをするとせば、自族内に於ては、其の反社會的な點に於て不徳を行ふこととなり、他族に對する社會的行動は、敵を助け、敵に助を與へたといふこととなるので、反逆的行爲として非難せらるゝに至るのである。

以上は、シカゴ大學教授ホピット氏の所説をとりて、其の大意を説述したのであるが、之を我國史に適用して考へても、いかにも思はれる節々がある。蘇我氏とか物部氏とか、各一方に對峙して相争ひたる、原始時代に於ける部族の態度を失はざるものと見ることが出来る。更に下つて、源平の争といひ、戰國時代に於ける群雄の割據といふ、皆原始時代の名残をとめて居るものと見ても過はなからう。當時公民などと稱する語はなかつたが、今日より見れば、恐らくは、此の氏族と云ふ様な、狭い集團を本位とし、同一集團に所屬するものは、

自國に對しては、社會的に、他に對しては、反社會的態度に出ることを以て、其公民の資格をしたこと、想像せらるゝ。

二、同族は、更に公民觀念の變遷に就て云ふ。

小部族は、相互に争つたが、次第に、弱は強の爲に併吞せられ、部族なる集團の數は少くなつたが、其一集團の人々と其の占むる土地の面積とは大となり、國民と稱する集團が、地球上に四五十存在することとなつた。斯る状態となつても、原始時代になつた様な、二重の態度は依然として存續して居る。國民は、内部的には、社會連帯、社會的道德を維持すること、昔と變りはない。而して、一方他國民に對しては、他と感ずる程度大なるに應じて、反社會的態度を有し、絶えず、威視すと云ふことが繼續して居る。しかし、此の態度は表面には現はれぬ。その現はれぬは、多大の犠牲を拂ふて戦ふも其の結果は自殺的に終るに過ぎぬ恐あるので、永遠の平和の基礎の確立したためではない。

この伏在して居る對敵態度は、場合によると、些細のことと爆發することもある。獨立の國民は、對内對外の二標準に執着し、共に之を正當に道德的のものとなして居るので、若し、世界の一員たる感情が弱いと、對外的標準の上から、他人を敵視する情が勃然として起り、自國民ならざるものを殺戮したりすることは、罪惡でもなければ、大に敵に損害を與へたものは、名譽として表彰せらるゝ。

國民は此の反社會的傾向を制度化し、外敵を破滅する上に必要な、法律、傳説、輿論、軍備を施設利用し、學校、寺院、新聞紙等は、相待ちて、此の反社會的態度を一般に宣傳せんことを務めて居る。戦争の設備といふこ

とは、此の際、最も多くの費用を投じ、最も完全に組織せられた制度となつて居るのである。

こんな時代に於ける其民といふのは、國に一旦緩急あつた場合、外敵と戦ひ、最後の血の一滴迄、之がために注ぐの人であつて、其の思想、感情行動の一切が、反社會的性質を帯びた人であることとなる。

人は、かゝる殺戮や、破壊を社會奉仕とせねばならぬことを非難する。從て其公民たるの任務をも否定する。しかし、世界のかゝる状態にあることは望ましいことではないが、現にかゝるのである。世界の進化はまだ若く、眞の文化や、眞の組織には達して居らぬ。各國民永遠の存續幸福上、如上の奉仕が有要でない程に迄、世界の事情を變化するにあらざる限りは、假令望ましからずといへ、其の奉仕は存在する。

愛國心は其民の一表徴であるが、現在の如き世界の状態では、こゝに二種の型を必要とする。其の一は、對外關係を基とするものであつて、他國を抑制し必要あらば、それを破壊することをもして、以て自國に奉仕せんとするもので、反社會的精神である。今日の如き状態に、世界の國々がある以上は、永遠に繼續すべき心的状態である。

國民なる集團は、一方は對外的に制度を組織するのみならず、一方人類共存相依の精神に基き、内自國集團の幸福増進のため、各種の人道的施設をし、學校、寺院、病院の施設、幼年婦人の保護、勞働時間の制限、衛生的事情の改善等に努力して居る。而してこれ等は、社會的道德を根底とする制度であるが、新聞や、學校寺院は、此の社會化を鼓吹し、社會的其心の喚起にとめて居る。こゝに、愛國心第二の型が生じて来る。即ち之は自己の團體の爲に奉仕せんとする精神であつて、對外的に嫉視すと云ふのではなく、自己團體の幸福を成るべ

く廣く増進せんとするのである。自國の人民、その凡ての人民を愛せんとする積極的のものである。しかし、此の方面の愛國心は明瞭に自益せられて居らぬから、大に之を力説するの必要がある。多くの人は愛國心といふと、對他的の反社會的性質を帯びたことのみを考ふるの弊がある。自己犠牲といふことは、對他的關係のある場合に行はれ、其場合には誇とする所であるが、對他的關係に於て、社會的に、自己を犠牲とすることも、等しく人の望むべきことであり、又名譽とするものでもなければならぬ。公民の教育といふものは、愛國心の二種の型が必要な限り、其の觀念を完成し、兩者の發達を圖ることを旨とせればならぬ。

以上氏の所説を一段として、吾人の所見を述ぶるが、近世の國家組織の發達に於て、最近こそ、國際とか、人類共存とか云ふ様な聲は高まつては來たが、大戰前迄は、明に自國內に於ては社會的態度を持し、他に對しては、反社會的態度に出でんとする傾向が著しくなつて居た。獨逸の如きは、世人が軍國主義として非難した如く、其の著しい例であつた。彼は、佛國の蹂躪する所となり、普佛戰爭以來、自衛の爲め自國の結合を強くせねばならぬ要が多くなり、小邦を丸として聯邦としたが、對内的には、社會連帶、對外的には敵愾心を養成し、こゝに獨逸式に第一の型の愛國心を旺盛にし、且つ反社會的行動に出るの制度を施設する上に、頭腦を絞り、多大の費用を投じて、一切を完備した。若し獨逸なるものは、其の怨敵たる佛國に備ふることのみを以て満足したならば、換言せば、反社會的態度が局限せられて居たならば、恐くは、世界の慘禍を招いた大戰争も起らなかつたらうし、獨逸自身も自殺的敗亡を招かなかつたかもしれぬ。しかるに、内部に於ける社會的態度は、其成果に於て、著しいものが現れ、對外的には、一切の前度、他を壓倒するに足るほど、強大となつた結果は、反

社會的態度に出るの可能力大となり、他國は之がために大に脅迫せられることとなつた。而して、機熟する迄、伏在して居た其態度は、一朝勃然として發現し、遂に世界大戰争となつたのであるが、其結果は、こゝに述ぶる迄もない。若し、獨逸は獨逸だけを本位として考へたら、其國民は熱誠な愛國心を發現し、公民として、最上の義務を盡したものであらうが、しかし、今日の時勢は自國のことのみを考へて、排他的、反社會的行動に出るものなれば、之を人類共存の上に、危険なものとし、斯るものゝ存在を希望せぬこととなつた。

私等の小供の時に西に英吉利、北にロシア、油断ななせ云々と云ふ軍歌を歌ひ、盛んに、敵愾心を養成した時のあつたことを記憶して居る。今から三四十年前の世界は、虎視眈々で、確に隙があれば、他國を侵略せんとする油断のならぬ時であつたのであるが、こんな場合に於ける國民の覺悟、良公民の具備すべき條件は、内に於ては、社會的、外に對しては反社會的態度を確に持つて居ることであつた。爾來數十年、特に戦後に於ける公民觀念の内容は、著しく變遷し、單に偏狭な愛國心を有するものゝみが、良公民とは稱するを得ぬこととなつたと云ふも誤はなからう。昔のまゝの良公民の標準から見れば、敵愾心を有することを非難したり、偏狭な愛國心などと云ふことは、非國民的の言説となる。又理想としてはあれど、未だ實現せぬ永遠の平和を考ふる人から見れば、戰爭は絶対に罪惡で、兵備などは、全然無用のものとなる。こゝに、全然相反した言説が、たゞはされて居るが、之は畢竟公民觀念の變遷して來た、或時期に於ける現象と見ることが出来る。

理想的永遠の平和の實現した世界は、どんなものか。又何時實現せらるゝかは不明であるが、多少の變化改善は勿論あれど、現状に於ける世界は存続するだらう。若干の獨立國に分割した状態で、人類の世界に生存す

る限りは、戦争もあり、従て兵備も必要である。進んで、他を侵略し、積極的反社會的行動に出ることを以て公民の具備すべき条件とするとは、之も避けねばならぬが、自國が妄りに、他の爲に脅迫せられ、其存續を危くせらるゝ場合に當り、かゝる危害を加ふるものを敵視し、之を防衛するの精神は、公民として有することが必要である。未だ實現もされぬ、遠き將來のことのみを頼として、自國のみが、全く兵備を撤するやうなことは、幸福を招致する所以ではない。世界人類は、兵備などを要せず、反社會的態度を持つるの要なき様、其社會事情を改善し行くことは、根本的に必要な問題であり、之と共に、各國が漸進的に、其兵備を縮少する協調をなすことも、當面必要な問題である。しかし、兵備の存する以上は、之に服役し、一旦緩急ある場合に、一身を犠牲にするも辭せざるの信念を、公民は有せねばならぬことと考へる。社會主義者の或ものは、今日の國家組織を以て、或階級のために、都合よき組織と見、兵備の如きは、之を擁護するの道具と考へ、それが爲に、兵役を忌避したり、軍隊を呪つたりして居るが、その言動は、明に對内的に、反社會的行動である。而して、その代り、對外的に、反社會的態度を寛和し、人類の幸福を増進することとなるかと云ふに、それでもない。吾人は、公民として、こんな主張や言動は之を排斥する。

三、同教授は更に云ふ。

狭小な土地に割據した種族が、併合し、併合せられて、國をなし、廣大な土地に、大なる社會集團が生ずることとなつたが、更に再び、小集團に分裂した。而して、其小集團形成の基礎は、農工商、宗教、政治、其他職能を異にするためである。甲は或政黨に屬すれば、乙は反對の黨派に入り、丙は商人なれば、丁は農たり、

農工商の中にも、各種の小團體があるといふ風に、各人は、政治なり、宗教なり職業なりの關係上、何れかの小集團の一員となつて居る。

此の際、例の内外二様の態度は、自然に現れて来る、自分所屬の政黨、寺院、俱樂部、組合、學校等に對しては、自ら社會的態度を現すこととなるが、競争の立場、反對の立場などにある、他の組織に對しては、外的なものとのを見、自然に之に對する態度を異にする。而して、この小集團は、市、郡、團といふ大集團中に成立し、其中に包含せられて居るから、各員は、一方に、等しく市郡團の一員であると云ふことを自覺するため、小集團を本位とする反社會的態度は、いくらか緩和せらるゝこととなる。しかし、小集團の一員たる意識の旺盛な場合には、内外兩様の態度を持ち、其何れをも正當なりと考ふることは、前に述べた場合と異らぬ。

労働組合は其好適例であるが、組合員は、相互に相助けて、就職口を探し、位置を安定にし、時間や賃銀、衛生状態、罹病者の保護等に就て、出來得るだけ、友愛の態度を持する。社會的道德は、其仲間には、充分に行はれる。しかし、一方傭主を相手とした場合には、其態度は全く異なる。傭主は彼等にとりては「外」である。時には、ストライキもやり。甚しきは、工場や器械なども破壊することもある。彼等は自ら稱して階級闘と云つて居るが、確に其名の示す通り、一種の戦争である。昔時狭小な土地を劃して生活して居た小集團が、相互に争つた敵對的行動は、職分を異にする小集團間に行はれて居るのである。

一方資本家側はどうかと云ふに、其仲間相互の間には、規約を設けたり、一致共力の態度を持して居る。しかるに資本家側に對するものは労働者であり、又消費者である。若し資本家は此等のものを「外」と見るの念

強きに至る場合は、之に對して、反社會的態度に出て、勞働者の利益を無視したり、消費者の不利を意とせぬ。腐敗した政黨も亦一例であるが、内部に於ては、團員の結合を鞏固にし、リーダーの命に服従し、黨の秘密を守り、一致共力事に當る等、社會的態度に於て遺憾はないが、對外的關係に於ては、自黨に不利なものを見ては、之を敵視し、其福利を蹂躪するを意とせぬ。之は亦原始時代からの二重標準で行動して居る。

凡そ、人は其視界や意識が、一小集團に限られて居る場合には、原始的態度を持ち、二重標準で行動することとなる。此際、此仲間だけには良友たることを得るが、之は望ましい公民ではない。若し視界は擴り、大集團の一員たることを意識するに至れば、反社會的態度は、次第に消滅し、文化社會の社會道德を以て、其行爲の標準とすることとなる。此の型を有するものは、實に文化社會の良公民であるのである。

四、國民といふ大集團が、職能的に、各小集團に別れたことは、前に述べたが、其小集團が相依相待の關係から、こゝに連帶性を有する、新しき且最高の形式を有する大集團として現れる。各小集團は獨立はして居るが、他と孤立して存在は出來ぬ。身體の各部が有機的關係を有するが如く、社會の各小團體は、相依相待、有機的に存在すと云ふことが、確實に認めらるゝに至れば、大集團の一員だとの念が、小集團の各員を支配することとなり、對内的標準を以て、公民行爲を律し、對外、敵視的標準はなくなる事となる。人類が此舞臺に達することは、容易なことではないが、漸次、部分的にかゝる歩調をとつて進みつゝあるし、近時進歩の速度から見れば、若干年の後に於て、かゝる進化の域に達し得らるゝことと思ふ。而して、斯る態度を造ると云ふことは、實に教育上の重要問題である。

五、以上はホピット氏の「良公民の性質」と題する一章をとりて其大要を述べ、且は間々所見をも加へたのであるが、要するに、第一期に於ては、種族集別小團が、狭小な地域に割據するの時代であつて、對内、對外的に、二様の態度と道德とが、最も明瞭に區別がある。此際に於ける公民は、此二重標準の下に行動し得るものでなければならぬであつた。第二期に於ては、小集團が併合して、國家組織となり、國民といふ大集團となつたのであるが、やはり二重の標準がある。最近に至り、漸次外國を敵視したりするやうな念慮は薄らいでは來たが、自他といふものにより態度は同様ではない。良公民なるものは、自國を愛するの人なると共に、他の福利をも考へ、尠くとも、他を敵視するやうな考をとり去るの人でなければならぬ。又對他的關係に於ける愛國心を有するのみならず、人類共存の精神に基き、一般民衆の幸福増進を念とするものでなければならぬ。第三期に於ては、職分的に小集團を生じた。特に商工業の進歩の結果、斯方面に、此現象は著しく現れて居る。而して、又二様の態度標準は存在して居る。第四期に至れば、小集團は有機的に大集團となり、連帶を自覺し、獨立の小集團員も大集團に附屬し、其一員たることを明確に意識するの時である。第三四期に於ける良公民なるものは、其視界を擴め、意識を廣くし、大集團の一員として社會的行動に出ることの出来る人でなければならぬ。

第二章 公民教育

公民教育の高調

せらるゝこと、蓋し今日の如きは尠ないであらう。公民教育に關する論説は、

新聞に、雜誌に、著述に日としてこれを見ないことはない。識者の口を藉り、國家の手を煩はして、順次公民教育の實は舉りつゝ、あるやうである。併しながら、其の多くの議論は公民教育の必要を唱へ、又は之が實施の方法を述べたもので、公民教育の目的は何であるか、公民教育の本質は何であるかを學問的に論述したものは割合に尠ない。蓋し斯の如きは、多くの論者がかかる事は自明の事であると考えへてゐる爲であらう。然し乍ら、翻つて考へて見るに、此の問題が國民陶冶の上から見て重要事項であるとしたならば、先づ其の本質や目的を充分吟味する必要があると思ふ。此の意味から公民教育の本質及び目的を少しく左に究明して見たい。

公民教育の本質

公民教育思想は其の沿革の章に於て述べたる如く、遠く希臘の古代に其の萌芽を發してゐる、則ちスバルタ、アテネの教育は、實に國家的公民を養成するを其の目的としてゐた。然し現今の公民教育は、決して從來のものそのまゝの復活ではない。他に別個の本質がある、ケルシエンシユタイナーは「吾人の今日の國家生活の潮流は、際限なき激浪怒濤のうちに流れてゐる」といつてゐるが、この激浪怒濤の如何なるものであるかを究め、是れが教育思潮に對する影響を明にすれば、公民教育の如何なる本質を有してゐるかが判然して來ると思ふ。今其の重なるものを指摘する。

一、國家思想の發達

國家思想は十九世紀から二十世紀にかけて非常に發達した。國家的思想とは、

國家の本質に關する思想、個人と國家との關係、愛國的感情の勃興等、國家的觀念の確立したことである。此の思想は個人主義・世界主義に對する反動として、又實生活上の要求として、其の他諸學術研究の間接的影響の結果として、興起したものである。其の要點は國家を以て最も確かな生活組織とし、之れが爲に國家と民族とを尊重し、之れが統一を圖り、國民をして總て國家的意識を有せしめようとする思想である。

二、政治的生活の變動

近代の政治的生活の基調が専制主義・貴族主義から立憲主義・民本主義に移つてきた。即ち從來の政治は君主や貴族の掌中にあつて、一般人の全く關せざるところであつた。然し近代に入つては、此の不合理な専制政治・貴族政治は漸次破壊せられて、立憲政治となり民衆政治となつて來たのである。従つて一般人民は參政權を獲得して、或は國家の政治に或は自治體の政治に參與するやうになつた。同時に一般人民の政治的無知・無自覺は國家の政治を危くするものであることも明かになつた。乃ち議員政治、政黨の墮落は其の明證である。其の結果、國民に對して、積極的な政治的教化を必要とするに至つたのである。

三、經濟的生活の大變動

傳統的實業から科學的實業に移り、就中大商業・大工業が勃興し、富は益々集中して貧富の差が大となつて來た。此の實業的練磨を圖らなければ生活上の落伍者を多からし

め、幾多の社會問題を生じ、延いては國運にも關することとなり、茲に經濟的・實業的技能的養成が極めて必要になると共に、職業の道德化につとめねばならなくなつた。

四、**社會的・道德的の低下**。物質的生活の向上は、他面に於て社會的・道德的の低下を來した。即ち個人主義・物質主義・利己主義のみ益々盛となつて來た。かゝる思想は、團體生活を危きに導くものである。之れを挽回し、道德的生活を正道に導き、美しき他の道德的一面を涵養することが益々必要となつて來たのである。

以上は社會生活・國家生活が公民教育思想を生ぜしめた諸種の原因であるが、教育思想の方面からも、公民教育思想にまで到達しなければならぬものがあつた。それは、

五、**社會的・教育思想**である。即ち社會的教育學の必然性が更に國家社會主義にまで進み、こゝに實用性の顯著な教育學説を要するに至つたことである。

之を要するに、今日の公民教育の思潮は、國家的・政治的・經濟的・道德的・教育思想的各方面の必然的要求に依つて、其の出現を促されたものと見ることが出来る。それ故に公民教育の本質を解する場合に、以上の諸要求を全部包含せしめて包括的に解するものと、或は政治的に解するものと、却つて道德的に解するものと、經濟的に解するものとがある。けれども、眞に穩健なる解釋としては、以上諸

種の原因に應ずる内容を具有するものに就いて、其の方法を立てるでなければならぬと思ふ。

公民教育の意義

公民教育の意義を明かにするために、公民教育に關する二三氏の定義する所

を左に述べて見よう。

1. **ケルシエンシュタイナー氏の説** ケルシエンシュタイナー氏の「公民教育論」を遠藤順一氏の紹介せる

譯文により、左に抄録して見る。

公民教育の思想即ち國家の生存發達及び職分に參與する國民の一員たる人間の教育の思想は既に古代に存したり、希臘・羅馬市民の子弟は紀元前數世紀に於て公民教育をうけたり、プラトンは彼の著述に於て理論的に公民教育を説明せり、如何なる時代も公民教育の思想無かりし時は無けれども、然も古代及中世に於ては之が少數の人々の力に局限されたり。

國家を組織する人民をして充分權利ある公民たらしむべく公民教育の必要なるを一般に認めしめたるは近世にあり、凡ての人民は國家生活を營むに於て少くとも國家に對して不健全分子に非ざる様に教育されざるべからず、國家は各個人の價値を認め、人民の共通的活動によりて國家觀念を誘導するを要す、道德的教育の基礎に於てのみ公民教育は達成され得べきは明白にして、而して此事は理想に向つて無我の奉仕を意味するなり。勿論古代の國家は、人民に對して絕對至上の權力を以て望み、人民を以て國家の生存を維持する手段とし、彼に對して何等云ふべき價値を必要とせざりき、彼等は國家權力の維持者にして、之に依つて彼等が實際に所有

する利害關係は常に國家の利害關係として認められ、公民教育の道德的中核は未だ顯はれざりき、近世の民主的國家に及んでは國、民の中に於て多數の階級的區別行はれ、各階級間の利害關係は屢不可越の現象となれり、此階級の對象は國民が經濟的及社會的區別の外に國民的及宗教的分裂をなすに至りて愈鋭くなれり。然るに今日に至りては國家は各個人の價値を認め、之が爲めに階級相對の平均に努め、國家の憲法は漸次此平均を爲さんとするに至り、國家の理想は凡ての人民の正當なる生命財産を保護し、増加し、又階級闘争を出来るだけ抑げんとす。之は法治國及文化國の理想なり。此理想が國民一般のものとなるに依りて國民の意志を發達し、能力を進め、國家を全體の幸福なる家庭たらしむるを得む。

此國家の理想に養はれたる意志及之と結合したる用意を總ての時機に事實に顯はさんとすることを國家意識 *Staatsgesinnung* と名づく、之が外部より爲されたるに非ずして、人民自身より出づるによりて初めて國民の國家意識の上に國家の將來は安定せん、此國家意識無くしては、能力あり又幸福なる國民の將來は、希望無き深淵に陥没せん、國家意識への教育とは即ち意志の教育、能力の教育にして、國家が完全なる法治國及文化國へ進む發達上彼の人民を參與せしむる事は公民教育の核心なり。

公民教育の方法及過程を知らむと欲せば國家意識の概念及個人に對する國家の意味を詳にせざるべからず、法律的の國家觀念に従へば國家とは人の多數の集團にして法律的に完全なる獨立的命令權力及強制權力によりて永久に繼續し、而して土地の一定の範圍を占有するものなり。之に依れば國家と個人とは常に二個の相對の兩端に立つなり、個人は可成的自由に努め國家は可成的強制に努めむとす、此反對命題の必要なる融和して公

民教育の任務は存在す、個人が道德的なればなる程、思考及行爲に於て其内心の平和は自治的となり、之に反して、絶對權力の本質に於て行動の範圍が擴大されるだけ、愈維持權力は擴大す、之は一面道德に向つて努力する個人の本质上の心理的基礎にして、他面國家の權力の本质上にあらはるゝところなり、如何にして此相對性を調和せんとするか、唯國家理想 *Staatsidee* が自から道德的自由への努力實行に進み入ることに依つてのみ實現するを得む。

始め絶對權力の下に人間が一般に自心より屈服したるは唯此權力なるものは原始人が目的を追求し、又戰鬪力なき個人の生活上の欲望の満足が可能ならしむる事情によりて了解するを得べし、國民の各個人に對して國家觀念の發生したるは即ち國家が外敵に對して防禦し、内部に於て秩序を正當に維持する手段たりしより發生せり、國家權力の此二個の行爲は先づ必要なる生活欲望の確實なる満足と而して人が勞働に依りて獲得したる物質所有物の確保とを可能ならしむ。

文明の進歩と共に人間の目的は擴大せり、生活需用を確保する物質的財貨に對する競争起り、更に無限に巨大に生産されたる財貨に對する競争は劇甚となれり、舊新の價値は顛倒し、軋轢は生ぜり、人類の爲めに人の自然的性質及教育により各種の價値を有する精神財 *Geistige Güter* の保護及享有の爲めに國家權力の擴大の希望は次第に社會上に強くなりて行き、同時に社會に依つて作られたる權力組織體の中に於て各權力個體は其保護力の不斷の擴張の爲めに内在的努力をなす權力の維持者に於ても亦之を行へり、斯くして此二個の動力は同一の方面に進み一般的財としての國家の價値は向上して相對する二個の現象を調和せんとせり。

國家の價値の向上は正義と公平との標準に對する調和を實行するにより、又凡ての内部の事情及凡ての内部の文化的事業に於て個人の人格の自由を維持するによりて増進す、斯くして國家は各個人は自由なること又同時に最高の内在的善及道徳知自由に就いて擁護さるべしと云ふ前提を有するを以て國家の價値は最高の表現されたる善に迄發展するを得べし、個人の精神の前には純粹理性の國家は最高至善として表はれ各個人の道徳的文化が増進するに従つて愈命令及強制の權力を要求すること減少し、國家は各道徳的個人に對して最高なる實行價値の維持者となり、而して個人の最高の價値、道徳的人格の價値に到達するを助く、之に依りて公民教育は公民の道徳的教育と結合されざるべからず。

此文化國家及政治國家の完成は本より求久に到達する能はざる理想なり、然し乍らそは理論的結構にあらずして、寧ろ昔より文化社會に生活する道徳的人格者の教育目的に於ける必要なる關係なり。

斯る規範の公民教育の可能は國家の公民が國家發達上國家の理想に進むに當りて正義に公平に且つ道徳的自由に行爲し用意するにあり、此行爲と用意とは國家意識の作る所なるなり、國家意識は漸次に完成に向ふ法治國及文化國の方向に進み行く歴史的形成國家の發達に共力すべく各個人を勵ますところの精神なり。

公民教育は國家の道徳化に於ける道徳的教育なり、之より此教育の方法及手段生ず、如何にして公民教育が國家の道徳化に於て務むべきか、如何様なる公民教育の形式を取るべきかは必要なる問題なり。

吾人は單なる教訓は誰人をも公民たらしむること能はざるを知る、凡ての知識は單に行爲の道具なり、行爲よりして吾人が善良なる公民たるか否かが生ず、單なる教訓は何等の社會意識を生ぜず、意識は知識以上のも

のにして、意識は職務に對する用意 *Dienstharrlichkeit* なり、依之、凡ての公民教育の第一にして、不可缺な要求、國家意識の發達に關する根本過程は勤勞社會に於ける教育にして、之は生徒をして唯に彼の爲めに彼の道徳性の爲めに働くのみならずして、むしろ彼の勤勞を他人の道徳化の爲めに務めしむる様に常になさしむるにあり、此處に至りて吾人の學校に公民教育を設くべき根本要求生ず、學校が若し此問題に當らむとすれば學校が勤勞自治體 (*Arbeitsgemeinschaft*) として組織さるべきを要す、此根本要求の充實無くしては公民教育に對する凡ての努力は無に歸せんのみ。

然るに今日の學校は以上の目的に伴ふ能はず、學校は生徒の學友、理想及學校の發達に於て何等の組織的な人格的勤勞をなさしめず、弱者を授け、他人の爲めに道徳的責任を盡くし、社會の爲めに力と時とを犠牲とし、學校の權威と名譽とを揚げ社會の爲めに道徳的勇氣を發揮し、自己を無學にして如何なる時にも學校の爲めに盡くさんとする正義公平の觀念等の組織ある社會的道徳は今日迄學校教育によりて得べからず、凡て公民の根本道徳、無我の性質は教訓及教授によりて得べからずして、不斷の行爲によりて得べし。

案より今日迄の學校は生徒により高等なる能力を發揮せしめん爲に精神的及身體的力を用ゆるを教へたり、學校は個人が社會の一員として爲すべき職務に就いて言語を以て教へたり、然し乍ら生徒に教へたる全體の精神的活動は生徒を自己の爲めに盡くすに留まり、勉學によりて學友を凌駕せんと欲する名譽心生存競争の勝利者たむ爲めに出来る限り多數の知識を獲得せんとする欲望は全學級又は全學校の生徒團の組織なる利害關係の要求を無視し、之を努力によりて破壊せんとす、生徒はたゞ自己の爲めに、自己の目的の爲めに學び、働く、

彼の利害關係は自身を充實するにあるのみ、他人の利害の如きは關知するところに非ず、總ては自己の人格の完成にして高等價値の維持者たる全體の完成に非ず、個人は自己の最善の行爲の成果を社會の爲めに捧げんとするにもあらず、亦社會と共に幸福を享有せんとするにもあざざるなり。既に吾人の學校は道德的觀念及理想に對する犠牲の必要を説き、古今東西の人類救済の偉人の業績を例示したりと云へ共、然も家族及友人にして生徒が道德的行爲に務めむと意志を定むるの際幾多反對の事件を惹起するに於ては單なる口舌の教訓は生徒に對し何の效果をも與へざるなり。

此故に公民教育を學校教育に採用する第一にして最重なる要求起る。即ち個人的名譽心の場合より社會奉仕へ、理論的知識の偏頗性より實際的人道的普遍性へ、知識の法律的獲得より知識の正當なる使用へと學校教育を移動せしむる事なり、此移動は學校を社會教育の養成所たらしむ、然も社會教育によりては尙未だ公民教育を充分に行ふ能はず、社會教育は集團的自我主義に陥り易く、之等は家族種族で、職業組合及階級自我主義、企業者合同等にあらはれ、而して之が實現さればさるゝ程道德的理想に奉仕する勤勞社會の特性は減少され、社會は單に人が物質的目的を充たし、自己の境遇及性質の價値を充たすものたるに過ぎん。

之に依つて第二の要求來る、即ち學校は勤勞社會の全體又は部分として組織されざるべからず、勤勞社會の目的は目的に道德理想の維持者なり、勤勞社會を組織する各員は同時に道德的理想の實現に務め、而して如何程迄此理想を實現すべきかは各人の性質と時代と環境によりて定まれり、此處に於て生徒は道德的理想の内容を只だ理解するのみならず、更に強き感情を以て精神の内部に發生せる理想を實際に體驗せむ。

吾人が學校を公民教育の關係の中に組織すべしと云ふは第三の要求なり、生徒が活動する團體員としていふところの勤勞社會は道德的理想を實現實行するによりて充實し、經驗し、而して生徒は社會活動の實行によりて理想の價値を體得す、又教師は道德的理想の維持者にして其本質に於て又其教授に於て之を發現するに努め、之に依つて常に生徒は間接に道德價値を經驗せん。

斯くして公民教育が行はるれば第四の場合來る、即ち、公民觀念の奨勵之なり、之は國家の目的、職務及組織の説明により正義公道の道德觀念の維持者としての國家の性質に關する觀察により、國家觀念奉仕なる道德的人格として各國民に發生する權利義務の解釋によりて得べし。

以上學校教育に於ける公民教育の立場を述べたり。之を更に綜合して説明すれば

- (1) 學校は勤勞社會とならざるべからず、而して各生徒は其性質に應じて自由なる勤勞團體に統合さるべし。
- (2) 勤勞團體は道德理想の維持者として組織され、而して此觀念の實行に際して任務の範圍を定むべし。
- (3) 學校は道德的理想は只に概念なるのみならず、また生徒に於て價値として生命あるべきことを一定の標準によりて注意せらるべからず。

(4) 學校は一方は生徒の性質に應じ、他方授業の目的に應じて公民教育の思想を養ふべし、學校組織に就いては如何なる方法を取るべきかは余が屢陳述したるところなり、學校は唯に其目的に順なるのみならず亦生徒の年齢を考慮せざるべからず、勤勞社會は義務教育の各學科に於て區別さるゝを得、自由なる生徒の團體として發達し、社會の全體の階級を此任務の解決の爲めに統一し、全階級を共通目的の爲めに結

合し、教師を任免し、生徒、教師及両親を自由なる學校自治體として統括し、授業の事項を制限し、又學校管理學校指導及學校裁判を行ふを得、之等勤勞社會の凡ての状態に就いては國家又國民の實際生活に於て幾多の實例あり、唯憾らくは獨逸の學校教育に於ては此實例頗る僅少なるを！

生徒の教育上の問題を手工勤勞に於てし、而して生徒が學校工場に於て、物理及化學實驗室に於て、學校庭園に於て、學校料理室に於て、裁縫室及其他の勤勞室に於て、各自の義務に順應して仕事するは最も容易に學校をして勤勞社會たらしむる所以なり、斯る設備を施すは男子及女子の中等學校、平日技術學校及補習學校になすを最もよしとなす。此處に至りて初めて吾人は勤勞社會の思想を實現したるなり、英國にては數世紀以前より各個人が自ら實際授業の教育によりて自然に道徳的社會教育上授業の價値を示現するを得て個人の要求する思想を満足するを得たれども、獨逸にては之に反して然らざりき。

素より補習學校に於ては其比較的僅少の時間數の特別なる、然も屢才能の少きは生徒の素質及學友により學級精神を組織する可能性の少き事は道徳的力としての勤勞社會を組織するに當りて他の全日學校——夫が一般教育の學校にせよ又技術學校にせよ——又は寄宿舎を有する全日學校と比較して同程度のものにあらず、然し乍ら實例の示す如く男子及女子の補習學校は工場又は勤勞場に於て實際的勤勞を爲す限りは勤勞社會の教育に於て實際的機關たり得るなり、實際的勤勞を授業の中心點とせざる所にては補習學校は常に少數なる生徒に國家意識の精神を賦與し、之に依つて生徒は適當なる青年教化機關又は社會奉仕の實行により更によき要素を道徳的理想の下に共通目的に向つて一致するを得、之に對してよく指導されたる小學校に於ては自ら大なる都市

に廣大なる範圍に於て勤勞社會の思想を普及す、此の最好なる實例を余はニューヨーク市なる小學校の無數の男女少年會員を有する俱樂部が實行するを見たり、而して實際彼等が勤勞に従事する有様を見たり。

余が二十年以前に於て公民教育に關する著書を出版して以來公民教育の實行に關する無數の文獻現はれたり、即ち、公民教育の要求の聲は公民教育教授に關する圖書の洪水の如き出現を見たれども、然も優秀なる二三の例外を除きて、他は公民教育の理解に於て何等談するに足らざるなり。(教育學術界)

乙竹岩造氏は、其の著「現代教育教授思潮」中に、ケルシエンシュタイナー氏の公民教育論を左の如く紹介し、且つ批評して居られる。

氏は近世の立憲國が段々と發達して來た結果、今日の文化國民に於ては、その國民のなるべく多數に、公民としての感情思想意思行爲を全うせしむるやうに、教育を加ふることを緊要の重要事とするに至つたとして、公民教育の觀念を説明してゐる。それによると

第一 公民教育といふものは政黨政派の問題ではなく、政黨政派の關係を全く離れた事項であるとして居る。是れは最もなことであつて、政黨政派の關係を混同しては、眞の公民教育は出來ないのであるから、氏が先づ此の誤解を明かにして居るのは有力な見地である。

第二 氏は公民教育を以て單なる公民教授と同じではないとしてゐる。公民教授は公民に必要な知識を授けて公民の權利義務等を知らしむることであるが、それを直に公民教育稱とする譯にはいかない。さう云ふ知識も公民には無論必要であるが、しかし、それだけであつては不十分であつて、更に子弟が實際に於て公民

の精神を體し、公民の行を現すところの品性習慣を確固と造られて居らなければならぬ、所が之れは公民教授だけでは出来ないと論じてゐる。斯ういふ誤解も住々世間にあること、現に公民教育を論じてゐる人の中にも所謂公民教授を以つて、それであるとして居るものがあるので、リユールマン氏の如きはさうである。然しケルシエンシュタイナー氏の考が頗る穩健であると思ふ。

第三に氏は公民教育は經濟的・技術的教育を指すのでは無いとして居る。今述べた様に公民教育は所謂公民教授でないとして、或は然らば經濟的・技術的の教育でもあるかの様に考へられるがさうでは無い。尤も公民に必要な徳性が、經濟的・技術的の教育によつて養はるゝことも大きい、然し公民に必要な道徳はその外にも存するので、寧ろ公民として必要な道徳即ち公益の爲に私利を擲ち全體の爲に自己を犠牲に供するが如き徳性は、經濟的・技術的の勤勞それ自身からは出て來るものはない。却つて單なる經濟的・技術的の勤勞は我利的慾望や自己的功名を煽る虞が少くない。それ故に經濟的・技術的勤勞の外に特に公民教育の必要があるのであつて、決して是れを以つて彼に代へることは出來ないとして居るのは尤もな見解である。

第四に氏は公民教育と法政的陶冶とは同じでは無いとして居る。法政的陶冶とは、氏の見解に従へば、政治上の識を養ひ、政治的行動を全するに足る陶冶であるが、是れは望ましいことではあるけれども、然しさういふことは極く少數の人に出來るだけであつて、總ての公民に望むことは難かしい。かう云ふ政治上の識見も立ち政治上の行動に携はるといふことは、少數の政治家に任せて置いて、一般の公民としては寧ろ公民の責務を全うし生産を勉めて國家に貢獻することこそ、總ての國民に望ましいことであり、且つ望まれ得る所である。

と思ふ。

第五に氏は公民教育と社會教育とを取り違へるやうな人も無いではないが、これは同じものでは無いとしてゐる。即ち社會教育といふことは、いろ／＼に解釋せらるゝであらうが、廣く見れば社會の爲に盡すを目的とする教育であるから、公民教育とは反對するものでは無く、寧ろ見方に依つては、公民教育の一部分に屬するとも言へようが、然しそれが即ち公民教育であるとは言へ無い。何となれば、社會に盡すと云ふだけでは、國家を本位とするといふ點が明かでないからである。寧ろ總じて社會教育と云へば、社會文化を進める方面のみを重んずる所からして、一技一藝に偏し秀づるを尙び、その結果、却つて個人主義になる虞れも無いではない。斯うなると、公民としてその國家に盡すと云ふ觀念とは違ふことになるであらう。公民教育は國家を本位とすることが明瞭透徹でなければならぬものであると云ひ、更に進んで又世の中には、知識や、技藝や、道徳や、宗教や、その他種々の方面に於て、拔んで居る人があつて、唯だ自國民だけでは無く、廣く世界一般にも尠なからざる影響を及ぼし、又その時代だけではなく、遙に後世にも大いなる裨益を與ふるやうな人も無いではない。然しながら、其の本質に於て、既にその國民に根ざされたものであり、又その時代の産んだものである。

それ故にたとひ斯様に世界的の影響永代的の感化を有つてゐる様な偉い人でも、矢張りそれぞれの國民に屬して居るものであつて、總ての關係に於て、その所屬國民に外ならない。従つてその人の中心たるべきものは、その國民的精神並にその國民的道徳でなければならぬ。自分の屬して居る國民を離れ、自分の生きて居る時代

を離れて、空漠に考へられたる世界人間と云ふやうなもの存在すべき筈が無い。人は動もすると、單なる人間と云ふことを言ふれども、それは篤と考へて見ると全く空なるもので、本統の人間はどうしても國民的のものである。是れは理論に於てさうであるのみならず、實際に於ても確かにさうである。然るに社會教育に於ては、國家を本位とする點が明でないから公民として國家の爲めに盡すと云ふ觀念を以つて骨髄とするところの國民的公民教育と異なるのであると述べて居る。この點も氏の説は極めて明晰である。斯様に氏は公民教育と他の紛れ易い觀念即ち人が動もすると誤解して居る所の考との異同を數個の點に就いて辯ずることに由つて、公民教育の觀念を明にしようと務めて居る。(乙竹岩造氏「現代教育教授思潮」による)

2、フェルスター氏の説 氏も亦法制や經濟の大意を教授するを以つて、公民教育とするの考を排斥することに於ては、全くケルシエンシュエマイナー氏と同じく、しかも之が方法としては品性の道徳的修養を専らとしなければならぬと主張することに於ては、シエリング氏よりも一層強いのである。氏は公民教育を所謂公民教授て出来るやうに考へるは、理智主義の餘弊であると指摘し、道徳主義から之れを説明せんと務めて居るのである。氏の説は道徳的教育學説であつて、陶冶の目的は道徳で、徳育こそ教育要部であるとするのであるが、公民教育問題も亦此の見地から説いて居る。即ち言ふのに公民教授を知的に授けただけでは、實際國家的公民の陶冶としては何の役にもたない。それよりも大事なことは、實際その職業問題並にその生活問題を直に國家的・公民的に取扱ふやうに子弟の意志を覺醒せしめ及び鞏固ならしむることこそ肝要である。随つて公民的活動を間違ひなく體得實現し得るやうな品性の陶冶を具案的に施すことこそ即ち公民教育の要領であるとし、總じて本

統の國民教化は深き道徳教化の最後の結果であると言ひ、正しき公民的實質は人間品性の中堅に於て成立つて説き、國民全體の健全であるか否かは、その所屬個人の内心が確固と立派に出来上つて居るか否かの上に懸つて存すると論じてゐる。氏の様に斯う考へて來ると、公民教育も畢竟道徳教育の一種に外なら無い譯であるから、随つて氏は公民教育と云つても、必ずしも新しい教育の目的を示すものではないとして居る。此の點はシエリング氏と似て居つて然かもケルシエンシュエマイナー氏と較べて面白い對照である。(乙竹岩造氏の著による)

3、リユールマン氏の説 氏の説は公民教育は公民的教授を主とするものであつて、即ち法制的思考を中核とするものである。斯う言ふと知的方面に限らるゝやうに聽えるかも知れないが、併し氏の辯じてゐる所によると法制的思考が熟すると必ず法政的意志が生ずるに違ひない。何となれば深き認識は究極する所意的要素となるものであつて、これは心理上の事實であるからとしてゐる。(乙竹岩造氏「現代教育教授思潮」による)

- 4、アシュレー氏の説 公民教育の目的に對して次の如く述べて居る。
 - (1) 公民心得は、生徒に社會の一員としての自覺を與へ市民としての權利と義務とを教へるものである。
 - (2) 公民科(心得)は、生徒に公正の訓練を施し、市民生活に關する問題に對して識見を養ひ、生徒をして更に賢明更に有爲、且善良な市民として教育することを最上最後の目的とする。
 - 5、エルンスト・リンデ氏の説 公民の資格に就て論じて居る所を左に掲ぐ。
 - 一、公民的精神 と云ふのは、第一公共心を指し、全體の下に個人が進んで服従することを持するのである。他愛心又は社會精神と云つてもよい。更に換言すれば、犠牲の精神である。此の點から見れば、此の精神は愛國

忠君の精神と親密に關係し、これをその倫理的の中心とするものである。家庭的精神の豫備的階段に外ならぬ。然るに君國の財産及び生命を全く捧げると云ふやうな他愛心は、日日の生活に於て容易に見られない。税金及び其の他國家的要求をば重い負擔とし、之を免れようとして種々の手段を用ひる者が多く、政黨間には國家的負擔を反對黨に課し、自己に特權を保持しようとする一般の傾向がある。官公吏が漫りに増俸を希望し富者が相續税を免れようとし、自動車所有者は成るべく之に關する税金を拂はないことを工夫し、商人は自己の利益のみを考へて不當の販賣をなし、飲食店は少年にも酒類を供給すると云ふやうな事實は、日日常に出遭ふ所である。是等の事は總て正しい公民的義務の缺乏を示して居る。

二、此の公共心の特徴とする所は、國家に對し帝國に對して、其の強大なることを欲する意志である。此の意志の存在する所に於ては、必要なる陸海軍を維持し、海外に國威を宣揚し得る望がある。國の内に在ると外にあるとに論なく、國民の名を辱しめることなく、國の威嚴を下さないことに心を用ふるのが正しい公民的精神である。然し國威を輝かざうとする精神と國家的傲慢心とは別である。漫りに他を見下す事は、個人についても國家についても甚だよくない。吾々は人の大事業に對しては國民の差別なく當然敬服すべきである。

三、自己完成についての努力がなければ、何等の正しい公民的精神も、何等の健全なる國民的精神もない、公民は國家と云ふ建築物を成立たせる煉瓦及びセメントのやうなものであつて、其の材料の善良なる時にか、吾々は其の建築物の永久的であることを保證し得るのである。此の見地によれば、國家の過去の大人物は、最良公民であつた。彼等に於て國民の眞の價値が最もよく發表せられ、集中結果獲得及び刺激の力の盡きない源が

ある。公民を貴重するために人たることを忘れてはならぬと云ふこと及び人道は國民性よりも一層高いものであるといふことは正當である。假に人道に對する努力のため國民性を拒絶するものがあるとしても、此の眞理を否定することは出来ぬ。又吾々は國民性が人道を妨害するとは思はぬ。寧ろ人道に對する道は國民性を經過するものであると信ずる。國家が神の國の實現を最後の目的とする者を其の公民として有するやうになつて、始めて其の諸計畫が教育的となり總ての國民特に其の劣等なる者を教育すると云ふ其の任務を全ふすることができるのである。

リンドは善良なる公民の資格を右の如くに定めて、其の教育を論及して居る。公民教育は二様の務を有する。第一は總ての公共的事項に對して、一定の心情を有せしめること、即ち前に掲げた公民的精神を養ふことである。

第二には一定の知識を授けること即ち公民的教授を行ふことである。兩者は勿論親密に關係する一定の心情は之に應ずる觀念を傳へないで生ぜしめ難い又悟性を豊富にし啓發しても之なり正しい善い心情が發せしめられないときは何の益なく却つて害になる。(大瀨甚太郎氏「最近歐米教育史」による)

6、岡篤郎氏の説 文部省實業補習教育主事たる岡篤郎氏は、其の著「公民教育の研究」の序文に於て公民教育の定義に對する所見を次の如く述べてゐる。

國民の教養は、之を國家・社會の公共的生活に適應せしめなければならぬ。此の必要は現代の國民教育の社會的運動として現はれ、茲に公民教育の主張となつた。歐洲大戰以後教育の民衆化の思潮は英・米・獨・佛に於

て勃然として興り、或は労働大學となり、成年教育の主張となり、職業教育の高潮となり、實業補習教育、青年團の制度改善となつた。しかし之を要するに、國民教養のため教育の全部は、凡て民衆文化のために普く開放し、文化國民として其の職業の如何を論ずることなく、精神的修養の機会を均等に與へなければならぬ時運に際會したのである。今や多數労働階級を要求は、物質ばかりではなく寧ろ精神的な生活に要する修養其物を要求するの時代にまで進みつゝある。

斯の如き民衆の自覺は、國民としての經濟的知識・能力・道徳的修養・政治的能率を増大するに至ることは、特に著しいことであらう、併し國民的生活の教育的完成の根柢は、何時の場合に於ても團體生活に於てする國民的徳操を措いて、他に何物もないと言つてもよい、鴻儒アリストートルが「教育の目的を以て理想的國家の國民としての一員を教養するにあり」と言つたのはそれである。羅馬が殷盛を極め東西の文化を蒐めた一大強國を創設した時に於て、其市民の教養の必要を感ずるに至つた際に、其市民教化の策として史上有名な十二銅表を青年に教へ、公共の會議を聽講せしめ國家的觀念の鼓吹に努めた、此れ恰も當時の市民に對する公民教育であつた。

今や世界の趨勢は、萬國平和・國際協調の友誼を厚うすべき時代である。文化國民としての教養は自治の精神を鼓吹し協力調和して各自の團體的生活を完うするの途を授くることにあると言はなければならぬ。先づ自らを修め次で協同して團體を治め、依て公共に奉ずるの本務を知らしめ、この團體に對する各自の位置と責務を明確に意識せしめ、其の義務を全うせしむるの教育と教授とを以て、公民教育の使命とする。

公民教育を施すの方法としては、之を一學科として課する公民心得又は公民科と稱するものは、英語のシビックスの名を假りたものであり、シビックス(Civics)は都市國家を意味する、シビタス(Civitas)といふ羅典語である、市民を稱し或はシチズンと言ふ、英・米の言葉も蓋し亦其の依て來る所は同じである。國民に對する國家的意識・團體的生活への知識のみではなく、その徳操を陶冶することは、公民教育の目的であることは言ふまでもない。唯國により、時代により、國民性によつて、教育の方針に於て多少の相違があることは勿論である、我が國に於ては肇國三千年の歴史と無比の團體の美を有してゐる。必ずしも英・米・獨に倣ふべきではない、公民教育の研究の容易でないのも此のためである云々。

川本宇之介氏の説「公民教育の理論及實際」の中に次の如く述べて居る。

公民教育は公民の公民的知徳の能率、經濟的能率及び身體的能率を増進するを目的とする。

而して右の三能率を充分に有する公民は即ち國家に善良有爲なる公民である。故に公民教育の定義を次の如くなすことが出来る。

公民教育は教授及び訓練を以て兒童及び青年をして近代立憲國の善良有爲なる公民たらしめる教育である。

公民教育の目的

以上の如く、公民教育の本質を以て、教育に關して種々と現れてゐる多くの主義や標準と比すべきものでなく、寧ろそれらを包括すべきものであるとするケルシエンシユタイナ
ー氏、メツサー氏、又政治的陶冶であるとするリユールマン氏、最も道徳的に解し、道徳教育の一種

の如き結論に到達するフェルスター氏等、諸種の見解があるけれども、一言にして公民教育の目的を言へば、児童及び青年をして近代立憲國の善良有爲な公民たらしめるにある、此の定義は、何人に於ても異論のない所であると思ふ。

然らば「善良有爲なる公民」とはどんな意義を包含してゐるのであるか。茲に多くの問題があるわけであるが、「善良有爲なる公民」といふ觀念も、時代の變遷と諸種の國情とによつて必ずしも一定して居ない。それであるから、先づ公民觀念の發達を研究して、現在に於ける日本の國情に於ては、如何なるものを以て、「善良有爲なる公民」とするかを述べて見たい。

良公民の要件 公民教育の到達點は「善良有爲の公民」である。それであるから、吾々は先づ「善良有爲の公民」とは如何なるものであるかを吟味し、然して後善良なる公民を養成する方法に及ばなければならぬ。所謂良公民に就いては種々の點から考察が出来るばかりでなく、前に見た如く、時代と共に變遷進化し、又國情により、各々其の特殊な公民教育の立場がなければならぬ。即ち左の諸項は公民教育を特殊ならしめる基礎であると見ることが出来る。

- (1) 各國の國民性の相違
- (2) 國體及び政體の相違

(3) 國家的・世界的位置の相違

等である。由來教育の目的とする所は各特殊のものと同時に、他面普遍的に論定することが出来る様に、良公民は特殊のものであると共に、普遍的の要素も有してゐる、吾々は此の點に着目して「良公民の一般的要素」を研究して見たいと思ふ。然らば「良公民」とは何ぞ、吾々は之れに對して、次の如く定義する。

良公民とは公民的活動を充分に果し得る者をいふ。

然らば公民的活動とは何であるか、それを充分に果すとは何であるか、それ等について更に敘述を進めなければならないと思ふが、章を別にして説くことにする。

〔公民教育の由來と意義〕（千葉敬止氏） 参考のため「公民教育の由來と意義」と題し、千葉敬止氏が「教育時論」に掲載せられし論文を左に紹介して置く。

一、公民教育の由來 公民教育の思想は、歐羅巴に於ては遠く古代に存し、ギリシヤ、ローマの市民の子弟は公民的教育を受けて居たが、一般に公民教育の必要を認むるやうになつたのは最近の事である。

教育の先進國である獨逸國では、今より二十餘年前、ケルシエンシュエタイナー博士によりて唱導せられたものであつたが、新獨逸共和國の新憲法第百四十八條に「公民教育及び労働教育は學校教育の一部とす」とせられ

てから、すべての學校に對するこの教育に關して一昨年以來大に論議高調せらるるやうになつて居る。米國は如何といふに何事にも新進氣鋭の國であるから、數十年來公民教育も問題とせられてあつたが、此の度の世界大戰に参加後募兵検査に依りて、文盲者の多いこと、英語不能者の多いこと、人種の多様なることに驚き、これが爲めに國家統一運動、米化運動が盛んとなり、英語を解せしめ、市民に權利義務の觀念を與へ、共に従事せんとする職業に關する知識技能を授けねばならぬといふ要求が高まり來り、教育の改造は行はれ、公民教育は戦後の呼物となつてゐるのである。英國は如何といふに、一九一八年の教育條例によりて、教育は未嘗有の改造をなされつつあるのであれど、元來が國民は立憲自治的の訓練を受け、既に公民的の陶冶をされてるやうに國風をなしてゐるから、獨米の如く高調はされないが、やはり學會教育協會等の問題として盛んに研究され、實業補習教育の眼目として公民教育を行ふべき事を唱導されて居る。次に佛國は如何といふに、普佛戰爭失敗後國民の大自覺をなし、共和國は建設せられ、此の共和國政府の維持國力の發展となり、教育の大刷新を行ひ小學校を義務教育として無月謝とし、一八八二年宗教を教育より分離し、修身公民科をおき、世に先んじて、小學校に於て之を課してゐる。さて我國は如何といふに、我國に於ても公民教育は、數年前より唱へられ、這般實業補習教育規程の改正ありて、斯教育眼目の一とせられてから、現今大に高調せられる教育思潮である。

我國は明治二十二年に市町村制を施行し、同じ二十三年に立憲政治を開始し、國民をして一國の政治に參與せしめ、地方の政治に参加せしめたのである。斯様に我國の制度に大變革を與へたのであるから、之と同時に其の國民の教育に對しても、この時勢に適應する教育方針を以て、國民の教養に任じなければならぬ次第であ

つた。尤も此の年小學校令は改正され、其の第一條に「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及ビ國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ要旨トス」と、初めて小學校教育の根本方針を示され、中にも國民教育といふ事項あり、又長くもこの年十月三十日、教育勅語を文部大臣に賜り、我國教育の大本を定めさせられたる次第故、教育の方針に於ては、餘程時勢に適應した次第であつたけれども、教育の實際に於ては、國體國民道德といふ點に對しては、大に注意さるゝやうになつたけれども、其の政體といふ方面に對しては、注意さるゝ點が少かつたやうである。是れ當時の時勢としては、止むを得ざる次第であつたと思ふ。其の後年月は重なつても、地方の自治は前期の如き發達を見ず、又立憲政治も總選舉毎に選舉違反事件が、益々多くなるといふ有様を呈するので、識者は之を憂ひ、國民も明治三十七八年の戰役ありてより、一大覺醒をなして、國民的自覺を喚起し、益々國力充實の必要を認む。時たま二宮翁の五十年祭に當り、翁の主義が地方改發上有力なるを認めたる内務文部農商務の有志其の他二宮先生尊崇者等主唱となりて報德會を組織し、所謂二宮宗の宣傳を行ふた。茲に於て二宮先生の教と自治民育の必要の聲は天下を風靡するやうになり、地方改良の講習講演などが著りに催ふされ、青年團、處女會、新民會、報德會、戶主會などの團體の設置を奨励され、これと共に、益々實業補習教育の必要を唱へられ、その學校の設置は極力奨励され、又立憲思想涵養の必要を認めらるゝやうになつた。これより先き明治三十二年に中學校に法制經濟科を隨意科としておき、同三十四年にその施行細則を定め、その頃より法制經濟科を加へたところもあつたが、この頃に至りすべての中等學校の教育には、法制經濟科を設け、小學校に於ても、その國語科、修身科の教材に、是等の材料

を加味さるゝやうになつた。これと同時に實業補習教育に於て、自治民育に關すること及び立憲思想の涵養に關する教育の最も適切なることを唱導せらるゝやうになり、實業補習學校にて、公民教育をなすこと公民科を設置することが問題とせらるゝやうになつて來、大正の初め頃より地方でも、これが教授を試むるところもあつたが、公民教育を課程に入れ、組織的に教授したのは、恐らくは、大正四年に東京高等工業學校の附屬工業補習學校(現今は協調會にて經營し、専修學校と名く)が、文部當局と學科の編成を研究せられ、國民心得といふ科を設けて、公民教育を施すこととなつたのが、抑も我國に於ての嚆矢であらうと稱されてゐる。然るに此の年八月高田早苗氏文部大臣となるや、立憲思想の涵養に注意され、大正五年の紀元節より、憲法發布の詔勅を奉讀し憲法に關する講話などを加ふべきことを訓示され、大正五年五月十七日の地方長官會議に於ての訓示中に「時勢ノ進運ニ鑑ミテ、益々國民道德ノ振興ヲ圖リ、忠孝ノ大義ヲ闡明シ義勇奉公ノ精神ヲ涵養スベキハ勿論、立憲治下ノ臣下トシテ公權ヲ尊ビ公務ヲ重シ以テ其ノ本分ヲ全フスベキ必要ナル性格ヲ陶冶シ、又常ニ世界ノ大勢ニ通曉シテ、海外ニ發展スベキ意氣ヲ振作シ、將來帝國進運ノ發展ニ伴ヒ、之ニ貢獻スベキ充實徹底セル國民ノ養成ヲ期セザルベカラズ」の一節あり、爾來教育上一般に立憲思想の涵養に注意するやうになつた。かくて、大正七年五月三日、文部、内務兩大臣より、青年團體の振興督勵に關し、地方長官に對して訓令されたがその中に「公共ノ精神ヲ養ヒ公民タルノ性格ヲ陶冶スルハ青年ノ教養ニ於テ缺クベカラザル要綱ナリ。補習教育ノ施設其ノ他適切ナル方法ヲ講シ以テ其ノ目的ヲ達成セシムコトヲ要ス」の一節あり、文部省でも補習教育に於て、公民教育をなすことを、積極的に奨勵した次第であるから、公民教育は益々注意さるゝやうになつた。

これより先き、香川縣にて主基齋田奉任記念として、實業補習教育の普及振興を以てし、縣訓令を以て、香川縣實業補習學校施設標準を定め、縣郡は大に之を督勵し、町村に於ても亦之に努力したため、香川の補習教育は見るべきものがあつた。この頃より各府縣に於ても、その府縣下實業補習學校の施設要項を示すところ多くなり、その大正七八年頃より後に示したるものには、公民科を一學科目として加ふるところが少なくなつた。これ時代の要求が、自然に此處に到達せしめた次第であつて、この度の改正規定に於ては、公民教育は二大眼目の一として、實業補習教育の中心となるやうになつたのである。

二、公民教育の意義 さて我國の公民教育は、かやうに發達したものであるが、從來の公民教育を顧みると廣義と狹義との二つの流れがある。狹義の公民教育を主張するものは、市町村制にある公民と解し、市町村の組織運用及び市町村公民の權利義務に關する知識を與へ、自治の精神を涵養するを以て足れりとするものと、猶之に立憲政治に關する事項を加へ、立憲思想を加ふべしとするものとある。又廣義に解して居るものは、公民教育は、教授訓練を以て青年をして、近代立憲國の善良有爲なる公民たらしむるを以て目的とする教育であるといふやうに解釋してゐる。この意見に反對するものは、斯の如き廣義なものは、國民教育と何等の差がない。即ち、小學校教育も立憲國の善良有爲なる公民を作る教育である。中學校亦然り、實業學校亦然りと云つて宜しいのであるから、是は餘りに廣きに過ぐるやうに考へられるといつて可い。補習教育の大家ケルシエンシユナイナ博士は、「公民教育は、小學校補習學校の専有物ではない。中學其他大學に至るまで、すべての

學校教育に加へればならぬ。何となれば、これ等の學校で將來の公民てふことを忘れて教育し、學者、藝術家、實業家、其の他の職業のみの考へて教育しあつたとしたならば、優秀なる學者、藝術家、實業家等となることが出来ようけれども、立派なる公民となることは無ク敷い。立派なる公民として任務は、各人の任務ばかりでなく、其の全國家の任務を認知し、この兩任務を實行する人でなければならぬ。即ち自己個人の任務を知るばかりでなく、國家的の任務を理解し、公共的能力を發揮する人でなければならぬ。而して、其の公共的能力の發達とは、職業的能力を發達せしむること、道德的能力を發達せしむることにあり」と云つて居る。故にケルシエンシュタイナー博士も、公民教育は狹義の立憲自治の民としての、法律的方面ばかりとして居ない。明に精神的、文化的方面をも認めて居る。而して之を定義に纏めて見れば、公民教育とは、生徒をして國家其他團體の一員としての自覺を得しめ、筆れて自己の職業に關する經濟的知識並に道德的情操を涵養し、公民として其の活動を以て、意識的に或は無意識的に、直接に或は間接に盡瘁せしむべく教育するを以て目的とすと申して可なりと思ふ。又獨逸の補習教育で、名高いグレー博士は、「公民教育とは法制經濟に關する知識を授けることである」と解釋を下して居る。煎じ詰れば公民教育は法制經濟に關すること、なるだらうと思はるれど、少しく物足らぬ感がある。又獨逸のメツサー博士は、「公民教育の任務は、一、國家と其の職能及び制度上の知識を授け以て國家に關する理解を起すこと。二、國家及び國民に關する熱誠と心情とを得しむること。三、訓練及び習慣によりて意志に作用し以て國家に對する義務を充實すること」之である。と説いて居るが、經濟上のごとは職業科に於て授くる考だらうと思ふ。又ケオルグ、ケルカー氏が戦前サキツニー文部省主催の講習會に於て、

述べられたる公民教育の意義も、メツサー博士と同じである。次に一九一一年七月獨逸商工省發布の商業及び工業補習學校學科課程にある、公民科の任務を見ると、「個人並に其の職業労働と、家族、學校、及び工場（實業補習學校には職業及び學校とあり）、社會（商業補習學校には市町村自治體とあり）、國、帝國に於ける、協同生活との關係を覺らしめ、公的生活上重要な制度の發達及び本質を明かにし、憲法及び法制を遵奉せしめ、領土、祖國及び君主に對する愛を涵養し、尙喜んで國家に於ける協同勤務に奉仕せしめんために、事例を提示すとあり、以上により、戦前に於ける獨逸の公民教育に對する意向を知ることが出来たが、戦後に至り戦争の教訓により、多少その主張が變つて居る。ワイセ博士は、從來の國民教育打破、新來の公民教育の建設を呼號して、「今日の獨逸人の政治的知識、政治的精神は、餘りに貧弱にして偏狹である。之を救ふには、自他の國家社會を客觀的に觀察し、世界の形勢を客觀的に具體的事實に基いて、推判するやうに教へねばならぬ」といひ、フランク博士も亦、從來の鎖國的教育の弊を除き、「第一に國家社會の理解を與へ、第二に對外政策に對する興味及び理解を喚起し、此の如くにして他國を正確に研究し、以て自國の世界的地位及び世界文明に對する眞使命を自覺せしむるやうに教育せねばならぬ」と叫んで居るが、これは、從來の獨逸主義の國民教育の弊を、この戦争によりて痛切に知つた爲の叫びと思ふが、この精神は、新憲法にも現れて居る。即ち第四百八十八條に「各學校に於てハ獨逸國民性及ビ國際的協調ノ精神ヲ以テ道德的修養公民トシテノ思想人格及ビ専門的材能ノ完成ヲ努ムベシ」公立學校ノ教育ニ於テハ意見ヲ異ニスル者ノ感情ヲ害セザルコトヲ願慮スベシ、公民教育及ビ労働教育ハ學校ノ教課ノ一部トス各生徒ガ就學義務ヲ終了スルニ臨ミ之ニ憲法ノ印本ヲ附與ス、國民教育及ビ國民高等

教育ハ國及ビ公共團體之ヲ完成スベシ」とあるによりて之を知るとが出來やう。又一九二〇年即ち、一昨年ノヤ
ルリスに於ける全國教育大會に於て、公民教育に關する問題も討議されたが公民教育に於て、一、國民を統一
したる國民性の精神を涵養すること、二、國際的協調の精神に基き正義の精神を養ふこと、三、異なる意見の
他人の感情を害せざるやうに、社會的精神を養ふこと」の三箇條は一致を見られた、小學校に於ては、初年
級にはこれを訓練にて養ひ、上級に入りて初めて組織的に之を課するの說ありしに、ケルシエンシュターナー
博士は、之に反對して訓練に重きをおき、作業を與へて公民教育をなすべき事を主張して居る。從來より公民教
育の教授には、この二說の流れがあつたが、この點は一致を見なかつた。英國の公民教育者ホワイト氏は、公
民教育は、文化の進歩に效驗する。文化の進歩には靜的と動的と二つがある。靜的文化とは國家の制度、風俗
習慣、國體等、長い年月により作られて持續するもの、動的文化とは、以上の靜的文化の改善をして行くこと
である。この二者の結び付きで活動する有様は、即ち歴史であつて、公民教育はこの二者を授け、尙自由、平等、
友愛の精神を盛んにするにあり、要するに公民教育とは、道理あるところの道徳に過ぎないといひ、自由は道
徳的自由、平等は能力による平等、友愛は社會化及び同情であり、これ等を授くるには、理論的より生徒の必
要方面より授くるやうにと述べて居る。又米國の公民教育の教科書を見ると、單に自治民育の狹義ではなく、國、
州、町村の制度より、社會の事、經濟上の事にまで及び、餘程廣きに亙つて居るから、米國も廣義の公民教育
と見てよろしい。

我國に於て、公民教育を以て熱心である田澤義輔氏は、公民教育とは何ぞといふ題で、説明されてる一節中

に、「公民教育といふのは、市町村制にある公民としての狭い意義のものではなく、もつとずつと廣義に解釋す
べきものであると思ふ。公民といふ語の法律上の用例及び意義は、市町村制にある公民であるが、我國に於け
る古來の用例を調べて見ると、もつとずつと廣い意義に用ひられて居る。祝詞などにもおほみかた。と訓する場
合に、この公民といふ字をあて、あるものであつて、この用例に従へば、國民といふ語と全然同意義であるとい
つて宜しい。古來の祝詞にもおほみかた。と讀む場合に、公民といふ字と國民といふ字と、兩方をあて、ある
のである。抑もおほみかた。とは、國家の主權即ち陛下と人民との關係をいつたものであつて、吾々が公民教
育といふ場合の公民は、寧ろこの用例に従つて居るのである。今吾々のいふ公民教育の定義を舉れば、國民の
公的生活に關する教育であるといつて差支ない。公的生活といふと、一寸曖昧のやうであるが、かの個人と個
人との交渉、人類全體の關係等をいひ現す共同生活を、其の意義を異にする。つまり國家組織人としての生
活、國家といふ團體的生活である。此如公的生活に必要な知識を與へ徳操を涵養するのが、吾々のいふ公民教
育である。之を市町村制の用語例に依つた公民教育の概念と比較すれば、其の意義は餘程廣くなるので、狹義
の公民教育は總て之に包含されるのである。何となれば自治體といふも、畢竟國家行政の一態様に外ならぬの
であつて、市町村公民としての生活も、矢張り國家組織人としての生活の一部に外ならぬからである。云々と
説明されて居る。又佐藤法學博士(丑次郎)は、「公民教育とは、臣民としての性格を作る教育で、公民生活を全う
するには、國民教育以外に、政治的知識を授けると同時に、公民道徳の涵養が大切であると述べ、其の公民道徳
としては、第一に遵法の念と節制の徳を説き、第二に協同の心と奉公の念、第三に愛國の情と責任の感を教養

するものが、それである」と云つて居る。又文部省開屋参事官は、「公民教育とは、國家社會に對する道徳を根柢とし、法制經濟に關する概括的知識を涵養し、及び之が訓練をなすを以て目的とする教育なり」と定義を下し、尙之に説明を加へ、「この定義に、法制經濟と云ふ字を使つたが、法制經濟に關する概括的知識と云ふことに、重きを置いて戴きたい。法制經濟とは何ぞやと考へると、私が茲に申しましたことは、國家組織、國家の諸々の制度と云ふものを説いて、又經濟の一般的觀念を得せしめるのが、法制經濟と私の使つた文字の意義である。其の國家の組織制度、經濟の一般觀念に就て、公民教育にて授くること、普通に法制經濟を授くること、異なる所は、如何なる點にあるかと云ふと、法制經濟では、先づ理論を一應は説かなければならぬであります。けれども公民教育では、理論よりは寧ろ實際的の知識訓練を與へると云ふことが主なる目的で、是が公民教育の骨子であります。理論ではなく、實際に適切なる説明が公民教育の主眼であります。是は何でもないやうなことでありけれども、教へる方々との關係が起つて來るのでありますから、御承知を願ひたいと思ふのであります」と説明せられてゐる。又木村文部省参事官は最近の講演に於て「公民教育とは國民が社會公共生活を完ふするために、之に必要な教育をなすをいふ。」と定義を述べられて居る。以上によりて公民教育の如何なる教育なるべきかは、大體の見込がついたことと思ふが、文部省に於ける公民教育の精神も、前に擧げたる狭き意味の精神ではなく、廣き意味の精神であつて、規定には第一條の外に第八條に

實業補習學校ニ於テハ適當ナル學科日ニ於テ法制上ノ知識其ノ他國民公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ又經濟的觀念ノ養成ニ努ムルヲ要ス

と示されたのは、規定に於て公民教育の意義を示されたものと見て宜いと思ふのである。以上の點を考へ、試みに定義を下して見れば、「公民教育とは、國民性の陶冶及び團體生活に對する共存の精神の涵養を根柢とし、立憲自治の國民としての公共的生活に必須なる知識を與へ、之が訓練をなすを以て目的とす。」と、稱して宜からうと思ふ。猶少しくこの定義を敷衍して見れば、「公民教育とは、國民性の陶冶及び團體生活の根本精神である、共同共存の精神の涵養を根柢とし、立憲自治の國として國家生活及び、自治體生活並に其の團體的の社會生活に關する知識を與へ、以て公民的の訓練をなし、以て其の徳操を涵養し、以て我國家並に自治體の組織人としての自覺を與へ、猶我等の家は國家並に自治體成立の要素であり、我等の市町村は、國家組織の基礎なることを自覺せしめ、これ等の自覺により、進んで自己の人格を修養し、自己の體力を養ひ、自己の經濟生活に奮勵し、以て組織人としての價値を高め、要素たる我家の繁榮に努力し、以て與へられたる公共的生活に對する任務を忠實に盡し、特に國家の基礎たる我等の市町村の向上發達のために協力献身し、以て我國家の進展を期するやうに努力するところの、善長有爲なる人物を養成するにありと思ふのである。(教育時論)

第三章 國民教育と公民教育

國民教育と國家主義 國民教育といふものは、改めて説くまでもなく國民を作ることの教育である。而して國民といふものは、國家を組織する一個のエレメントであるから、それが教育を旨とす

る國民教育といふものは、必ずや國家主義のものでなければならぬ。而して其の國家主義といふものも極めて偏狭なる國家主義であつたのである。

元來國家主義の起源は極めて遠いもので、古代の教育ほど此の色彩は濃厚であつたやうに見える。特に所謂「民可使由之、不可使知之」をモットーとして來た東洋の教育説は、其の最たるものであつたとも言へる。尤もたゞ國家主義と云つても、古今東西を通じて、全然其の形式内容が一つであつたとは云はれない。古代より中世へと、時勢の進むにつれて、其の外形は次第に變化して來てゐるのである。例へば古代にあつては、教育も政治も單に少數の治者階級である貴族階級以外の手には出なかつたし、中世に入つてからは、漸く個人主義の發達も見え出したが爲めに、國家主義にあつても、漸次其の主張を合理化して來たやうに見える。これは蓋し止むを得ないことであつて、彼のプラトールが其の「共和國」に於て、甚しく進んだ國家主義を主張して居るのもそれである。近世に入つてからは、彼のルーテルの宗教改革が象徴するやうに、個人の信仰が教會から解放され、國家が教會から獨立したのであるから、勢ひ個人主義の高調すると同時に、國家主義の火の手も一しほ旺盛たらざるを得なかつたのである。而して彼の有名なるフイヒテがでて、戰敗獨逸の國民に對して如何に其の國民教育の普及が國家發展の上に大なる貢獻をなすかを獅子吼したのである。その後國民教育——即ち國家主義の教

育的徹底とも稱すべき國民教育の普及といふことが各國家の深く留意する所となつたのである。これ等に就いては、此の上の詳説を加へることは本章の範圍でないから、それは次篇「公民教育の沿革」を述べる際に譲ることにする。

國民教育と公民教育とは矛盾せず 今日の公民教育から解釋すると、それは決して國民教育と矛盾するやうなものではない。今日の國民教育の意味は、ケルシエンシュタイナーなどの解釋に従へば、國家の公民を教育することなのである。それは往昔の如く寡頭專制の國家であつたならば、その國民はたゞ上の命ずる所を忠實に守つて、其の範圍内に於いて自己保存をなして行けば足りたのである。けれども、今日の如く、法治の國立憲の形式下に置かれるやうになつては、單なる命令の盲従者即ち單なる義務履行者であつてはならず、同時にそれでは到底満足されなくなつたのである。且つまた國家發展の上から見ても、斯の如き國民を以てしては世界の競争場裏に活躍するものが出来なくなつたのである。即ち義務の履行を期すると共に、權利の主張をも忘れない國民であらねばならないのである。義務のみを要求して權利を認めない國は、國民に盲従を強ひて其の自治を危険視する國である。それ故に斯の如き國にあつての國民教育は、國民なる「人」を作るのではなくて、國民といふ「道具」を作製するに外ならないのである。併しながら、斯の如き國民を以て形成せられたる國家といふものは、

決して今日の國際場裏に優越なる位置を占めることは出来ないのである。早晩必ずや劣敗國として第二第三の地位に蹴落される時が来るに相違ない。たゞ一部軍閥者流の手に依つて指揮さるゝ國家、或は小數資本家の一存によつて左右せらるゝ國家、而して一般國民には何ら政治上の輿論といふものがないといふやうな國家の前途は豫め之を卜知するに難くはないのである。

國民教育の公民教育化 眞に將來國家の隆昌を期するならば、其の國民各自が眞實に國家の組織、國家の政治に徹底したものであるを要する。その人々は、單に個人として必要である修養を完うするだけでは足りない。自己が國民としての立場を常に忘れることを得可らざるものであるから、眞に繁榮の爲めに貢献する方法と誠意とを所有しなくてはならない。それ故に國家の組織と政治とに十分の理解がなければならぬのである。而して斯くの如き教養を完うすることは、即ち公民教育其物の任務であると云へる。従つて最も完全なる國民教育を行ふといふことは、國民教育を公民教育化すると言つてもよいし、また新國民教育の又の名が公民教育であると言つても過言でないであらう。即ち公民教育思潮といふものは、要するに、國民教育國家主義の一つの流れであつて、決して之と矛盾するとか齟齬するとかいふやうなものではないのである。

國民教育と公民教育に關する諸説 中島半次郎氏は其の著「教育思潮大観」の中、國家主義の

項中に於いて公民教育に言及して次の如くに述べた。

輓近獨逸のケルシエンシュタイナーの國民教育説は所謂公民教育の名の下に唱へられ、少からざる影響を一般教育界に與へて居る事は言ふ迄もない。國民教育は詳しくは國家の公民としての教育といふ意味であつて、獨逸國民の教育を今よりも十分に重んぜよといふに在つて、學理的根據よりも實際的根據に立つて居る。其の實際的根據を分類すれば、

- 第一 到今日の宗教の教授及び教育が不十分であつて、今日に適切な道徳的實心を與ふことが出来ぬから、之を救ふに國民教育を以てし、今日の國民を造るやうにせねばならぬといひ、
- 第二 獨逸帝國建設以來の國是となれる富國の方針より、獨逸の經濟力を愈々高めんが爲めに、今日の實業的生活を爲し行くに適するが如き實科的の知識技能及び勤勞節儉の徳性を養成せんといひ、
- 第三 政治的社會的思想を與へて各聯邦の國民が動もすれば其の歴史的感情に支配されて獨逸帝國として一致の行動を執るを妨げんとするが如き弊を防ぎ、社會黨の如きもの起りて國內社會階級の争を開かんとするを止め、今日の代議制を能く運用せしむる資格を養はんといふにある。

としてケルシエンシュタイナーの所謂國家公民教育の實際的根據を説明し、續いて次の如く説明を加へてゐる。

ケルシエンシュタイナーは斯る考よりミュンヘンの國民學校からして作業教授を課し、進んで實業補修學校を

三年間義務的とし、各學科とも作業教授の原理に依つて教へさせ、以て學問を活用せしめ、創造力を練らしめ、勤勞を喜び習慣を作らしめ、更に國民科及び處世心得の一例を置きて公民として世に立つ上の知識を與へ、訓練に於ても互に相助けて社會に働く上の徳性を練らしめ、己の利を計りて國家の利を顧みざるが如き淺見を破り、心身強健にして渾身活動に滿ち以て能く今日の國家及び世界の趨勢を察して正しく身を處し行くが如き公民を造らんと主張して居る。

と説明した。即ち「今日の國家及び世界の趨勢を察して、正しく身を處して行く公民」といふものは、將來の國家として最も必要なる國民でなければならぬのである。然らば本當の意味の國民教育との關係は明白なものではないか。徳富蘇峯氏は國民教育について最近次の如き議論をしてゐる。

人間本位の教育は、何よりも人格教育だ。品性教育だ。世間で之を唯だ徳育の二字中に詰め込むのは、吾人に於いて聊か不服だ。徳育といへば、唯だ朝起をするとか、缺課やぬとか、教師の命令に獎勵するかと云ふ點に止め置くは、残念至極だ。それも教育に相違ない。併し國民教育の總てが總括して云へば、徳育だ。若し徳育が人格教育と同一ならば、即ち教育の總てがそれだ。之を教育と云ふも、徳育と云ふも、徳育と云はざるも、それは各自の論だ、事實は國民教育は人格教育だ。即ち立派なる一人前の人間を作ることだ。作るといへば語弊があるかも知れぬが、或は立派なる一人前の人間を養成するといふも可なりだ。

それには餘計な事は入用でない。第一に責任の觀念を養ふ事、第二に自主の精神を養ふ事、第三に公共心を養

ふ事、餘りに簡單であるが、詮じまれば先づ此の三點だ。苟も此の三餘を能く呑み込めば、其他はそれからそれと自得するものが出来る筈である。苟も此の三點を行ひ得ば、其の人の才器能力如何に應じて、或は總理大臣となり、或は村長となり、或は元帥となり、或は兵卒となり、或は銀行頭取となり、或は銀行の小使となり、或は會社の社長となり、或は會社の給仕となり、其の職業の種類及び等級等は、其の人々の力相應にて十人十色であるも、何れも一人前の人間として一人前の仕事を、首尾克く仕遂ぐる事が能ふべきだ。斯る人間にして始めて忠君愛國が物を云ふ眞成の忠君愛國となるのだ。始めより其の人格を作らず、口眞似のみの忠君愛國のみを教ふるが如きは、大なれば國家を喰物とする大惡黨を作り、小なれば小廉曲謹の偽善を作るに止りて、却つて此れが爲めに氣慨あり、眞骨頭ある人間を贖かす虞がある。(國民教育論)

更に千葉敬止氏は其の近著「實業補習教育の理論と實際」の中に於いて、公民教育と國民教育との關係を述べて次の如く云つて居る。

いかなる國でも、その國の人民はその國の國民と稱することが出来るが、國によりては國民を公民と稱することの出来ない國もある。即ち專制政治の國の國民はそれである。專制政治の國に於ては、一國の政治は、主權の意志に於て自由に左右され、國民はその意志に盲従せねばならぬやうになつて居り、國民は其の國の政治に參與することは認められない。かかる國には公民がないのである。然るに立憲政治の國に於ては、その國民は誰人でも、その資格に應じて文武官に任ぜられ及びその他の公務に着くことが出来る、又それと地方の政治に

參與し、一國の政治に參與することが出来るのであるから、立憲政治の國では、これ等の資格を有する國民を公民と稱してゐるが、我國に於ても、市町村の公民としての資格、參政権を有する資格を定め、帝國の臣民中其の資格ある男子のみに、これ等の權利義務を與へて次第であるが、併し二十五歳以上の國民中男子であれば、誰人でも公民となり得る可能性を有してゐる。即ち獨立の生計を營み、定められたる納税を納め得らるれば、公民たる資格を得らるるのである。又男子の兒童も、長すれば公民となり得らるゝにより、盡く未來の公民と稱することが出来る。又女子も公務に就くこともあり、公民たる夫を助け、公民たる子の母となる次第故、間接の公民と見做すことが出来る。されば立憲政治の國にありては、廣義に解せば、國民を公民と解しても差支ないことと思ふのである。而して立憲政治の國に於ては、其の國民を教育するに、兒童の時代には、將來の公民としての基礎的教育をなし、青年期の教育に於ては、特に公民的教育に注意せねばならぬことと思ふ。又成年の人々には、誰人にも公民たるの自覺を有せしむるやうに導くことが、立憲政治の國に於て特に大切なことと思ふ。

これで、大體國民と公民の別を述べた次第だが、公民教育、國民教育も、市町村制の公民としての教育、國民としての教育とせば、その差別は明瞭で、別に問題とするやうなことがないけれども、我國に於ては、公民教育の主張されてより日猶淺く、其の意義が未だ統一されてない。又國民教育なる言葉も、甚だ漠然としてゐるやうである。今試に世間で用ひてゐる國民教育の意義を調べて見ると、小學校教育即ち國民教育と稱してゐるものが少ない。又義務教育を國民教育と稱してゐるものもある。こゝは國民の全部が必ず受くるところの教育であるといふひてゐることもある。

以上の如き國民教育の解釋なれば、公民教育との差別は明であるが、國民教育の眞精神は、小學校令第一條中にある「道徳教育及び國民教育ノ基礎ヲ授ケ」とある、國民教育を指して稱してゐるのであるから、以上の國民教育とは自ら異なる次第である。依りて、この小學校令中にある國民教育の意義を説明しやうと思ふが、幸ひ明治二十三年の小學校令を起草された當時の參事官江木千之氏が、當時小學校令改正案に就きて説明されたものがある。その中に國民教育に關する部分もあり、之が國民教育なる言葉を起草された精神を知る上に於て最も適切と思ふ次第であるから、左に之を摘録することとする。

「茲に一家族一會社あれば、自ら其の家族、其の會社の特性なるものありて存せり。故に今一家族一會社にして、其の存在昌榮を圖らんとせば、先づ之を組織するに、其の特性に適應する所の分子を以てせんことを務めざるべからず。苟も否らざらんか遂に其の特性を毀損して、其存在及び昌榮を期すべからざるに至るや必せり。國も亦然り。夫れ宇内に國をなすもの、其の數枚擧に遠あらずと雖も、皆其の特性を有せざるはなし。されば、今一國を組織するの分子にして、苟も其の特性に適應せざるが如きあらば、遂に其の存在及び昌榮を期すべからず。」

らざるに至るや、猶彼の一家族、一會社に於けるごとくなるべきは、理の當に然るべき所なり。然るに、一國を組織するの分子をして其の特性に適應する所のものたらしめんとするや、必ずや一國の特性に關する教育、即ち國民教育をして國國に普及せしめざるべからず、而して此の教育をして、國國に普及せしめんとせば、大に普通教育による所なかるべからず、これ國民教育を以て、小學校事業の一大要部と爲さざるを得ざる所以なり。謹んで按んずるに、我帝國は紀元以還實に二千五百有餘年の沿革を経、其の言語、習俗、氣風、制度、團體等皆本邦特有の性質を存せざるはなし。而して其の宇内に於て特に比類なきものは、萬世一系の天皇を奉戴するの最大榮譽と、最大幸福とを有することはなり。然らば即ち國民教育の、殊に我が帝國に緊切にして隨つて、小學校事業の一大要部たらざるを得ざるは、瞭然として火を睹るが如し。

國民教育の目的たる、既に述ぶるところの如くなれば、今其の實效を奏せんとせば、須らく兒童をして、本邦の言語文字を能くせしめ、本邦の沿革に通ぜしめ、本邦の地勢物産を知らしめ、本邦の氣風に染ましめ、本邦の習俗に慣れしめ、本邦の國歌を解せしめ、本邦の國體を明にせしむる等、凡て本邦の特性に適應するの地をなさしめんことを務めざるべからず。乃ち小學校に於て授くる所の讀書・習字・作文・歴史・地理等は、音に知識教育たるべきもののみならず、亦國民教育の一大要具たらざるを得ざる所以を見るべし。殊に小學校教育に從ふ者、深く此に察する所なくんばあらざるなり。

これによりて、十分に當時の精神を知ることが出來たことと思ふが、猶武部文部省參事官が、本年五月本省に於て開催せられた、地方學事統計事務打合せに於て、教育行政に關し講演された中に、小學校令第一條の解釋

あり、國民教育に關しても説明されてゐるが、右の解釋と大體に於て同意義であるやうに思はれども、今日は明治二十三年とは異りて、立憲政治、自治制を實施し、即ち立憲君主政體の國家となつてゐる次第故、多少その邊の處が變つてゐると思ふから、現在文部省が解してゐる國民教育の趣旨を窺ふために、同氏の講演中から、國民教育に關する部分文を、左に摘録することとする。

國民教育とは何ぞや、是は言葉の解釋に依つて、色々な解釋が取れるのであります。國民教育は、之を觀察の方法に依りまして、色々な點を觀察し、解釋することが出来るのでありますけれども、併し小學校令の第一條に於きましての國民教育といふ言葉は、是は被教育者、即ち兒童をして、我日本の國民的ならしむるの主義方針に依つて、之を教育する事を言ふのであります。語を換へて言へば、兒童の精神を國民的に作り上げるといふ事が、國民教育といふのであります。國民の特色なるものは、先づこの政治的の團體として見ますれば、この國家の體格でありますところの、國體、政體の上に現れて來るのであります。又國民なる者を文化の一團體として考へて見ますれば、言語、風俗、習慣、感情等の上に、特色が現れて來るのであります。兒童の精神を國民的に作り上げるといふ事は、兒童の言語、風俗、習慣、思想、感情をして、國民的特色を帶びしむるやうに之を導き、又我國の國體政體に適合するところの、知識、感情、意志を有せしむるやうに教育することゝなるのであります。

更に語を換へて言ふならば、其の國家團體内に生活して、其の團體の文化の特色を發揮せしむるやうに、兒童を教育することを以て、國民教育といふのであります。國民の特色なるものを、或は國民性、又は國粹と名ける

のであります。長き間數代に亘つて、其の國民の間に遺傳をし、其の國民間に周知してあつた事を言ふのであります。我國民の精神的方面に於ける精神的特色は、忠孝の精神であります。此の國民の精神といふものが、國民教育たる小學校教育に於ては、特に其の涵養に力を盡さなければならぬ。又我國體は萬世一系の天皇を主權とする、君主國體でありますから、國民教育に於きましては、此の國體を擁護し之を維持する爲に、國體に關する知識と感情とを養はねばならぬのであります。又我國の政體は立憲政體であります。即ち憲法の下に於て國民が其の政務に關與し、若くは國家の政治に關與し、さうして立法、司法、行政の權を分たれて居る。この我國民が國政に參與することが、立憲政治の政體の特色となつて居るのでありますから、この知識感情を養ふやうにしなければならぬ。即ち國民教育に於ては、我政體の本旨を發揚せしむるやうに努めなければならぬのであります。國民教育は、兒童を國民化せしむることであり、前に述べました道徳教育と同じく、修身、國語、歴史等の教科目に於て之を授けるのみならず、總べての教科目を授ける場合に於て、常に其の趣旨を以て實行しなければならぬのであります。學校生活の全體をして、常に國民的ならしむるため、兒童を國民化する事に努めなければならぬのであります。

右によりて、小學校令にある、國民教育の意義は十分に諒解せられたことと思ふ。そこで私は、此の小學校令中にある、國民教育と公民教育とに就いて、考へて見たいと思ふ。

今日の我國では、既に述べたやうに、廣義の公民と國民との差別は無いが、今又、前節に述べたる公民教育の意義を右に説明された國民教育の意義と比較して見ると、根本的精神に於ては大なる差別はないやうに思

はるゝのである。たゞ國民教育と公民教育とに於て、其の異なる點は、其の教育の目指す方面に於て異つてゐることと思ふのである。即ち國民教育は、我國體、政體に適應し、我國民性を發揮せしむるやうに教育すること、三千年來尊き歴史を有する大日本帝國なる、國家の大垣に熔け込ましめ、以て立憲君主政治國たる大日本帝國の、善良有爲なる國民たらしむるやうに仕上ぐることである。而して小學校に於ては、この國民教育の基礎教育をなすこととしてゐる。要は國民化であり、即ち我國の歴史、國風に基き、我國現代の制度に適應する人物、即ち公民的に、養成するにありと思ふのである。然るに公民教育は、公民化を主とし、小學校に於て陶冶されたる國民性に基礎を置き、國體生活に對する共同共存の精神の涵養を根底とし、立憲自治國民としての公的生活に必須なる知識を與へ、以て公民的の訓練をなし、以て其の徳操を涵養し、以て我國家並に自治體の組織人としての自覺に基き、自己を修め、以て組織人としての價值を高め、特に我家の繁榮に努力し、我郷土の發達に力を注ぎ、吾郷土の美化に努力し、猶我國風の善美を維持し、吾人に與へられたる公的生活に對する任務を十分に盡し、以て我國家の進展を期せんとする、善良有爲の人物を養成するに在る次第であるから、根本的精神に於ては大差がないとしても、その教育の目指す點が異り、力を入れて高調して居る點が異つて居る力ふのである。而して戦後各國に於て、公民教育を高調する所以は、此の度の大戦に於て、民衆の自覺したる力の偉大なることが知られ、是に由りて公民としての自覺を與ふる教育の必要を認められ、實業補習教育に於いて、之が教育をなす事の最も適切なりしことを、獨逸の實業補習教育によりて教へられ、實業補習教育の効果が偉大なるものありしを知り、英米を初め、實業補習教育を義務教育となし、公民教育を以て、斯教育の眼目

の一とするやうになり、現今大に高調せられてる次第である。

文部省の岡篤郎氏は其の著「公民教育の研究」に於て、國民教育思想と公民教育の關係について、次の如く論じて居る。

教育行政の上から言へば、國民教育と言ふのは、「國家の行政作用は、凡て國法の下に於て行はれるものである」と言ふ近世國家學の原則の上から、國家が教育の主體となつて歐洲中世の貴族的僧侶支配の下に置かれ、又は封建時代の大名の手に取扱はれた國民の教育を教會若くは大名の手から解放して、之を國家の手に移して直接國家の行政の作用の一つとして普く國民に教育を行はうとする作用である。

元來教育のことは、我が帝國の憲法に於ては租稅兵役の如く、此を憲法上の立法事項として取扱つては居ない、が法律を以て國民の教育事項を制定することは違法ではない。(現に學事通則・教育費國庫負擔法がある)けれども現行の教育制度は、凡て法律を以て之を規定せずして勅令を以て規定せられて居ることは、大學令以下小學校令まで凡て勅令を以て定められてゐることを以て知ることが出来る。此の點は外國の憲法が凡て國民教育を憲法上の立法事項として取扱つて居るのと其の趣を異にしてゐる、憲法第九條に、「天皇は臣民の幸福を増進する爲に必要な命令を發し又は發せしむ」と言ふ條項によつて、教育は大權事項となつて直接天皇の大權の發動によることになつて居つて、この大權事項は天皇が各省大臣・地方長官・郡長・島司の官廳に委任し、其の官制の規程の範圍内に於て、其地方の教育に必要な命令を發せしめることになつて居る。従つて國民教育としての小學校及び實業補習學校の教育事務の如きは、國家の行政事務であつて法制上地方公共團體の委任事務

ではあるが、殆ど公共團體の固有事務であるかの如く取扱はれてゐる、隨て國民教育は地方公共團體に於て、各々其の地方の狀況に適切なる教育の方針の下に行はれるかの如き觀を呈するけれども、決して左様の意味ではない、國民教育は國が平等に其の國民を保護し其の幸福を増進するために其の背景となり母體となるのである。依て國家自身の繁榮・幸福及び國家自身の國際的地位に於て優勝を期するがために、其の構成分子である國民の教育を國家の發達進歩に必要な國民を作ると言ふ方針の下に、健全な國民の心身の修養を陶冶しようとするものが國民教育である、故に國民の教育は國家が國民に對して國家の要素として必要な道德と知識及び體力を具有する國民を國家の手に於て養成し、育成せしめるものであると言はなければならぬ、最近英國のサドラー博士が「教育は善く國家を救ふ」と言つたやうに、百年前の獨逸に於てもオット・リヒターの如きは「確實に國家の危機を保護し最も高尚な文化の職分を遂行する最善の保障を與へるものは、國民主義又は國民的世界觀に依つて行はれる教育である」と言つて居る。此は獨逸の國民教育思想發達の源泉であつて、今から百年前獨逸の勃興の勢力を涵つた普國の國民教育運動が基となつて、國民教育を掌る學校教育が國家行政作用として、著しく注目せられた端緒である。

法令上國民教育と言ふ文字の意義については、種々な見解から之を眺めることが出来る。即ち次の四種の解釋は何れも之を國民教育と見ることが出来る。

一、國民と言ふ教育の主體が、被教育者としての幼弱な若い國民を教育することが、國民教育であると言ふこと。

此の解釋は西洋教育歴史を見たものが、其中世以後の國民の教育の狀況によつて知ることが出来るやうに、歐洲に於ては十九世紀の半までは何れの國に於ても國民教育は、凡て僧侶の手に委ねられて居たものであつて、所謂教會教育が國民の教育であつた、併し國民は國民の組織して居る國家によつて教育しなければならぬと言ふことを自覺するやうになり、國民の教育權を國家の手に納めて之を直接國家が行ふのが即ち國民教育であり、同時に國家教育であると言ふ説を認めるに至つたのである。普國の憲法に學校及び教育制度は立法事項として法律を以て之を定め、「小學校は、國家の營造物なり」と規定して居るものは、國民教育は寺院僧侶の私すべきものでないと言ふことを明記した譯である。併し我國の法制で、此の意味の國民教育即ち國家教育と言ふ場合には、私立學校の例外がある、故に小學校令第一條の國民教育を國家教育と言ふのは、少しく當らない點が無いてはない。併し國家教育と言ふ字義は、大體に於て國民教育の範圍を指すものであると言つてもよい。

二、國民を教育の實體として見て、廣く國民全般に涉つて之を教化誘導する作用は、如何なる機關如何なる場處に於ても、其の積極的の計劃も消極的の施設も凡て之を國民教育と稱する場合。

この解釋は、小學校・中等學校・大學・專門學校等の教育は勿論、軍隊教育・青年團教育の如き、更に圖書館・博物館・展覽會・通信教授・新聞・雜誌・音樂會・講演等の如き社會施設・社會教育の機關による消極的の教化作用をも、之を國民教育として取扱ふと言ふ廣義の教育である。

併し斯の如き意味の國民教育は、眞に教育と言ふ意味から離れて、幼弱なる國民に對し其の心身の發育を補け、其の知徳を啓培する意味を去るとが、甚しく違ひものとなつてしまふのである。故に眞に國家の發達と進歩

のために國家の自ら講ずる教育は、之を二つに區別しなければならぬ。即ち小學校・中學校・其他の學校教育と、學校教育以外の社會教育とに區別しなければならぬ。學校教育は特に小學校の程度は進んでは實業補習學校、更に出來得るならば中等程度の教育も之を國民の義務教育として國家が其の休戚に關する將來の優良な國民を教導すると言ふ點から、特に國民に對して、(一)國民道徳、(二)國民生活に必須な知識技能等を授ける教育を國民教育と稱して居ることは我が小學校令第一條の示す所である。是と同様に軍隊の教育も國民に對して國家が必要とする教育と訓練を施して國防の任務を授け、體育と徳育知育を授ける教育であると考へることが出来る。

社會教育としての社會教育機關、即ち圖書館・青年團・常設の講演會其他の機關による一般の成人の教育と、斷續不定の社會的・教育的の作用も之を國民教育と言ふことは出來ない譯はないが、茲には之を省くことにする。

三、教育の對象である被教育者たる國民を其の國家の必要とする方針の下に教育するものである。即ち我國に於ては我が國體、我が國民性、我が國の國家的精華の發揚のため、特に必要とする精神的内容を有する國民を養成する教育である。

我が國家の世界に優れて居る特點として、吾人の世界に誇りとする點は、即ち我が國の三千年來の歴史の物語る精華である。國民性として我等の誇りとするものは、我が國民道徳である、直言すれば忠君愛國の精神である。國民教育は、兒童を我が國の國民として、教化するために行ふ教育の作用であつてこの爲めに、(第一)に國家・國體の大要を授け、(第二)に國民精神文化としての言語・風俗・思想・習慣・歴史・地理等を授けて國民とし

ての必要な文化的の要素を授け、(第三)に此等の知識及び感情によつて、國家的社會生活に適應する必要な國民的生活上必要な能力を授けることである。小學校令に於て小學校は國民教育の基礎を授けることを示して居る彼の法律上の國民教育と言ふものは此意味である、小學校に限らず、中學校・高等女學校・大學・專門學校に於ても、國民教育と言ふのは凡て斯の如き國民的修養の總稱である。

四、教育材料の立場から國民的教材即ち國民に國民的自覺を與へる如き材料を以て國民を教育するものを國民教育と言ふ見方である。換言すれば國家の組織・國家體様・國政の運用・國家と國民・國家の經濟・國民の經濟生活等に關して、國民に對して其の國民的の責務を自覺させる如き資料を以て國家的國民として完全な國民を養成しやうとする教育を國民教育と稱するのである。

積穂八束博士が「國民教育は公同心の感化なり、公同團體の分子として、公同の生存と目的を有することを自覺せしめ、個人と團體とが同化して一體をなし、以て斯の國家的生存を全ふせんと欲するなり。即ち國民をして國家の存在を自覺せしめ、國家的思想を養成するの謂に外ならず(博士論文集)と云ひ、又「國民教育は、國家の分子たることを自覺せしめ、之を同化せしむるには、國家の何たるかを知らしむることを要するなり、國家の構成の概要を辨知せしめ、以て國憲の重んずべき、國法の遵守すべきを明かにす、高尚なる理論を要せざるなり。村落兒童の日常目撃する兵士・巡查・公設造物皆指物・指教の材料たるざるはなし。國家及び國法の概念を授くるは雜事にあらず、教師たるべきものを養成するに於て、先づ之に國家の體様及び國法の要領を覺知せしむべし。」

と説かれたものは、其の國民教育の趣旨は第一・第二・第三の何れとも異なつて居る、特に國民的精神作の興を強く述べ、自覺的國民の養成に對して重きを置いたものと見ることが出来る。此の積穂八束博士の説は、後章に述べやうとする我が國の公民教育の思想の最も古いものであつて、國民心得、又は、公民心得として公民教育の必要が漸次、積穂博士の此の主張以後に於て行はれて居たことは、同博士の國民教育の解釋が時勢の必要からして、斯の如き國民的自覺の教育として考へられるやうになつたのでは無いかと考へられる。

之を要するに、國民教育と言ふ意味は、我が教育制度の上から以上四種の解釋の中に於て、第三項の國家的國民を教育すること、即ち國家が國民性・國體の體様に基いて、國民の精神内容を國家の要求に適切に教育することが國民教育である。

併し何れにしても法制上國民教育の主體は國民でなく、原則としては國家であつて、其の客體となつて教育作用を受けるものは全國民である、而して其の教育は日本の國民性の美點を以て、日本帝國の國體、帝國臣民として共同國體に對する權利義務を授けて、將來の日本帝國臣民としての素質を完成せしめることが國民教育である。

第四章 國際教育と公民教育

國際教育の提唱

大戦後新らしく提唱せられた教育思潮の一つは國際教育である。國際平和を目的とする國際聯盟の成立して以來、同理事局に對つて國際教育會議開催の請願をなした者は、日本

及び其他の諸國である。かくて千九百二十三年の初夏、米國國民教育會主催の下に、世界教育會議の開催せられたことは周知の事實である。これ等の人々の主張する所は何であるか。それは曾て創立せられた日本國際教育協會の趣意書によく表はれて居るから、次に之を引いて置かう。

人類的正義、國際的平和を確保せんが爲めには、教育的手段によるのが最も適切有效である、幾度、政治的協定經濟的提携を策しても、各國民が相互に誤解反感を挟み偏狭なる國家主義が人類間の正しき理解と純なる友愛との發達を妨げつゝある現状にあつては、到底その目的を達することが困難である。今後世界を平和に導く根本の事業は、教育的手段によつて國際間の正義・好意及び友誼の新秩序を創造することにあらねばならぬ。我々は此の信念の下に「日本國際教育協會」を設立し、内は國民間に國際協調の精神を徹底せしめ、外は同じ目的を有する各國の諸團體と提携して全人類の精神的結合を作り、以て永久平和の實現を期する。敢て同志の協力を熱望する。

即ち國際教育を主張する人々の考では、國際的平和を確保せんが爲めには、決して外面的・表皮的である政治・外交・經濟上の協定では、決して安心出来るものではないといふのである。戰時獨逸の喝破したやうに、國家安危の時に立てば、要するに外交文書の相場の如きは一片の反故に過ぎないのである。根本的に國際平和の確保をするには、教育手段を措いて他に執るべき方法はないといふのである。

眞に人類の精神中に世界心若くは國際意識といふものが目ざめて居なかつたならば、百の聯盟百の協約があつたところで、我々は到底之に信賴することが出来ないのである。従つて、これ等の不安なる状態を改善する爲めの考察が、漸次教育手段にまで推及されるといふことは必然の勢ひである。

國際教育の概念 けれども一步退いて國際教育の概念を吟味して見ると、大きく二つの解釋を下すことが出来る。即ち其の一つは國家の存在を否定する意味から出發するものであり。他の一つは國家の存立を肯定する意味のものである。即ち前者の意味の國際主義は即ち世界主義といふものである。然るに今日インタナショナルなどと使はれる言葉の中にはかうした意味もたしかに存在して居るのである。けれども後者の意味から云へば、國家相互の間の平和を期待するのであるから、其處には當然各國家の國家としての存在を認めて居るわけである。而して國際教育上に於ける國際主義の解釋は勿論後者によるのである。此の點に就いて吉田熊次博士は次の如く述べた。

(前略)以上は歐米に於ける國際教育に關する自分の觀察を述べたのであるが、さて更に見地を換へて教育學の理論上から考察して、國際教育がいかなる價值をもつかに關し簡単に卓見を陳べて見たいと思ふ。

所謂國際主義の概念に關して先づ明瞭に區別せねばならないものがある。それは國際主義と世界主義との異同である。既に獨逸の状況を述べた際に云つたのであるが、國際主義は國家といふものを否認すべきが、或は

勝くも之を第二位に置くべきか、而して世界人類を第一位に置くべきかといふ問題である。即ち國家といふものを非人類的非社會的のものとして見做すべきか、それとも國家といふものを是認して國家相互の共存共榮を目的とすべきかといふ問題である。普通インタナショナルの語を使へばネーションとネーション即ち國家と國家との關係を重んずる様でもあるが、インタナショナルの中には國家を無視し之を除く意味も含まれてゐるのである。社會主義のいふ第三インタナショナルとか第四インタナショナルとかいふ場合は後者を意味する。而して實際國際主義といふ場合には、稍々もすれば國家を軽く見るものゝ如く考へられるのである。此點は學術上の問題として十分其の意義を明かにして置く必要があるのである。

若しインタナショナルの語を解して國家を眼中におかないもので、人類全體・世界全體を基として教育の目的なり手段方法なりを考ふべしとするならば、之は實際不可能のことであり又到底行はれないものである。若しかるインタナショナルが正しいものだとするれば、先づ文明諸國の中の列強と自負する國々は先以て根本的に自國の教育の實際を變へて來ねばならない、亞米利加でニグロやインタナンに英語を教へ込むことは問題であらうが、ニグロは國語を失つてゐるからまだよいとして、英國が其の植民地に於いて英語や英國風の生活狀態に習はしめると先づ止めねばならぬのである。今日世界の中には白人以外に優良なる人種もあるのであるから若し人類主義といふやうなことを文字通りに考へるなれば、多數の人類の要求を夫々公平に尊重すべきである。さうでなければ眞の世界主義的國際主義といふやうな名を冠するには足りないのである。露西亞のボルセヴィキにしても此の意味に於ては眞に世界主義人類主義となすには足りない。自分の好み自分の要求を本と

して居るのである。斯の如く世界主義といふものは現實には違ひのである。たゞ思想としては久しく存したもので、既に歐羅巴に於いては希臘末期に於いて榮えた思想家哲學者の間に風に行はれたものである。ストア、エピクロス等の世界主義的な考へは深く歐羅巴思想界の根柢を築いたものである。基督教の精神も亦さうである。勝くも理論上には人類平等を高唱する世界主義である。茲に於いて歐洲文明には古今を通じて相矛盾せる二つの原理が並存して居る。一つは理論の上の世界主義であつて、それは一度も實現されてはゐない。他の一つは事實の上に現はれて居る民族主義又は國家主義である。而して事實は此の二つが混合して歐羅巴の國際主義が出現し人道主義が叫ばれたのである。乃ち英國の如くするのが國際主義であるとか米國の如くにやるのが國際主義であるとか、或はボルセヴィキのやうなのが國際主義であるとか言ふやうになるのであるが、それは要するに理論と實行との矛盾せる原理が偶然的に結合したものでともいふべきであらう。

然るにインタナショナルといふことを、國家があつた上に行はるゝ國と國との共存共榮と解することにすれば問題が全く異なつてくるのである。此の見地からすれば、國際主義は國家の成立といふことを前提とするのであるから、國家が無ければ成立しない。多分牛津のオックスフォードワイル教授かと思ふが、其の著書の中で、インタナショナル主義は極最近に出たものであり、ナショナルリズムも近世に入て形成されたもので、國と國とが共存共榮の爲めに提携していかなければならないといふ思想は、大拿破崙没落以後組織的に考へられる様になり、而して露西亞のニコラス帝の時に平和會議を開いたのがインタナショナルリズムの本であつたと言つて居る。とにかく此の思想から云へば國際主義は國家の鞏固なる成立が其の前提をなすのであるから、敢て國家主義を排斥す

る要はないのである。相互に國家主義を尊重すればよいのである。然るに實際國際主義といへば國家主義を排斥するやうな形に見えるけれども、之はヴァイル教授などに言はせると甚だしき誤りである。それは哲學者の間に世界主義と國際主義とを同一に見てゐて、近頃の國際主義がそれとは違つた思想からくる事情を辨別しない所から來るのである。而して第二の意義のインタナショナルイズム即ち國際主義であるならば、國家と共に成立するのみでなく、國家主義を要素とするもので今後益々盛にならねばならぬものだと思ふ。

國際教育と公民教育 斯の如く國際主義を解釋して行けば、それは決して國家若くは國家主義を排斥するものではないのであるから、従つて國民教育との關係引いては公民教育との關係の如きは自ら明白なものになる。

然るに今日の社會には往々にして時代の流行思想に溺れ、國際主義とは直ちに國家の存在を否定して、世界の國境を撤廢するといふ世界主義と信ずるものがある。けれども、其の誤つた思想であることは云ふまでもない。尠くも現在の事實としては不通の議論である。此の點に對する野上俊夫博士の國家論は極めて痛切なものである。次に參考として引用する。

孔孟仁義の道といへども決して愛國心を否定せぬ。今日たとひ國際主義が盛になつたとて國家主義が悪いといふことは更々ない。人動もすれば、特に邦人は或る抽象的な言葉に引きつけられ、これにこだはる短所を有して居るのであるが、内容不明なる哲學的名辭などに捕はれないやうに氣を附ければならぬ。婦人問題は後に

説くのであるが、一例を言へば女としての生活と所謂人としての生活を別箇の事實なるかの如くに考へ、女は女たる前に先づ人たればならぬなど考へる人があるのであるが、女でない(然も男でない)人を事實に考へることが出来るかどうか、少し考ふれば直ぐ分ることであるにも拘はらず、何か甚しい別天地の事でもあるかの如く思ふやうな癖がある。

今暫く如何に己が屬する國家の大切であるかといふことを事實に就て述べよう、予は今日人口七百五十萬しかない白耳義が如何に慘害を受けたかを親しく觀察したのであるが、いざ開戦となるや、さしも愛國心に燃ゆる白耳義國民の、亂暴なる獨逸に對する防禦も衆寡敵せざる悲憤の下に、全土は僅に其の二十分の一を残して悉く獨逸に占領せられてしまつた。ために一時白耳義は國亡びて山河ありといつた様な悲境に沈淪したのであるが、然も眞に身を殺して仁を爲したのでためにフランスは開戦當時多分獨逸軍の侵入路たらんとした備へよりして東南部國境に配置してあつた兵を、辛うじて東北方面に轉廻せしめ、之に依つてジョツフル將軍の策したりし巴里立退きの混亂と獨逸軍占領との悲惨より免かれ得しめ、終に英佛聯合軍をして次第に勇進せしめ、以て最後の勝利を得さしめたのである。

白耳義は斯く功績を立てたのであるが、さて獨逸は白耳義に對してどういふ風に取扱つたかといふに、人口僅に六十萬しかないブラツセルに市民に對してすら八百萬金を出さしめ、國內知名の人々は大抵殺されてしまひ、女子は凌辱せられしのみならず、其の方法は亂暴狼藉の限りを盡し、妻は夫の面前にて、母親と娘とは家族のしぼりつけられて居る前に凌辱せられたるが如き、又は幼者は多く殺されたるが如き、到底筆舌の語り傳

へ、書き記すことの出来ない惨害を受け、怨恨を残したのである。かくて白耳義國內の貨財は悉く奪はれ、一人の處女も無い有様になつてしまつたのである。而して此の害を免れて外國に通れたものは、和蘭に三十萬人、フランスを経て英國に二十六萬人であつたが、英人は非常に同情し、直ちに救済資金の募集に着手したのであるが、ロンドンタイムスの如き一日に一萬圓以上を越して、義捐金が集るので、同情の程も知られて床しいことと思つて居た。

然るに二十六萬人を養ふには、一人一日一圓と見ても一年概算一億圓を要することになるが、さらぬだに當時英國は戦争に大金を要して居る最中なるを以て、背に腹は代へられないので只空しく救恤して、大金を貢獻するの苦に堪へず、此等亡命の白耳義人に對して、職業を與ふる事とし、漁業農業又は工業を與へて其の衣食を支へしむることにしたのである。さうすると今度は、英國内の漁業者工業者と白耳義人とが職業上の競争を起す様になり、英國の大工や漁民などは居候の外人と喧嘩を交ゆるに至り、白耳義人職業上の収入は思はしからず、義捐金は次第に減じてしまひ、彼等の生活は次第にみじめになり、何時とはなくロンドン街頭ヴァイオリンを弾いて食を乞ふ白耳義人を見掛ける様になり、致て義に薄からざる英人も、身を殺して仁を爲したる白耳義人をさげすんで見る様になつたのである。嗚呼外國の爲めに義を唱へ、爲めに國土は殆ど奪はれ、人命財産を營まれば其の露命だに保ち得ないとは、戦敗國民の如何になさけない沈淪であるか、我等日本國民たるもの此の際大に考へればならぬことである。記せよ、天下の青年。愛國愛民の思想家。國家の保護を離れた國民が

如何にみじめな境界に突き落されるかを。

若し盜賊は悪いことであるから、盜賊は無くなると思ふものあらば、それこそ非論理の甚しいものであるが、よく氣をつけぬと、戦争は悪いことであるから戦争はなくなると即断することを怪まぬやうな輕はずみな説に惑はされ、世人が皆平和々と云うて居るから、戦争は再び起らぬと思ふが如き甚しき誤りに陥り、一朝有事の際、手も足も出ぬやうな悲境に沈まればならぬかも知れぬのである。國家を離れては、人は奴隷か乞食かになるより外に途はないのである。然るに、國家の中心首都東京には、近頃國家の意義を忘れて居る人が少なくないではないかと思はれることがあるが、これは決して喜ぶべき現象でない。一體首都を離れて地方になればなるほど、國家の有難さを感じる。ホテルアストリアは、巴軍凱旋門を周りに光線状に派出せる十二街の一番賑かなシヤンセリセーの街頭に在りて凱旋門に對し最も良い位置を占めて居る建築の一番安大なホテルであるが、今次獨逸は開戦間もなく巴里を占領して、このアストリアホテルにて祝賀會を開かんと思定して居つたさうであるが、獨逸のあては見事に外れて、それに我が赤十字救護班の旗が識れるを見た時の余は何とも云ひやうのない感に打たれた。こんな感じは國內にては起らぬのである。つまり國家を離れて外國にある場合に於て特

に起る國家の有難みである。然るに東京の如き國家の中心に居るものに、國家の意義を輕んずるものが、青年學者間に在るのは、たとひ上の如き場合に遭遇したこともないことはいへ、甚だ慨嘆すべきことである。さて又米國は、甚だ恐るべき國である。米國は本國英吉利の手を離れて獨立してより百六十年にしかならないのであるが、其間に南北戦争の如き出来事を重なるものとして、幾回戦つて居るか分らぬ程で獨立戦争當時の

十三州は、七八十年前まで四隣征服に力めて、現今の四十幾州となつた侵略的の歴史を以て充されて居るのである。これにつけても我が徳川家光の鎖國令が怨めしい。當時太平洋沿岸米國は、沃野千里、殆んど無人の天地にして、所有權は誰でも先入の人の手に無難作に歸して居るべき事情であつたのである。それを米國人が未だ所々に行き届き足らぬ様な小數の人で、強いて愈いて擴張りをしてしまつたので、其後我が同胞が若干入國して、地を開きて彼等に必要なる穀類野菜等を栽培供給し、其生活を助けこそすれ、何等の妨害をも加へぬ者なしきりに防壁し、絶対に新入國を禁止するが如き、甚だ怪しからぬことであるまいか。本來の所有地として、多小人類幸福の雅量を示すべきに、然も占領未だ幾くもならざるにも拘らず、何れの所に新天地を求めねばならぬ我國民に對して勝手に天與の沃土を封鎖して、何等の禮度も示さざることこそ奇怪なれ。

斯の如く何れの國に於ても、國家の發達、民族の發展についてまつしぐらに勵んで居る時に際しては、吾人は國家の前途をあやまる様な所謂思想家を監視せねばならぬ。予は怪む、英國や米國では世界の大勢を作り、縦に外國を左右するけれども、日本ばかりは世界の大勢といふものが常に國外に在て、其國外にて生じた大勢に左右せられて翻々として動かされることを。此の如き臍甲斐なき態度は速に之を止めねばならぬ。思想上我が國家の恩惠を輕んずる様な考は、速に改めねばならぬ。特に前にも言へる如く、優秀な青年がこれにかぶれ易いから、出来るだけ早く引き締つた國民とならなければならぬ。

吾人は幾千年立つても、他國よりも其の生れた國を愛するのである。如何に道徳が發達しても己が屬する國家を除外する道はない。如何に國際觀念が發達しても國家を忘れるといふことは無いことである。(「道徳思想

發の進しより)

第五章 社會教育と公民教育

社會教育の概念 社會教育といふ言葉には、大體廣狹二つの意義が含まれて居るやうに思はれる。之れを廣義に見れば、桃李言はずして下自ら蹊を成すといふやうな進み方で、點々として行はれる社會其物の教育的成果を指すものである。即ち其の中には社會の及ぼす有意無意の影響の全部を抱括するものである。然るに、之を狹義に解釋して行けば、吾人が執意的・具案的に社會暗示の統制力を利用して、其の社會の要求する一般的人格と性情とを形成すべき教育的指導方法を指すのである。

元來人は社會的動物であるといふが、もともと今日の如き社會生活を營んだものではない。人性の根元には原始的時代にも社會性はあつたのであらうが、それは極めて低級なものであつたこと、社會學者の均しく肯定する所である。人類が今日の如き文明生活をするやうになつたのは、可成りに長い間の訓練を経た結果である。既に或る種の訓練道程の後に出來た社會組織であるとすれば、一方には今後更に向上進歩する可能性のあるものだといふことが出來、同時に之が社會生活をなす各個人に對しても生活準備——若くは生活に適應する訓練なり教育なりの必要が肯定される筈である。例へば

日本が專制國から立憲國に進んだとする。此の場合に於る國民の資格といふものは、專制時其儘では可けなくなつた。たゞに與へられたる法令に據るのみを知る國民では到底いけない。宜しく法の精神のある所を理解して、其の精神を徹底することに遺憾なき國民であらねばならないのである。即ち法治國の國民は一方に被治者であると共に、他面には參政の權利が與へられてあるのであるから、自らの權利によつて立法府を動かす、自己の意志を治者階級に及ぼすことが出来るのである。即ち義務觀念と共に、權利思想に強く目ざめることが必要であるのである。たゞにそのみではない。今日に於ける社會の進歩は、國家の存在を否定しないまでも、尠くも現在までのやうな偏狹な國家主義に對しては、著しく之を不満に感ずるやうになつて來た。インタナショナルを力説するもの、中には、眞に同感することの出来ない空想論者もあるけれども、それ等の論者の強い力點である所謂國際心といふものに對しては、十分の省察を拂ふべき價值がある。これに就いては別項「國際教育と公民教育」の章に於て改めて説いたから、今は其の細説に互ることを止めるが、とにかく斯の如き諸種の理由が綜合されて、新らしく社會教育といふものが施設されなくてはならないやうになつたし、同時に公民教育といふものも強調されざるを得ないやうになつたのである。

社會教育と公民教育 我が國に社會教育の實施された——とも見るべきは大正八年五月に社會

教育課が文部省内に設置されることになつたのを嚆矢と見て宜からう。續いて大正九年度からは各地方廳にも社會教育主事なる吏員が出來て、各々社會教育に関する事務に當ることになつたのである。而して、それ等の教育機關が掌つてゐる仕事の範圍は何であるかを調べて見ると、大體次の如きである。

- 一 小學校中學校を中心とする社會教育施設
- 二 直轄學校に於ける社會教育公開公演並びに講習會
- 三 一般公開講習會
- 四 諸種の社會教育展覽會
- 五 青年團・處女會其他修養團體の指導獎勵
- 六 少年團の指導獎勵
- 七 公衆娛樂の善導獎勵——殊に活動寫眞及蓄音機に関する特別施設としてフィルム推薦、フィルムの複製頒布、幻燈映畫推薦、レコード推薦の實施
- 八 體育・保健・公衆衛生運動
- 九 盲啞教育に関する施設——殊に大正十二年度には盲啞に関する特別經費——十一萬圓の豫算を得て一層該事業の發展を期して居る

- 一〇 特殊児童——貧困・低能・不具兒等——に関する特別の教育
- 一一 育英事業として、資金不足の優良保護施設
- 一二 幼児保育の改善運動
- 一三 生活改善運動
- 一四 職業指導運動
- 一五 成人教育・公民教育等
- 一六 圖書館に関する施設——圖書館事業の發達助長、圖書館員の養成、通俗圖書認定推薦等
- 一七 博物館事業の發達助長
- 一八 學校生徒・學生其他一般公衆の思想善導に関する活動

以上の項目は、文部社會教育課長乘杉嘉壽氏の調査によつて述べたものであるが、此の要目によれば、公民教育といふものは其の一項として挙げられてあるに過ぎない。けれども、前來述べて来たやうに、社會教育の統一的目的が、要するに、今日に於ける完全な公民的陶冶にあるといふことは、此の要目を通觀することによつても看取することが出来るのである。即ち社會教育の一項として公民教育を擧げるのは、制度の上で一括するといふので、其の意義内容の上から學術的に分類したといふのではあるまいと思ふ。本當に兩者の關係から云へば、或は社會教育——といつても、廣狹兩意義の解

釋があるけれども、之を國家社會教育といふ立場から見れば、それは公民教育の具體的方策であるといふても失當ではない。眞の公民といふものを假定すれば、それには國家的の條件からも、また社會的の條件からも合格することが必要であるのだから、かゝる公民の生活は同時に完全なる社會的生活の出来るものでなくてはならないからである。

第三篇 公民教育の沿革

第一章 歐米諸國に於ける公民教育

公民教育の起原 歐洲に於ける公民教育思想の起原は、決して近代に入つてからのことではない。遠く希臘・羅馬の古代に遡ることが出来るのである。勿論、當時の公民教育思想を現代のそれに比較すれば、其の間社會の發達に連れて生ずる當然の進歩があり、従つて其の思想の間にも相當の懸隔もあるのだけれども、それを以て公民教育思想の存在を如何ともすることは出来ない。

古代文化の花が、先づ希臘の中に開いたことは誰も知つてゐる。而して同じ希臘と云つても、スパルタの尙武教育は措き、アテネの文化的教育に於ては、所謂今日の公民的徳性の教育に對して、十分の注意が拂はれて居たのである。勿論スパルタに於ても、之れが輕視されたのではない。克己や忍耐や犠牲的精神を主とする尙武の教育の間にあつて、當然協同親愛等の公民陶冶も行はれて居つたのである。所謂オリンピックの競技に於ける月桂冠はヘレネ民族諸國家國民の最高標的であつたけれども、

それは決して單なる勝負を受するといふのでなく、それに依つて企及し得らるべき公民徳性の涵養にあつたことは、容易に考察せらるべきことである。即ちアテネは云ふまでもなく、スパルタに於ても、其の理想とする教育の思念は、其の公民を以て單なる猛獸に仕上げようとしたものではなく、其の窮竟目的は夫々の國家國民をして十分に其の國家を支持して行くことの出来る公民にしようとする點にあつた。上古周圍の關係上、一に勇敢を貴び、強壯なる戰鬪的訓練に依つて之れが目的を達せんとしたのは、蓋し當然の措施であつたであらう。特にアテネ・スパルタに於て女子の教育が極めて有力に高調されたといふことは、以上の考案を助ける重要な資料であることを立證する。

希臘に於ては、以上の如き尙武の教育と共に、純粹に今日の公民教育と質を同じくする政治教育と見るべきものが立派に行はれた。それは、或は家庭に於て、或は共同の教育所等に於て、國家に勳功のあつた人々から共同會食の場合などに時々談話せられたのである。即ち之れによつて各々其の國家の内政につき、或は外交に關し、若くは戦争等に關して、國家の公民として具備すべき諸種の素養を與へられたのである。これ等の細説を述べることは一般教育史にゆづるとして、當代の公民教育思想を最もよく代表するものはプラトンの「理想國」であると思ふから、次に其の思想の一端を紹介するところしよう。

プラトー理想國の思想 プラトーは其の著「理想國」に於て其の國家教育思想を最も明確に記述して居る。即ちプラトーは卓越せる識見を以て、其の國家論を試み、國民の愛國心の哲理を論じた。プラトーによれば、國家の目的は、特權や富有や他人の支配ではなくて徳義である。即ちプラトーが理想の國は其の根柢に於て著しく倫理的である。而して其の國家の目的に含まる、善には、智慧・節制・正義・勇氣の四徳がある。然らばプラトーのいふ國家の四徳とは何であるか。プラトーが國家の目的について云ふ智慧とは、政治家の善良賢明なる智慧をいふのである。而して國家の勇氣は兵士によりて代表さるゝと共に、快樂苦痛の下に於ても慾望恐怖の勢力の下に於ても克く國法に従つて眞正の意見を具現せんとする全般の力を指すのである。國家の節制とは、國民がよく一致して治者と被治者とが階音的に一致して貫徹して強者と弱者と其の中間者とを調和するのである。更に國家の正義は、各人が全力を擧げて其の本分を盡すところにあるとした。かういふ論旨を考へて行くと。プラトーが智慧の最も卓越した哲學者を君主とせねばならないといふ論據も、自ら分つて來ることであらう。そこでプラトーは總て國家の仕事の中で、最大なる任務として教育及び教養を擧げ、凡ての官吏中教育官即ち教育大臣を以て最も重きものとした。決して今日の日本の如く、之れを伴食官などに置くべきものとしな。數千年前に於て既に教育第一の主張がプラトーによつて叫ばれたのである。

プラトーの教育論を詳説することは容易のことでないが、彼は先づ教育を分つて上等及び下等とした。而して單なる技術職業の教育を以て下等とし、上等の教育は斯かる狹隘なる教育にあらずして、「少年の時より徳義の教育を施し、人をして熱心に公民たるの理想的完成を求めしめ、而して正當に支配し正當に服従する方法を教へる」ものであると論じた。これ實にプラトーの公民教育思想として後代に傳へられたものである。けれどもプラトーは特別に公民教授——公民科といふやうなものを立て、の教授は論じてゐない。此の事は特に斷つて置かなければならない。

羅馬の公民教育 ローマの民族は希臘のヘレネ民族と共に自主自治の民族であつて、且つ實利的の民族であつた。歴史に明かであるやうに、彼等は世界的國家を夢想して世界征服を國是とし、或る程度まで之を實現したのである。

羅馬其物を詳細に觀察すれば、之を(一)其の勃興時と(二)勃興後との二期に區別することが必要である。けれども、今は大觀して其の教育を思ふのに、羅馬の教育もまた希臘のそれと同様に、公民的軍事的勤務の外には中心點を認めない程のものであつたと言はねばならない。其の堅實なる羅馬建國のいそしみは、其の外部的必要の上からも彼等をして着實なる努力を要求したに相違ない。けれども羅馬の覇業が漸次に其の完成を見るに至つて、彼等は漸く頹廢の兆を示した。即ち其の被征服國は其

の物資と奴隷とを羅馬の爲めに齎らした。それが因をなして羅馬貴族階級の専横となり、奢侈と暴虐と淫樂とが内發的に其の頽廢の機運を作つたのである。而して其の原因の有力なる要素として希臘末期の不健全なる文藝が移入したことや各征服地から入つて來た諸宗教の混在をも數へなければならぬ。

斯の如き世代にあつては、獨り教育のみが時代の大勢外に超越することは六ヶしい。其の公民教育の如きも、漸次其の本質を退嬰的にし、それは要するに希臘の教育を羅馬に移したに過ぎないやうにしてしまつたのも止を得ないことであらう。

中世の公民教育　歐洲中世紀の教育は基督教の教育である。羅馬末期に於ける貴族社會の横暴と腐敗とに、搗て、加へて基督教の宣傳流布が羅馬民族の思想を激變せしめたのである。(因に基督教は西曆三二四年に羅馬の國教となつた。)而して此の際に羅馬は屢々北方ゲルマン蠻族の爲めに襲撃され、其の後、畢に羅馬府は其の陥る、所となつたのである。羅馬覆没の原因に就いては當時貴族乃至僧侶の間に基督教尊崇の結果であるやうに論ぜられたのであるが、それはオーガスチンの反駁したやうに羅馬衰滅の原因は貴族社會の奢侈と怠慢と、一般市民の貧富の懸隔——従つて其の中等社會の絶滅とに歸せなくてはならないであらう。けれども、それ等の考察はそれで宜しい。とにかく斯の如く

して基督教が羅馬に入り、漸次に歐洲の諸國に弘布せられて來たのである。

基督教の弘布は僧侶の地位を高め、教會の權威を大ならしめた。羅馬法王が日であれば各帝王は月であると譬へられるまでに、法王の現世的勢力が進んで來た。即ち神の意志によつて法王は帝王の爲めに其の王冠を加へるものであつた。それ故に帝王と雖も、法王の意を迎へんが爲めには、雪中に立つてゐなければならなかつたのである。斯の如き時代にあつて、教會の勢力の偉大であるべきは想像するに難くない。同時に其の教育の如きも、多くは教會の主宰する所となり、其の教育理想の如きも全く基督教思想の占領する所となつた。

基督教の來世天國を重んずる思想は、希臘・羅馬の現世的思想を轉覆した。即ち健康や富や力や、さうした現世的の善は基督教の精神から云へば、無下に卑しき「現世的善」であるのである。貧しき者は幸である。富める者の天國に入ることは駱駝の針の穴を通るが如く六ヶしいのであつた。即ち中世基督教の傳播は希臘羅馬の文藝に對して其の價值を轉換したのである。

斯の如くして中世の所謂公民教育なる思潮に對して基督教が甚大な變動を與へたであらうといふことは、何人も豫測するに難くない所である。

基督教の信仰からすれば、現世的國家の公民たらんとするよりは、天國の公民神國の公民となる方

が急務であつたのである。羅馬の帝國主義は教會基督教によつて宗教的に其の野望を繼承せられたと言つても過當ではない。従つて教會は其の理想實現の爲めには、其の信者を教育するに神の子としての善良な公民としようとしたのは當然の結果であつた。例へば法王の手によつて羅馬帝國の王冠を頂いたカール大帝の如き、一面當時の宗教的勢力を具現化したもの、やうにも見える。即ち紀元七百八十七年には、僧庵及び僧正管轄区域内には學校を設けて宣教師の教育をすることになつたし、七百八十九年には本山は必ず一つの學校を設くべきことになり、續いて八百四年には教會法が發布されて凡ての教會に學校を設けることになり、各人民は之が入學を強制されたのであつた。而して此の學校は人民に國語を教へ、教會唱歌を教へるに過ぎなかつたのである。けれども斯の如き教會勢力の隆盛であるといふことは、眞の公民教育を妨げることは云ふ迄もない。而して漸く本當の公民教育の望まれるやうになつたのは、十字軍戦争の後であつたと云はねばならない。

十字軍の結果は、歐洲の社會組織に激烈なる變化を齎らした。中に就いて最も注意すべきは、商工業の發達と、當然にそれから伴生する獨立自治の大都市の勃興したことであつた。即ちこれ等の都市は獨立自由の特權を有して自治政治を行つたのである。而して其の爲めにはどうしても之に適應する子弟の教育が要求されたのである。教會から獨立した教育を施すために市民學校市民學校の起つた理由は此處

にある。併しながら、市民學校では未だ全然宗教の囚はれから脱却したといふことは出来なかつたのであるが、現代的な商工業の發達は畢に其の必然なる教育的要求として初等國語學校を起すに至つたのである。これ實に十三四世紀に於ける公民教育勃興の實際である。

教會から獨立した學校等の出現すると共に、中世紀に於ける所謂啓蒙運動といふものが擡頭して來た。教會至上主義の時代に於いては、哲學等の學術研究は其の顧る所とならなかつた。即ち神學の奴隸としてのみ哲學は其の存在の意味を有ち得たのである。然るに以上の如き反教會——とまでは行かなくとも、とにかく營だ教會の手先きたるに甘んじては居られないやうになつた結果は、眞に公正なる學術的研究を好愛するの精神が漸く芽を出して來たのも當然である。即ち其の尤なるものとして出現したのが伊太利の人文主義であつたであらう。續いて獨逸人文主義の勃興となつた。

南歐北歐の兩端に榮えた人文主義の目指す所は何であつたか。人文主義の目指す所は、從來の如く神の國の爲めの教育——神本主義の教育を托けて人文本位のそれに引直すことであり、天國の公民を作ることから轉じて現在國家の公民を作ることにあつた。凡ての自然は基督教よりも價值あり、ペトラルカといふ命題は人文主義運動の根本的題目であつた。彼等は此の信念を以て宗教の奴隸である學術を呪ひ、其の大學を罵つた。尤も同じ人文主義でも伊太利のそれと獨逸のそれとは多少の内容

を別にした點もあるけれども、其の大體に於ては差別がない。

名高いルーテルの宗教改革の如きにしても、其の改革の根柢は、在來の基督教——といふよりは、寧ろ教會が、あまりに律法に囚はれて人間味の乏しくなつた實狀に慨嘆した結果であつて、其の源を流れる思想は人文主義のそれと同じものであると言つて宜しい。而して此の傾向が愈々發展して近世期に及んだのである。

近世公民教育の發達

舊教會から囚はれたる教育を獨立させた歐洲人文主義の運動は、必然的に教育の上に「宗教から國家へ」の方向をとらしめた。殊にそれが彼の三十年戦争後に至つて極めて激烈なものになつた。即ち斯の如くして神國の公民といふ觀念は一轉して國家の公民といふ觀念に移るべき階梯となつたのである。

當時の學術界にあつて中心の題目となつたのは「自然」といふものであつた。即ち天文學に於けるコペルニカスやガリレオ、哲學に於けるベーコンやデカルト、國家學に於けるホッブスやフーコー如きがそれである。實に自然科学の勃興と並に、自然科学的研究の隆興とは、近世歐洲の文明史を飾る一大傾向でなければならぬ。曰く、自然的宗教、曰く、自然的倫理。曰く、自然法學、自然科学、自由經濟、凡そ十七世以後の文化にして自然といふ形容詞の與へられないものはないと言つてよい位である。

此の傾向を教育の方面に導き入れた一つの手段は、心理學の科學的研究であつたであらう。其の鼻祖としてロックを挙げなければならぬことは周知のことである。而して此の傾向をして更に強からしめたのは、國家學に於て有名な國家契約説であらう。即ち國家は帝王の拵へたものでもなく、自然に出來たものでもなく、それは要するに、各人契約の下に成立つたものであるとの解釋である。此の見解から見れば、國家の一大要素としての國民——公民といふもの、責任がいかに重大なものであるかといふことは見易い道理である。國家其物が各人の契約で出來たものならば、各人の意志其物が國家經營の意志其物とならなければならない。決して一人の帝王一部の階級の專横によつて左右せらるべきものでないといふことになる。立憲政治の出現は實に此の邊に兆して居るのである。而して既に斯の如き思想を生じた以上、其處に多數政治の理想が生じ、其の理想を達するの手段としては國民各自の公民的教養が熱望せらるゝに至るのは當然である。而して其の公民的修養の内容としては當然に國家本位でなくてはならないのである。即ち斯の如くして「公民教育行政の權利の感情が起り、此の感情が新教育の唯一活潑なる原理を主張し、個人を將來の公民として考察し教育する本來の小學校の觀念が起つた」(シユタイン)との考察は誤つてゐない。けれども當時の狀況は要するに尙ほ未だ過渡期の域を脱し得ないといふことは事實である。

此の間に於ける公民教育思潮の向上發達をば、個々の學者等によつて詳しく叙述することは甚だ困難なこともあり煩鎖なことであるから、特に必要と認める二三の事實を記すに止めることとする。

獨逸に於ける公民教育發達のことには前既に述べたのであるが、ウイルヘルム一世が千七百三十二年に發した勅令には「朕は國家を建設し改善こそすれ決して基督教徒をつくらない。故に凡ての人民は朕を助くべし」とあつたのに徴しても分明である。佛國に於ける思想界の活躍は更に凄まじいものがあつた。ヴォルテアやルッソオやの自由思想は論ずるまでもない。シャロツターの『國民教育論』はルッソオの『エミール』發刊の翌年を以て議會に提出されて社會に大なる反響を與へた。「教育が世界的の人々に委ねられない故に恐らくは避けることの出来ない罪は道德と政治的の道德との教授の缺陷せることである」とはシャロツターの公民的論旨である。有名なる佛國大革命の勃發に入るに從つて教育上の公民意識といふものは漸次に高まつて來た。千七百九十一年に發布された新憲法には國民教授について次ぎの如く要求した。因に同草案はコンドルセーの起稿である。

公共教授は凡ての公民に一般に、凡ての人に無月謝にして且つ缺く可らざる教科を創造し規定せねばならぬ。

これが爲めには適當なる營造物は王國の區劃に適應せる配列に從つて段階的に分たれねばならぬ。と云つてある。以て其の一般を知るべきである。

立憲公民教育への道

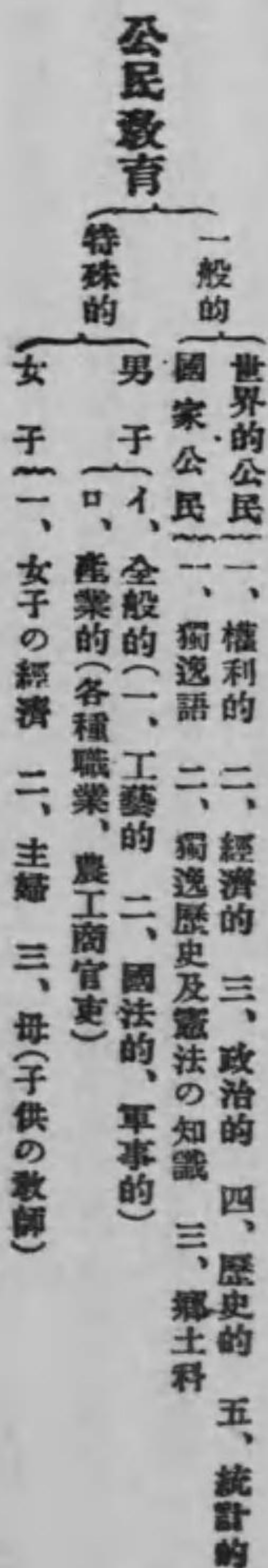
十九世紀の歐洲史は實に大なる一革命史であつた。天賦人權の思想の浸潤し行くところ、其處には當然自由平等の要求が高唱され傳統的支配階級との利害衝突が現はれて畢に革命運動の勃發すべきは理の當然である。併しながら、それ等の革命——特に佛國大革命の如き、實に人類史上稀に見る如き慘憺たる犠牲を拂つた末に得た所のものは何であるかといへば、それは革命當初の個人平等の理想に全く合致したものは云へなかつた。革命を終つて再び帝政となり共和政治となつたのである。かくして歐洲の大勢は、國家の歴史と慣習と宗教とを無視した絕對平等の政治を行はうとするよりも、寧ろ君主政體であつても、其の獨裁形式をさへ取除けば宜いと云ふことになつた。即ち立憲君主政體を採用すればよいではないかといふことに傾いて來た。

斯の如くして、立憲政體は廣く歐洲諸國の採用する所となり、之れが活用に努力するやうになつたのである。即ち立憲國となつた上からは、從來の如き階級政治でなくなつたのであるから、國家組織の要素は公民といふものになつたのである。即ち立憲主義はやがて公民主義であるのである。爰に於て公民主義と教育との交渉が開始され、勢ひ公民教育の思想が勃興して來たことは當然の成行である。即ち義務強迫教育の制度や、無月謝教育の制度や、或は貧民教育の補助の如き、公民教育の外部組織に關する方面は、略十九世紀に於て整頓されたのである。たゞ其の教授や、訓練や、教育の内部組織

ともいふべきものは未だ不完全で、それは二十世紀に入つて初めて整備せられたといふべきであつた。従つて十九世紀は公民教育の發達期と呼ばれる所以であらう。

十九世紀に於ける公民教育思想を各々の學者に就いて檢覈することは、本書の如き小冊の盡し得る所ではない。例へば有名なるフイヒテが「獨逸國民に告ぐ」の思想は別としても、ステファニー、ラーデ、ベスタロッチ、シユライエルマツヘル、ヘルバルトの如き諸家の中から、その公民教育論を敘述することは容易でない。今は其の一二をのみ挙げるに止めて置く。

ステファニーの公民教育説 ステファニーはフォスと共に十八世紀末に於て早く公民教育の文字を使つてゐた。此の點については特筆に値すべきであらう。即ちステファニーは其の「國家教育學概論」に於て公民教育の目的を定め、「公民教育は人並に他人と共同存在する社會的諸關係の上に直接適用する所の知識及び熟練を賦與せざる可らず」と斷定し、之を分つて次の如き組織とした。



氏の公民教育思想は此の組織の立て方によつても大體の見當がつくであらう。ラーデは千八百三年に「公民への人の教育」を公にしたが、其の見解によれば、公民教育の爲めに早くから古代歴史を教へるのは害がある、故に先づ獨逸の地理から始め特に郷土科を手始めにすべしと論じた如きは當代の卓見であつたであらう。

これ等以外の公民教育思想を、學者の一人に就いて述べることは省略するが、とにかく以上の如き思想が一大風潮を形づくつて、十九世紀以來漸次に公民教育の火の手が傳播普及されて來た。所謂公民科といふものは各國に互り諸學校の教科の間に重要な位置を占めるやうになつて來たのである。獨佛英米ともに公民教育の國家的意義を體得し、盛んに之れが施設經營に努力したが、特に獨逸に於て其の見るべきものが多かつた。而してそれはケルシエンシュタイナーやメツサーの高唱した所が多かつたので、次に二氏の公民教育説を比較的詳しく述べて之れが代表たらしめようと思ふ。

ケルシエンシュタイナーの公民教育説 大奈翁の鐵蹄に蹂躪された普魯西の慘狀が、如何に甚しいものであつたかは、史を繙くもの、よく知つてゐる所である。領土は奪はれ、莫大なる償金は支拂はなければならず、實に當時の普魯西國民は文字通りに塗炭の苦しみを嘗めたのであつた。之れを今日の獨逸に對比しても、勝るとも劣るものではなかつたらしい。普魯西は將來再生し得べきかとい

ふことが彼等國民の不思議な希望であつたかも知れない。憂國の士は國力の恢復に就いて誠に眞摯な計畫を考へた。「獨逸國民に告ぐ」と一代の哲學者であるフイヒテの叫んだのも蓋し此の秋であつた。

獨逸の國民が此の國家の危急を切抜ける爲めに一意教育の力に待たんとしたのは極めて賢明な策であつた。國民教育の堅固な制度を確立し率先して義務教育制を布き、以て國民精神愛國的感情の養成に衝り、一方には教育家や産業家と計つて、獨逸帝國の建設に志したことは十九世紀史上に於ける輝かしい一大光彩であつた。其の結果として、千八百七十一年には積年の仇敵たる佛國に對して一大打撃を與へ、ベルサイユ宮殿に於て獨逸皇帝の即位式を行ふに至つたのである。其の赫々たる武動たるや實に獨逸國民教育の齎らしたる歸結であると言はなければならぬ。併しながら、此の事たるや實は獨逸其物として見たる場合のことであつて、之れを英吉利其他の先進國に對比して見れば、決して獨逸の國力が十全に發達してゐたといふことは出来ない。それが證據には、千八百四十年に獨逸の經濟學者で有名なフリードリッヒ・リストが、其の著「政治經濟の國家的組織」の中に云つてゐる次の一節を見ても明かなことである。リストは曰く、

何等の商業的政策を有することなくして、國內に於て、漫然、劣等粗惡なる自國の商品を舶來の優秀な商品と共に店頭に陳列して居るものは實に今日獨逸國民の現状である。斯くの如き有様では、獨逸の商工業の進歩

發展する見込はない。獨逸は將來斯の如き劣等なる商品を製造するの弊を改めるために、國民の教育によつて此の不良な風習を根本的に矯正しなければならぬ。しかし、斯くの如きことばかりで、英國の商品を獨逸から驅逐することは實に困難である」云々

斯の如くしていかに當時の獨逸が其の産業的地位の向上を必要としたか、而してそれを最も正當に教育の上に求めたかといふことが推知される。爾來獨逸の國民はその産業的立場から見ても教育の上に期待することが極めて熱烈であつたのである。

獨逸が其の教育の産業化を企てたことは、極めて多方面から其の實例を擧げることが出来るが、中に就いて最も注意すべきは、ミュンヘンの教育課長であるケルシエンシュタイナーである。ケルシエンシュタイナーと云へば、何人も直ちに公民教育といふ言葉を想起するやうに、一般に廣く其の名が持擧されて居るやうである。よつて今簡単に近世公民教育の始組とも云ふべきケルシエンシュタイナーの公民教育の一般を記述して置かうと思ふ。

ケルシエンシュタイナーは自己の公民教育の觀念を説明するに當つて逆説法を用ゐ、如何なるものが公民教育であるかといふことを説かずして如何なるものが公民教育でないかといふことを述べて居る。即ち博士は次の五項目を擧げて公民教育の否定的説明を試みて居るのである。

- 一、公民的知識のみを羅列して教授するのが公民教育ではない。
- 二、経済的能力とが技術に關する熟練とかいふもの許りを與へるのが公民教育ではない。
- 三、公民教育は政治的の教育でもなく、又た法制經濟の教育ではない。國家の政治の總てを了解したり政黨政治の分野を知悉することは不可能でもあり不必要でもある。法治國の理想は各個人が各々其の意志の自由即ち自主的行動の認めらるゝことを意識して、而も人生生活は共存・互助・協同によつて互に他を侵すことなく其の公共的生活の分を守り責任を重んずることとなければならぬのである。
- 四、公民教育は其の主張の立場と其の範圍に於いて社會教育と異なつて居る。社會教育は公民教育の一部となることがあるけれども、公民教育は學校教育と社會教育とに跨つて居る。(本書第一篇第五章「社會教育と公民教育」の條、參照)
- 五、公民教育は他の各種教育の目的内に包含され、若くは從屬するものではない。公民教育自體に獨立の教力と陶冶の目的とを具有して居るものである。

斯の如く公民教育の觀念に對して否定的説明を試みたケルシエンシュタイナーは、更に進んで眞の公民とは何であるかに論及して大要次の如き説明を加へて居る。曰く、

眞の公民とは、忠實な義氣を以て公共に盡すためには、自己を顧みない國民である。而して此の公共團體の一員としての公民は、いづれも自己に固有の職業を有し、此に従事することは勿論、自己の才能と、教育によ

つて授けられた知識と技術とによつて其の職業的價値を發揮して社會國家に奉仕するものである。更に語を改めて、

總ての有識階級の人々が、國家其のもののみに對して絶對の價値を置く在來の思想から目ざめて、國家を以て道德的の公共團體であるといふ觀念を持つることになり、個人の利益の争から生ずる矛盾と撞着とが法治國といふ形式の下に、絶無の境地に達せねばならない。

とも云つて居る。以て其の思想の那邊に存するかを推するに足るであらう。

由來、健全なる人道主義の國家にあつては、眞の國家的公民は、また同時に世界的の公民として完全なものでなくてはならない。即ち國家の公民として貢獻することが直ちに世界の公民として奉仕する所以となるのである。けれどもケルシエンシュタイナーは此の意味に於ける公民を作るとには尙早論者である。さうした理想の生れて來ねばならないことは、彼に於ても十分の了解があつたけれども、さうした陶冶と教養を試みるには時期尙ほ早しとしたのである。これは今日の如き國際化の傾向が濃厚に浮出して來た場合に於ては當然改説さるべきものであるが、其の當時としては止むを得ない結果であつたであらう。

要するにケルシエンシュタイナーが公民教育の目的として認めたところのものは、此の教育によつ

て國家社會の一員としての個人が、**自己**と國家との關係を十分に了解せしめることによつて社會奉仕や正義の觀念を高め、自制の精神や保健の思想等を授けて高級な生活に入ることの出来る公民を作り、同時に職業上の堪能や勤勞を愛する精神を養成し、之れによつて忠實や勤勉や協同自制等の社會的徳觀念を涵養することによつて其の公民道徳を高めようとしたことにある。

【参考】ケルシェンシュタイナー氏の説 人の團體が其の成員をして常に益自ら進んで其の人格を道徳的に構成する方向に進ましめると云ふ目的に適ふやうに組織せられた形を國家と考へ、従つて國家を其の目的及び組織に於て道徳思想を體現するものとし最高の外部的善と見、個人が最高の内部的道徳的善即ち自由なる道徳的人格に達し得るについての豫備條件であると思惟し、更に國家の目的を二様に分ち、一を内外の敵に對して其の存立を確實にし其の國民の身心上の幸福のために力を用ゆるに在りとし、一を國家自ら道義的團體にまで進み他の諸國に影響し次第に人道的國家を人類社會に發現せしめるに在りとし、國家の其の二大目的のために堪し得る者を有用なる公民とし、此の公民の養成を教育の目的とした。次に他の著書「獨逸國少年の公民的教育」(第三版一九〇六年)について既に義務教育を修了した少年を公民的に教育しようとする氏の意見の要點を示すことにする。

國家の務は其の自己保存と國民の幸福の増進とに注意することである。幸福はそれ自身目的となるべきものでない、之が國家の存立に危害を及ぼしてはならぬのは勿論である。故に國家は國民をして其の能力に應じた發展をなましめ社會上經濟上薄弱缺乏の状態に在る者を保護し、國家を保存するための共同戦闘に相應に力を添へ得るに至らしめ、自己を世界の國々の間に於て優秀なる地位に置かなければならぬ。

而して近世の國家に於ては個人の政治上の自由及び權利が大いに擴張し、昔日のやうに君主及び少數の者のみが一切の事を掌り、一切の國事を處理し人民の身心の幸福に關する總ての事をなすのでなく國民が其の自由及び權利を使用して之に干與することになつて來た。斯やうに時勢に於ける教育には次の如き二大務がある。

- (一) 教育を普及し國民をして國家の務についての理會を得しめること。
- (二) 個々の人の能力を其の發達し得る限り進めること。

近世の國家は其の個々の國民を教育して國家の務を其の大體に於て了解せしめ且彼等をして國家的機關内に於て其の能力に應じて適當なる地位を占め能く其の職責を盡し且つ盡さうと欲するに至らしめようとするものである。

此の事は職工及び勞働者の階級にある十四歳乃至二十歳の子弟に對して特に必要と感ずる。尤も國家の務に關してはまだ理論的見解を與へることは困難であらう。例へば社會倫理を系統的に説くやうなことは生徒の成熟の度から考へて不當である。故に唯生徒の特別なる經濟上及び社會に於ける業務上の利害が其の同胞及び祖國の利害に從屬することを直觀的に明かにし且確信せしめることで満足しなければならぬ。

之については成るべく理論を避け歴史的發展法により種々の生活範圍に於ける利害の衝突特に生徒の從事するやうなる職業上に生ずる其の結果及び國家の利害に注意を向けしめることが必要である。

個々の人の能力を其の發達し得る限り進めることについては先づ業務上の技能を得しめ且作業の嗜好を進める事を主としなければならぬ。これ公民教育上の必須條件である。而して其の技能及び嗜好を進めることは高尚なる道德の根據となる多くの公民的道德をも成立せしめる。忠實・勤勉・忍耐・自己抑制の諸徳の結果である。次に合理的衛生的生活法に慣れしめ攻守に適する體力を有せしめることも公民教育上缺くことが出来ぬ。唯此の事について必要なる知識を得しめるだけで満足してはならぬ。道德及び其の生活法は實際の行動によつてのみ能く發達し得るものである。(大瀨甚太郎「最近歐米教育史」)

メツサーの公民教育論 同じく公民教育の主唱者である、ケルシエンシユタイナーとは別個の立場に立つての公民教育論を主張して居るのはメツサーである。今次にメツサーの説くところを簡単に紹介して見よう。

メツサーによれば、公民教育の目的は之を一般的の方面と特殊的の方面との二途から説明すること出来る。

公民教育の一般的方面といふのは、公民教育の一般的主張を論ずるもので、即ち公民的教育の目的をば、人生の意義、國民的生活の本義を明かにするものだといふ根本的主張をするものである。メツサーの見解によれば、吾人人類の生活は人間の生活である以上、如何なる時と處とにあるに關せず、團體的社會的生活を離れて生活の目的を達することは出来ないのである。即ち、人は社會的動物であ

るといふ言葉のやうに、どうしても人類は社會國家といふ形式を作つて、其の中に生存しなければならぬのであるから、換言すれば、國家社會の一公民として生存して行くものであるが故に、各人相互に協同團結して行かなければならない。従つて公共の爲めには自分一己の利益を顧みずに奉仕することの出来るものとなり得なければならぬ。現代の社會生活を逃避して、無職退嬰の生活に甘んずるやうなものは、殆んど人間としての生活圏から消却さるべきものである。即ち此の意味に於ける公民的教養といふものは、人間本來の一般性に立脚して何人にも要求さるべきもので、これ本來の國民教育に於ける生命であると云はなければならぬ。これを別の方向から云へば、公民教育の必要である第一の重い原因でなければならぬ。

次にメツサーは公民教育の特殊的意義を述べてゐる。それはどうかといふに、公民教育の一般的訓練として學校教育の上から施設すべき各種の教授事項と教育教授の大方針とを述べたのである。即ちメツサーは、當時の獨逸國民教育の状況から出發して、其の狀勢の上から見たる獨逸國民教育の必要と其の公的生活に對する教養の缺乏を認めて、時代の要求に適した國家公民の教育を行ふことの急務であることを説いたのである。

斯の如くしてメツサーは獨逸國民の公民教育として次ぎの七大要項を例擧した。

- 一、獨逸國民に對して立憲政治に對する一般の心得と其の道徳的陶冶を施すこと。
 - 二、獨逸國民全般に對して地方自治團體に於ける行政の運用に關する豫備的訓練を施すことが必要である。
 - 三、獨逸國民に對して獨逸國の産業の發達の概況を授け、過去の産業經濟・經濟制度及び其の組織の概要を授けること。
 - 四、獨逸國民に對して世界の趨勢・國際的關係を知らしめ世界の強國に對する國民的の堅き自覺を有せしめなければならぬこと。
 - 五、獨逸國民の個人的物質的の傾向に馳せて居るのを改めしめて個人的思想を公共的に、物質的傾向を精神的方面に其の注意を喚起すること。
 - 六、獨逸國民に對して個人的利己的傾向を戒め、協力一致團結して國家のために盡すやうにさせることが目下獨逸國五教育上最も必要な事項である。
 - 七、獨逸國民教育の上から將來は更に國家的教育の精神を強く鼓吹しなければならぬ。
- 以上はメツサーの擧げた公民教育の七大項目の要點を示したものに過ぎないが、之によつても、其の概要を窺ふことが出来るけれども、それが一層詳しい説明として岡篤郎氏が「公民教育の研究」中から次に引用して置くことにする。

第一 獨逸國民に對して立憲政治に對する一般の心得と其の道徳的の陶冶を施すこと。

獨逸國民に對して國家の最も希望するところは、立憲治下の國民としての獨逸國民に對して獨逸國の憲法の大精神を授けるため、憲法に關する大要を教授し、立憲國民として最も必要である國家の組織・政治法律に關する事は勿論、善良な國民となると共に有爲な公民となるに足るべき公共的生活に關する道徳的の陶冶を施さなければならぬ。此のために國家の組織の全般・政治・法律・經濟等に關する知識を教授すると共に、國家の發達・國政の振興に對して有益な國民的感情を陶冶し、獨逸の國家的公民をして完全なる社會的・國家的公共團體の生活の實績を擧げしむるやうにしなければならぬ。

第二 獨逸國民一般に對して地方自治團體に於ける行政の運用に關する豫備的訓練を施すことが必要である、歐洲大戰前の獨逸帝國は普く地方自治制度が完全に施行せられて居つたのみならず、職業に關する法規が制定せられ各種の職業組合の組織が此の規程によつて完全に設定せられて居つたのである。

斯の如き團體の自治制度の發達は、一八七〇年以來獨逸帝國の發展と共に獨逸國の進軍を表現したものであつて、各種の職業組合の組織が完全に設けられ其の普及は獨逸の産業上に甚しい有益な結果を齎らして産業的獨逸の活動となつて表はれるものである、故に以上地方の自治團體の行政の運用の成績如何と地方産業組合の成績如何は、獨逸國全體の盛衰と消長とに對して大なる關係を持つと言ふことになるのである。

斯の如き關係上、獨逸國の勃興的氣運を盛にするためには獨逸國民の教育に對しては必然的に、其小學校を始め實業補習學校の如き國民教育の機關に於て、將來の國民となる少青年に對して一般の國民教育としての外、特に國政の運用、特に自治體の行政・産業組合に關する自治的知識及び道徳の一般を授け、之を以て公民教育の

一要素としなければならぬ。

第三 獨逸國民に對して獨逸國の産業の發達の概況を授け、過去の産業經濟、經濟制度及び其組織の概要を授けること。

獨逸國民は獨逸帝國の行政の組織政治の特長を教へられ國家の財政に關する十分なる知識を持たなければならぬ、しかし更に必要な事項は獨逸は獨逸の産業に對して其の概要を授けられ此れに對する任務を知らしめなければならぬ。

故に獨逸の産業經濟の教育及び訓練する獨逸國民教育は獨逸國民に對する産業的自覺の教育であると言つてもよい。

元來獨逸は、一八七一年の普佛戰爭に於て強敵の佛蘭西を一撃の下に之を破つて以來、新興の獨逸國民としての意義は衝天の勢であつた、戰勝以來の獨逸の國運は亦隆々として昇れり獨逸帝國の基礎を固うし獨逸國の商工業は勃然として興隆して、従来の農業本位の獨逸は商工業本位の獨逸に進化し、國民教育は商工立國の新政策の下に進まなければならぬやうになつた、斯くの如き時運は從來の國民教育の一般方針に對して更に新しい要求を齎すことになつて獨逸國民の教育に對しては、新たに獨逸商工業の大勢は勿論、世界の強國の産業の組織、獨逸産業の世界的地位を授けて將來の獨逸國民として最も必要な公人的生活のための根本的經濟思想の涵養は勿論、英・佛の先進國に對して優に競争の位置に立ち得る經濟的、産業的能力のあるエコノミックナゲン(經濟的公民)としての國民を養成しなければならぬ、斯の如きことは、特に現代の獨逸公民教育として

國家的國民教育に對して、更に必要とすべき國家の國民教育上の一新要求であるとせられる理由である。

第四 獨逸國民に對して世界の大勢、國際的關係を知らしめ、世界の強國に對する國民の堅き自覺を有せしめなければならぬこと。

獨逸帝國は普佛戰爭に於て多年佛蘭西の屈從に對する會稽の辱を雪ぎ國家の基礎も亦強固になつたのであるが、まだ十九世紀の當初の獨逸帝國は歐洲強國の新進の國である、其の農業は相當の發達を示して居たにせよ商工業に於ては、決して先進國である海商國英國の敵ではないのみならず其の財力に於ては佛蘭西に比較することも出来ない、かく國家興隆の際に於て特に獨逸として最も必要なことは、世界の列強國即ち英・米・佛・露・等世界の先進國の發達の狀況と其の産業及び教育の進歩の狀況を教授して獨逸國民の偷安の心を戒めると共に獨逸帝國として將來其の膨張的の氣運を緩和するために必要な殖民地の狀況、殖民の事情、獨逸と他の諸強國との國際的關係を詳かに知らせ獨逸國民教育上に更に、國際的・世界的大勢を授けると共に國民の責務、將來の覺悟等について教育上必要な知識と感情とを授けて獨逸國民として、彼等各自の公生活に新しい國民教育の意義を附加しようとするのである、此れも當時の國狀から見れば一個の公民教育の主張に對する一條條件である。

第五 獨逸國民の個人的・物質的の傾向に聽せて居るのを改めしめて、個人的思想を公共的に物質的傾向を精神的方面に其の注意を喚起すること、獨逸帝國の勃興以來、特に十九世紀の末から獨逸の商業と工業とは漸次隆盛に達して、十九世紀の末から廿世紀の始めに於て、漸次英國と其の商業的競争を試みるやうになり、所謂英と獨との經濟戦争の色彩が著しくなつて歐洲、東洋の市場に於て商業上の活劇が著しく顯はれるやうに

なつた、此は獨逸の商工業の發展の結果が甚しく増進したためである、即ち一九〇〇年に於て、及一九〇七年に於て、英・獨兩國の貯蓄銀行の預金比較表は明かに、獨逸の國富の充實と其の急速力の躍進を物語つて居る。

英獨の貯蓄銀行預金比較表

	一九〇〇年	一九〇七年
獨逸	四四、二〇〇萬圓	六九、六〇〇萬圓
英國	一八、二〇〇萬圓	二一、〇〇〇萬圓

斯くの如き商工業發達の關係から獨逸國民は農業本位時代の朴素・敦厚、忍耐・勤勉の美風は何時しか之を失ふて、獨逸勃興當時の國民的努力と奮闘的精神によつて、新興獨逸を築きあげた國民の健全な思想は失はれて、浮華・享樂の惡風が國民に浸潤して一般國民は動もすれば・文弱安迷に耽ると言ふ傾が甚だしく見えたのであつた、此の結果國民は凡て個人的・利己的の惡傾向を帯び來つて、爲めに社會・國家・公共的事業の如き他利的事業に對しては國民の注意を喚起することが困難となり、國家・社會に對する奉仕的・獻身的精神は、漸次國民の頭腦から失はれると言ふ悲むべき事態を呈したのである、これは獨逸國民教育上重大なる問題であつて斯くの如き状態から國民的思想を救済し、之を矯正しなければ獨逸の將來、大いに患ふべき結果となるべき恐がある、此の救済のためには國民教育に於て愛國・愛社會・國家社會奉仕の精神を鼓舞すると共に、將來の國民を教育する小學校・實業補習學校等に於て公共的精神・獻身的精神を養成して他日國民となり、獨逸帝國の運命を擔ふべきものに對して、此際國家に公民として必要な愛國・愛社會的、即精神的、公共的道德の教養を施さなくてはな

らぬ、之が公民教育の必要を認める第五の條件である。

第六 獨逸國民に對して個人的利己的傾向を戒め、協力一致、團結して國家のために盡すやうにさせることが目下獨逸國民教育上最も必要な事項である。

獨逸國の勃興と獨逸産業界の雄飛に對しては世界の列強から攻撃の中心となり注目の的となることは當然であつて、此點に於て獨逸國民は國民的團結を固うすることは國家の自衛上緊急の事項であつたのである、しかし更に獨逸國民の團結の必要を訴へる事情は別に存在するのである。

由來、農本主義の獨逸は其の農業に於ても漸次進歩した成績を示すと共に、工業に於ては甚しい發達を來し一八八〇年以來から一九〇九年迄即ち、十九世紀末から廿世紀末迄には著しい進歩が認められた、即ち左表を参考にすれば、

英獨兩國の石炭産額の比較表 工業の原動力となり黒い金剛石の稱ある、ブラツクダイヤモンド、即石炭の産出

と工業の基礎になる鐵の生産額の多寡に依て、過去兩強國の産業的進運の形勢を明かに知ることが出来る。

獨逸及び英國の石炭産額の比較 (第一表)		獨逸及英國の鐵の産額比較 (第二表)	
獨逸産額	英國産額	獨逸産額	英國産額
〔年次〕	〔年次〕	〔年次〕	〔年次〕
一八八〇	一五、〇〇〇萬噸	一八八〇	七三〇萬噸
一八九〇	一八、〇〇〇萬噸	一八九〇	一、二〇〇萬噸
一九〇〇	二一、〇〇〇萬噸	一九〇〇	一、四〇〇萬噸

最近公民教育大観

一九〇〇 一、三〇〇萬噸 一九〇〇 一、六〇〇萬噸 一九一〇 一、六〇〇萬噸 一九二〇 一、五〇〇萬噸

第一表と第二表とを見れば、如何に獨逸の工業が、突飛な長足的の進歩を示して居るかを察することが出来る。かくして工業の勃興に伴ふて獨逸國民の人口も甚しい増加の率を示して、一八七三年には全本土人口四千六百六十萬であつたのが、一九〇七年には六千二百萬の大數に達して、過去六十年間に於ける獨逸の人口は驚くべし二千萬人の大増加を示して居る、而して歐洲戦争前に於ては獨逸國民一ヶ年の増加は約九十萬に達して居つたのである。

今次に獨逸國民の職業的分布の關係を一九〇七年の獨逸職業統計によつて調査すれば、如何に獨逸の工業が盛大に赴きつゝあるか、其の反面に於ても更に農業の生産が英國に於けるやうに、工業・商業に壓せられて其の進歩を阻碍させられることなく、如何にも工業原料の供給・國民食料の需給のために健全な發達狀態を呈して居るかを知らることが出来る。

獨逸に於ける職業分布

年次	金屬及機械製造	織物業	建築業	農林業
一八〇〇	八二五千人	九〇〇千人	五三三千人	八、二四〇千人
一八九〇	一、二四七	九四六	一、三三五	八、二九〇
一九一〇	二、一〇〇	一、〇五八	一、九〇五	九、八八三

以上の職業分布表の中に於て獨逸の職工、若くは工業労働者の數は、一八八一年の八十一萬五千人は、一九〇一年即ち二十年の後に於ては二百十萬人に増加して百二十萬人の増加を示して居るとは其の儘、獨逸の機械工業の大なる進歩を雄辯に物語つて居る

ものである。

獨逸の商業は工業の大なる進歩に伴つて、此れ又其の著しい進歩の跡を劃して居る、此の獨逸商業の進歩は國家の保護關稅政策の掩護の下に、工業の發展が自ら獨逸帝國の商業の振興を促したものであつて以上盛大な獨逸貿易界の海外的發展は、實に一八七九年に於て保護貿易政策を採用してから以後のことである。一八七九年時代の獨逸商品は英國の商品に比較して甚しい劣等低級な種類のものであつて英國製品の模擬品として、其存在を認められ歐洲の市場に於て甚しく輕蔑せられたものであつた、故に英國の當局は獨逸に對して凡ての獨逸製の商品に對して獨逸製品 (Made in Germany) の標記を明に表はすことを要求して、英國品の優良を獨逸品の粗悪と混同せられるの患を防がうとした程であつた、斯の如き工業品として、粗悪・未熟な獨逸の工業生産品は漸次進歩し忽ちにして商品としての獨逸製品は三十年後、一九〇七年、即ち廿世紀の始頃から其の品質の優良を以て堂々英國の商品を壓倒して其の染料の如きは大商業國の英國に對しても盛んに直入せられるやうになつた、即ちクルツプの武器・シオンメス會社の電氣機械・ツァイス會社の眼鏡・マテツシエアニリン會社の染料の如きも、何れも先進國である英國を商敵に遇して優に市場を獨占するの進運を示し、世界の大市場に其の威力を逞うしたものである。

斯の如き商工業の隆昌の結果は國內に於て殊に都市には巨大なる富豪が簇出し、貧しき労働者の數を著しく増すことは自然の勢ひであつて、一方に於ては富豪として資本家階級を形成し、他方に於ては、労働者の一團が無資産階級を蔑視するの風があるに至つて、茲に始めて社會の一角には、所謂富の分配に對して議論が起

り、貧富の著しい不平均の傾向に對しては甚しく國民の思想の上に不安と動搖が表はれるやうになつた、此の結果國民の協同一致・團結融和と言ふことに對して一個の障礙となる國民思想上の暗礁を作ることになつた、特にこれ許りではなく、元來獨逸に於て實際上政治的運動ではなかつた、所謂机上の空論であつた社會主義的運動が此頃から漸次に實際の政治運動となつて表はれて來たものである、殊に國民は此等の主張や、マルクス、エンゲルス又は、ラザール等の有名な社會主義者の著述や宣傳運動によつて、刺激せられて、或は無政府主義者を出し、或は今日の獨逸社會民主黨の基礎を作るまでになつたのである、即ち獨逸帝國が國民に對して普通選舉を與へるやうになつてから此の社會民主黨の勢力は急速に膨張されて、一八七七に於ては民主黨員は其數、實に五十萬の多きに達する狀況であつた、此の社會民主黨は其後に益々發達して一九〇七年の總選舉の際の如きは、從來の政黨は、一方に於て獨逸帝國主義黨と此に對立する多くの反對黨を集めても、全員中比較的少數の反對黨員を有するに過ぎなかつた形勢が帝國主義に賛成する保守黨及中央黨の二者と反帝國主義の社會黨との二大政黨を形成するやうになつた、一九〇七年の總選舉は幸にして、帝國主義にして皇帝を謳歌する保守的黨派の勝利に歸し社會民主黨は八十一名から四十一名となつたけれども、一九一二年の總選舉に於ては社會民主黨の勝利となつて、社會黨員の數は百餘名の多數を算するやうになつた。

かくの如き關係から國家の行政は漸次其の運用の上に非常な困難を感じる許りではなく、國民中には動もすれば非國民的・非國家的の思想に拉はれ、或は此等の惡思潮に毒せられ折角に勃興した産業帝國としての獨逸新興國としての名譽ある獨逸帝國の發展を破壊するの恐れがないとも言はれないと言ふ急狀を呈したのである

が、此の險惡な國民思想に對し之を善良なる方面に誘導し、健全な國民として其の國家社會のために貢獻しやうとする、眞面目に愛國・愛社會の思想に國民を導くためには大に國民の公民的教養によつて、公民的道德・公奉仕・愛國家的道德を鼓吹するの必要がある、此れに對しては從來の國民道德教育の上に團體的道德として、更に公民的教育を一般の國民教育の上に施すの必要があるとせられるのである。

其他獨逸國民教育として最も困難なる問題は宗教教育の問題であつて、此の獨逸の宗教は地方によつて新舊兩者の區別があり、小學校の教育に於て已に其の生徒に對して共通の宗教教育を施すに大なる困難があるのみならず、此等の宗教の全體に就て各々歴史的に權威を有して居る僧侶は、新獨逸の産業のために貢獻した新思想を代表する實業家及び其他文藝家・教育家・政治家との間に意見の一致を缺き、此等の實業家・政治家・教育家・宗教家の各々の社會其れ自身の間にも新舊兩思想の矛盾と衝突とがあつて勢ひ獨逸國民の不統一を來し團結的の運動を妨げたものである、此れに對する國家の對策は詢に國家公民教育の力に俟たなければならぬ。

第七 獨逸國民教育の上から將來は更に國家的教育の精神を強く鼓吹しなければならぬ。

新興國獨逸帝國は其の發展の勢を表はし其の羽翼を海外に示せば示す程先進國である、佛蘭西、英國と經濟的の競争乃至戰爭を避けることは出來ぬ、即ち獨逸帝國の膨張と其國運の發展は世界的市場を獨占し、世界的勢力を國外の貿易に於て有して居る先進國である英國に對して、經濟的問題を惹起し乃至は米國佛國に對しても甚しい經濟競争乃至經濟的の競争となる結果を考へない譯に行かぬ、或は此のために遂には武力を用ひて解決しなければならぬと言ふことを覺悟しなければならぬ即ち萬一の場合には戰爭の災禍をも避けることが出來ぬ

い、止むに止まれぬ境遇に際會することを考へない譯には行かない。此の場合を豫想し此の危険に對して國家自衛の途を企てるために、第一に注意しなければならぬ問題は國民に對して國家的・愛國的精神を鼓吹することである。

此の獨逸國民の不健全な思潮の傾向は、遂に非國家的の惡思想の取締りやその指導の如きことは、法律を以て之を完全に行ふことは出来ぬにも係らず一八七八年五月十一日、ヘーデルなる狂漢が獨逸皇帝に對して短銃を發射したのを盾にとつて、遂に政府はビスマルクをして直ちに社會民主黨の壓迫のために過激取締法案を帝國議會に提出せしめたのである、しかも此の狂漢は社會民主黨ではなかつた。此の思想取締法案は五十七票の賛成に對して二百五十票の反對を以て敗れたのである、けれども此の一事を以てしても如何に危険・不健全・不良なる惡思想が獨逸國民の間に流布せられて此に對して政府の當局が甚しく苦心して居つたことを知る事が出来る。

嘗て獨逸が佛・西に破れ佛國軍隊は鐵蹄を以て、獨逸の國土を蹂躪した場合、獨逸國民は佛國に對して非常なる國家的・國民的屈從を感じ如何にも臥薪嘗膽三十年、會稽の耻を雪がなければ止まいと言ふ國民的大決心を示したものであつた、當時彼の有名な哲學者「フイヒテ」Fichteは「獨逸國民に告ぐ」と言ふ大講演は今尙ほ國民の耳に新しく感ずる程、強烈な國家的精神を鼓舞獎勵したものであつた。

當時「フイヒテ」は其の舌端に火を吐く如き感傷的大講演に於て、「國民が常に利己的傾向に陥つて居るばかりではなく、其の利己心の獨立すらも、他國からの壓迫の下に屈服することによつて之を保つことが出来な

くなつて居る悲しむべき獨逸の現状から國民を救ひ出すためには如何なる方法によるべきか、此等の方法は他國の助によるなく、又神の力に依頼すべきものではない。此の救済法としては、從來の教育法を全然改造して國民教育によつて國民生活を一新するの外に途はない。

凡そ人は現在社會の一員として其の社會の秩序を重んじ、社會國家の秩序を重んずると共に其の規律に服従することが大切である、此れは一個の精神生活の各々に於て永遠に連續せらるゝ連鎖の大環を作つものである、吾人は此の大切な秩序に従はなければならぬ。

と叫んだのであつた。此の大講演は獨逸國民に強烈な刺激と激勵を與へたこと、獨逸國民の佛國に對する慘敗から國王フリードリッヒ・ウイヘルムが其の詔勅に於て言つたやうに、獨逸は戦争に於て失つた物質的の失敗を精神に於て恢復するために、興國の記念、戦敗の國耻記念として柏林大學を設立したのであつた。フオンホルトとフイヒテは此の大學教育の局に當つて當時の獨逸國民精神の作興に努力したものであつた。

然るに今や獨逸は歐洲戦争の以前に於て、再び國民精神の作興と其の統一の必要を痛感するやうになつた、即ちメツサーの説によれば將來の國民の國家的精神・國民的感情を陶冶する方法として國史の教授は凡て現代に必要な者を用ひ國語の教育・地理の教授、其他凡ての學科目の教育教授の際に於ても、常に獨逸國民としての自覺を促し、國家を愛し公共の爲めには國民が團結一致して事に當るといふことを努めることが公民教育上の重大な任務であると説いたものである。

岡氏は以上の紹介に續いて、更に次の如き附説をなして居るのである。

以上の國家公民教育の立脚地から、時代の進歩・國際的關係・世界的經濟的關係からは勿論、國家社會の健全なる發達、統一ある社會國家的秩序を保持するために、特に國民教育上、立憲國民として世界的文化國民として、特に必要な團體的道德と、公共的生活に關する事項を教育し、此によつて、國民に新時代の進運に後れぬ國民と世界的國民としての素質を含有する完全な國民を養成するの必要を述べたるのは、メツサー氏の公民教育に關する意見である。

このメツサー氏の意見は、其の公民教育の沿革的説明と世界の進歩國家公民教育の必要としての要件を國家の發達に具ふて順次に其の要項を擧げて、説明してゐる點に於て、吾人が我が國の公民教育の本質は勿論、其の教育・訓練の方案を研究する上に非常に有益な資料であると思ふ。

殊に歐洲大戰によつて、遂にフリードリッヒ、カイルヘルム以來の麗しい歴史と殆ど甘藷聯邦から成立してゐた大獨逸帝國が一朝にして土崩瓦解して了つて、今日の如く獨逸共和國と一變して、或は大國の暗殺となり、社會民主黨中の過激主義者と然らざるものと、或は舊時の保守黨の殘黨のものが互に政權の爭奪を試みてゐることは實に國民教育の公民的訓練が國家の興廢に大なる關係を持つと言ふことを著しく吾人に感ぜしめるものである。獨逸帝國を築きあげたものは、フリードリッヒ大王以來の國民教育であつた、而して獨逸を瓦解せしめたものは今や國民教育の不徹底であることに對して、餘りに過激な思想的征伐を權力を以てしたることである、これ等に對しては將來の公民教育上、國民の健全な公民的思想の涵養について特に新獨逸の國民教育上、最も注意を怠らぬ點である。

以上の如く公民教育の思潮は其の源を上代に發して、今日に至るまで發達進歩して來たものであつて、今後と雖も順次に其の發達を續けて行くことは云ふまでもない。次に掲げるものは、千九百二十三年五月發行の「エヂュケーションナル、レビュウ」に掲げられたフアウラー、デー、ブルックス氏の論文を吉田熊次博士が紹介せられたものであるが、之によつて佛國の公民教育の一端を窺ひ知ることが出来ると思ふ。

先年の歐洲大戰に於て佛國民は非常なる愛國的精神を實地に現はしたと云ふことは顯著なる事實である。それには必ず何等かの原因がなければならぬ。佛國に於ける此の如き國民的統一(national unity)は何に依つて生じたのであらうか。此の提議に對して少くとも三つの方面より答ふことが出来る。其の一は地理的原因に依るもの、其の二は社會的原因に依るもの、其の三は、教育的原因に依るものである。

(一)地理的原因、佛國に於ける社會的公民的團結(Social-civic solidarity)の一原因は主として佛國の地理的事實に依る。佛國は四百年間國境に大なる變動がなかつた。佛國の周圍は自然的地勢に依りて限られて居るので其の間に居住する佛國民は自ら團結するに至つた。獨り北東の一角たるアルサス、ローラン地方の國境は稍不確實であるが、此方面より來る所の獨逸の威嚇は却つて佛國民を國家主義に趨かしめたのである。特に千九百十二年に於ける獨逸國內の鐵嶺の四分の三は千八百七十一年に佛國より奪ひ取りしアルサスローラン地方より産出するを見ては、佛國民は國家主義に目覺めざるを得なかつたのである。

(二) 社會的原因、佛國民は民族として略同類のものである。過去四世紀の間、殆んど外國よりの移民もなく又外國への移民もなかつた。又佛國の家庭は極めて力強きもので、容易に外人の侵入し得ざる所である。戰時中佛國に渡つた米國人の大多數は佛國の中流以上の家庭を窺知する機会がなかつたであらうと思ふ。

(三) 公立學校は佛國の十八世紀末に於ける革命以前切望せられて居たのであるが、千八百八十二年に之が完成を見るに至つた。而して其の中には修身及公民科と云ふのがあつて、佛國の教育者は非常に之を重んじて居る。而して公民道徳教育の目的を達せんが爲に(イ)小學校及中學校に於て公民科を設け、(ロ)愛國的及道徳的感情を喚起する爲めに物語を授け(ハ)種々なる公民及道徳問題について教師の會話には讀物を課し、(ニ)公民的施設を生徒に見學せしめる等の手段が行はれて居る。併し此外に「社會教育」と題して種々の施設のあることが最も注目すべき事柄である。

「社會教育」は極めてよく組織せられ又廣く行はるゝ所の有效なる公民教育を實行して居る。此種の會が全國に行き亘つて居る。數年前に此種の會は百五十以上に上り其の支部も頗る多かつた。小學校の教員も之を組織して居り、小學校生徒も又其の卒業者も之を組織して居る。其の一例をあぐれば千八百八十七年に各學校内に組織せられた互助會は千八百九十四年には約一萬の兒童を會員として居た。其の年齢は三歳半より十六歳までである。又十六歳以上十八歳までの青年男女の會員は約十萬に上つて居る。此等の人々は毎週十サンチームづつを出し、其の半を一般救助費に充て、一半をパンシヨンの基金に當てる。此の會の支部は中等學校にも小學校にもある。此の外植林を目的とする會や衛生を目的とする會などもある。千九百十年より十一年に亘る年度

にありては小學校卒業生の會が六千五百四十一と青年競技運動の會が約千八百とあつた。此等の會合は實に學校をして其の共同生活の中心たらしむるものである。これが佛國民に社會的團結(Social solidarity)を發達せしむる上に重大の影響を與ふるものである。

元來讀物は道徳的情操を養ふ上に裨益することは確である。併しそれは同時に不徳なる情操を培ふことのあることも事實である。且つ又實行にまで導かぬ所ものは眞に善良なる市民を養ふことは出來ぬ。これ物語法の缺點である。傳記物は割合に有益ではあるが、此の缺點を全く免れることは出來ぬ。教科書を用ゐたり形式的に公民的事實を授けることは年長の兒童のみ用ひらるべき方法である。公民的道徳的題目に就いて或は講釋をしたり或は問答をしたりすることは効果は少い。兒童を主とする所の問答は觀念を明にするには適當な方法であるが、兒童の直接的境遇を脱出する懸念がある。公民的施設を見學せしめることは大に宜しい。併し知識に過大なる信頼を與へてはならない。最近の社會學及心理學等に従へば、團體の屬員となる最良法はそれの一員として考へ感じ働くことである。佛國に於ける「社會教育」の組織は此點に於て極めて有效なる公民教育の手段でなければならぬ。

之を要するに佛國に於ける社會的團結は次の五原因に歸することが出来る、(一)公民的知識が國民に普及し居ること、佛國に於て軍隊的愛國心を道徳と同意義に解するは佛國の異常的境遇に基く、(二)家庭的結合の強固なること、(三)住民が同民族なること、(四)幼年者も成人も種々なる互助的會合に参加すること、(五)絶えず國外よりの侵略的威嚇があつたこと等である。

以上はブルツクス氏の意見の概要であるが、かゝる考方は一般訓練上に適用することが出来ると思ふ。

第二章 我が國に於ける公民教育

教育制度と公民教育 以上は主として歐米諸國に於る公民教育の沿革について見たのであるが更に我々は我邦に於ける公民教育がいかに發達し進歩したものであるかを見る必要がある。これについては文部書記官木村正義氏が極く適切に、雜誌「補習教育」誌上に研究を發表してあるから、今は暫らくそれを紹介して記述に代へることにする。木村氏は「我國教育制度と公民教育」と題し、先づ説いて曰ふ、

我國に於て公民教育の思想が高唱せらるゝに至つたのは極く近年のことであるが、公民教育の實は西歐に於てギリシヤ、アセンズの往昔に存在せし如く、我國に於ても假令現今主張せられる公民教育に比して其の内容範圍餘程異つた所はあるが、古代より存在したことは明かである。我國建國の精神スピリット隨神シヤン道ダウそれ自身が公民教育の大精神であり、外來の思想たる儒佛耶の教義も亦然りて決して矛盾するものではない。殊に儒教は其の説く所社會を離れず孝・悌・忠・信・仁・義・禮・智を以て其の主眼とし、修身齊家治國平天下を以て、其の窮極の理想とするものであるから、今日所謂公民教育の目的、任務と致て異なる所がない。而して神武建國の當初より族制、

王朝、鎌倉、室町、戰國、徳川の各時代を通じ明治維新に至る我國二千五百年の文明は、我國固有の思想と是等外來思想とに依つて織り成されたものであつて、此の間に於ける教育は勿論時代に依り社會狀態の變遷に従ひ大なる差異はあるが、然も各時代を通じ敬神・忠君・孝親・尚武・廉耻・節義・勤儉・同情・信仰等を以て、其の一貫せる大精神として居つたものである。併し當時の教育は殆んど公卿・武家・僧侶等の上流階級の間に限られ、庶民階級に及ばず、謂はゞ一部少數の治者に對する治者としての教育たる觀があつた。唯庶民教育機關として茲に特記すべきは徳川時代に至つて最も發達したる寺小屋である。寺小屋に於ては多くは習字を以て必須科とし、算術讀書の隨意科あるを常とし、其外漢學詩歌等の類を設くるのが稀にあつた。而して習字本として課するものは所謂往來類例へば男女庭訓往來、男女消息往來、江戸往來、國盡、三字經、實語教、童子教、六諭衍義大意、謹身往來、商賈往來、番匠往來、百姓往來等にして當時社會の狀態にては此の寺小屋の課程さへ卒ふれば日常處世の上に何等の支障なき充分の資格を養成し得たのである。併し此の寺小屋教育も庶民教育と云へ一部少數の庶民に限られ、然かも其の庶民たるや封建治下の庶民である。従つて十九世紀に於ける政治上並に産業上の革命變動に基因せる今日の公民教育、即ち全般を其の對象として謂はゞ被治者としての教育と其の意義根柢に於て大なる徑違あるを知らねばならぬ。

木村氏は更に明治維新後の教育制度と公民教育について筆を進めて、次の如く叙述して居られる。これによつて我々はその大體の沿革を明かにすることが出来るのである。

明治維新以後に於ける教育制度と公民教育を論ずるに當つて、先づ第一に待筆大書すべきは明治元年三月十日四日明治大帝が紫宸殿に出御し公卿諸侯を率ゐて天神地祇に誓はれ、之を國是として群臣に宣ふた次の五箇條の御誓文である。曰く(一)廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ、(二)上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ、(三)官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス、(四)舊來の陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ、(五)知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシと。之れ實に明治新政の大綱領にして亦教育の根本方針である。而して此の五箇條の御誓文はすべて之れ公民教育の綱領夫れ自身である。吾人は我國公民教育の必要並に其の目的は王政維新の初め不出世の英主明治大帝に倣つて宣明せられたことを知り、今更ながら先帝の御懿徳御教諭の廣大無邊なるに感ぜ泣ざるを得ないのである。若し我國に於て今日所謂公民教育の第一の主唱者は何人なりやと言はゞ、吾人は實に 明治大帝を推さればならぬ。

明治五年初めて彼の有名なる學制の制定があつた。此の學制は歐米の教育制度を模範として定められたもので、規模の宏大なると秩序の整頓せること誠に驚嘆に値するものがあるが學科課程の内容に於ても頗る廣汎なものであつて、公民教育に關する教科も掲げられて居る。即ち下等小學(六歳—九歳)の教科中の國體(解意)、上等小學(十歳—十三歳)の教科中に政體大意、中等小學(十四歳—十六歳)の教科中に國體學、政體大意、國勢學大意、上等中學(十七歳—十九歳)の教科中に經濟學師範學校の教科中に制度法令等の如きこれである。併し學制は其の理想餘り高遠に且劃一に過ぎ、當時の國力民情及び文化の程度に於て之を全國一様に實施することが出来なかつたのであるから、何れの程度に公民教育が施されたかは疑問であるが、兎に角小學校の教科目中に國

體、政體大意等獨立の學科を設けたことは注目に價する。

學制が當時の國情に適せず、而かも之を實施せんが爲に徒に地方の經費を増大し、干渉其の度に過ぎ、種々の弊害を生ずるに至つたから、明治十二年九月大政官報告第四十號を以て、極めて簡單なる教育令を定め、翌十三年十二月之が改正を施したが、改正教育令に基く小學校教則綱領に依れば、小學校は之を分ちて初等(三年)中等(三年)高等(二年)の三科とし、高等科に經濟の初歩、女子には家事經濟大意を課し、又土地の情況に依り農工商業の初歩を加ふることを得とし、又中學校教則大綱に依れば、中學校は分ちて初等(四年)、高等(二年)の二となし、初等中學校の教科中に經濟、高等中學校の教科中に本邦法令を課し、師範學校教則大綱に依れば、師範學校を初等(一年)、中等(二年)、高等(四年)の三科に分ち、高等科中に經濟、本邦法令を課し、土地の情況に依つては農業工業商業等を加ふることとなつて居る。尙此の時代に於ては明治の新政と共に起つた自由民權論は隆盛の極に達し、民權の自由を主張する著書も續々と現はれ、明治七年一月十八日板垣退助等が民選議院設立の建議をなしてより國會開設運動をなすもの次第に多く、政黨政社の出現を促し(板垣退助の愛國公黨)十四年十月十二日遂に明治二十三年を期して國會を開設すべき旨の大詔が喚發せられたことは公民教育を論ずるに當つて留意すべき歴史的事實である。

明治十八年十二月官制の大改革ありて各省の卿を廢して新に大臣を置き内閣を組織した。森有禮文部大臣となり、平素懷抱する所の理想に基き教育制度の一大刷新を企て、十九年三月帝國大學令、四月小學校令、中學校令、師範學校令、諸學校通則を公布し、茲に我國教育制度を確立した。學校令の公布は明治以後の教育制度

史上に一新紀元を劃したもので、爾來幾度か法令の改行はれしが、現行の法令は何れも此の學校令を基礎として發達したものである。

學校令に於て公民教育上特に留意すべきものがある。それは上述したる如く、從來小学校中學校師範學校等に於て其の教科中に法制や經濟の學科目が存在したが、學校令に於ては全然之を削除したものである。これは當時自由民權論や民選議院設立の運動熾烈を極め、遂に國會開設の大詔までも喚發せられ、明治二十三年二月一日に大日本帝國憲法の發布、二十一年四月市制町村制の制定せられたのと對比して吾人の頗る不可思議に堪えぬ所のものである。一方に於て立憲自治に關する制度を制定し乍ら他方之が精神や知識を與ふべき教科しかも從來存したる教科を削除するとは大なる矛盾ではないか。我國憲政施されて三十有餘年、自治制定せられて同じく三十有餘年、而して今日立憲自治の運用全からざるは單に制度を作つたばかりで其の思想其の精神を教養すべきことを閉却したことに大なる原因があると思ふ。當時何故に政府に於て此の如き政策を採つたかと云ふに、余の觀察する所に依れば、過激なる自由民權の政治思想に對する反動政策の結果にあらざるか、即ち明治十四年頃より明治三十一年迄に文部卿内達、文部省達、訓令、内訓等を以つて東京大學、直轄學校、府縣に對して或は公堂を集めて爲す學術演說禁令、學校生徒にして政治的集合し又は結社に加入することの禁令、政務に關する事項の講演禁止、現在政務に關する事項の可否討論の禁止、學校教員の政論に干預し政事上の競争を幫助誘導することの禁令等が出て、政治と教育とを全然隔離し、當時動もすれば政争の爲に教育の獨立を侵害する虞を防遏したのである。此の政策は決して不當のものでなく當に然るべきものである。

従つて明治三十一年八月文部省訓令第八號を以つて上記の達内達訓令内訓令は廢止せられたるも、之が廢止の理由は其の説明にもある如く、教員生徒の集合言論其他取締に關し從來本省の發したる省令諸達訓令中、爾後法律の制定に依りて其の用を見ざるに至れるものあり、或は時弊を矯正せんが爲に發したるものは時勢の推移と共に今は其必要を認めざるものあり、間、又多少の必要を認むるものなきにあらざると雖も、多くは特に本省の訓令を俟たず、當然地方長官學校長教員の責務にして其の分内に屬すと思考するが故に絶て之を廢止せり。凡そ學校長教員たる者は其の重大なる職務と高尚なる地位とを顧念し、生徒の薰陶に専心なるべきは勿論、妄りに上司に反抗し公衆を挑發し其本務を忘れて政争に狂奔する等の舉動あるべからざるは言はずして明かなり云々にて知ることが出来る、然し乍ら此等の禁令の存したるが爲に禁令の要求する其の範圍を超越して我教育界より全然政治に關する事項思想等を取り去つたことも想像に難くない。

従つて現在政治の可否討論と何等關係なき立憲自治の制度に關する知識並に其の精神の涵養等が殆んど顧みられなかつたのも決して偶然でない。況んや諸學校令中より法制や經濟の科目を削除した事は其の意の那邊に存するやを知るに苦しむと雖も、我國に於て永い間公民教育の暗黒時代を出現するの端を開いたものと言はねばならぬ。余は屢々我が燦然たる明治史を繰きて五箇條御誓文、大日本帝國憲法、市制町村制及び教育勅語等を拜讀する毎に、明治大帝の聖謨宏遠景仰感佩の極みであるが、一面我が明治教育史に於て之と同時に公民教育に對する施設として特に語るに足るべきものなきを見るに及んで常に長太息を禁じ能はざるものである。

學校教育と公民教育 木村氏は更に學校令制定以來今日に至るまでの小學教育・中等教育・實業

補習教育と公民教育との關係に就き左の如く詳述して居られる。

一、**小學校教育と公民教育**。小學校令は明治十九年四月公布せられ、二十三年、三十三年、四十年、四十四年、大正二年、大正八年度等屢々改正あつて現行小學令となり、其の教科目は尋常小學校に於ては修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(女兒)として土地の狀況に依り手工を加ふることを得しめ、高等小學校に於ては修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(女兒)、其外手工・農業・商業の一目又は數科目を加ふ。其の數科目を加へたる場合に於ては兒童に其の一課目を課することとなり、公民科として獨立の科目を設けないが、小學校に於て公民教育を與へられなかつたと云ふことは出來ぬ。他の教科就中修身・國語・歴史・地理等に關聯して授けられ且つ現に授けられつゝある。併し其の程度・内容・範圍等は十九年學校令制定により今日に至る迄に於ての幾多の變遷を経たることを知らねばならぬ。今一例として國語に就て觀れば明治二十年頃より三十四五年頃まで教科書として使用せられた多くの小學讀本中公民教育的教材として見るべきは、我が國・皇國の民、兵役、政治、國民の二大義務。大日本帝國、租稅の話、會議の話、軍人への勸諭、政府、臣民の本分、憲法、地方自治、裁判、政府と議會、投票等、同一の教科書に於ては尋常科より高等科に至るまでに以上の中多くて五つの事項を越ゆることがない。三十六年に教科書國定制度を採用したが、四十五年に至る十年間に於ける小學讀本に於ける公民教育的教材は、我が帝國、選舉、帝國議會、市町村、大日本帝國憲法及び皇室典範、政務の組織、平和なる村、同胞、に五千萬、大國民の品格、自治の精神、法律及び命令、道徳と法律等に過ぎず極めて寥々たるものであつたが、現行の尋常小學讀本中には公民教育の材料頗る多く、

卷一にはハタ、キクノゴモン、キリノゴモン、オミヤ、ヘイタイ、ロケシ、卷三オミヤ、わたくしのうち、卷四私ドモノ町、十月三十一日、卷五天の岩屋、汽車、葉書、祭、卷六ヤマガラスト金色ノトビ、卷七郵便ノ話、家ノ紋、貨幣、卷八火事、電報、卷九大神宮參拜、汽車ノ發達、我が陸軍、軍艦生活ノ朝、租稅、貯金、卷十道ぶしん、印刷、市町村、兵營内の生活、分業、家、保安林、進水式、卷十一裁判、選舉、赤十字社、廢兵院、尙文部省圖書局の豫定にては卷十二新聞、組合の話、議會、國旗に對して等の公民教育資料を入れると云ふことである(尋常小學讀本中の公民教育資料も大同小異に付茲に省略す)。而して高等小學讀本には資本、新聞紙、保險、租稅、法律と命令、憲法、法人、國家の豫算其他多くの公民的教材が掲げられて居る。

以上の如く現行小學讀本には夥多の公民教材が上つて居るが、國語は其の教授の要旨とする所は、普通の言語、日常須知の文字及び文章を知らしめ正確に思想を表彰するの能を養ひ兼て智徳を啓發するにある(小學校令施行規則第三條)から、國語に於ける公民教育は謂はゞ第二次的意義を有するに過ぎない。従つて公民教育としては教材の選擇、其の配列、教授の方法等に於て不充分たるを免れぬ。又修身は教育に關する勅語の趣旨に基きて兒童の徳性を涵養し道徳の實踐を指導するを以て要旨とし、尋常小學校に於ては、初は孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等に就き實踐に適切なる近易の事項を授け、漸く進みては國家及び社會に對する義務の一斑に及ぼし、以て品位を高め志操を固くし且進取の氣象を長じ公徳を尙ぼしめ忠君愛國の志氣を養はんことを務め、高等小學校に於ては上述の趣旨を擴めて一層陶冶の功を堅實ならしめんことを努むる(小學校施行規則第二條)に其の主眼があるから國定小學修身書に掲ぐ徳目は直接間接の差異こそあれすべて公民教育に於ける

徳目と云ふことが出来る。世には個人道徳と社會道徳とを區別して個人の道徳は公民教育に於ける道徳にあらすとの見解を有するものがあるが、余の見解に依れば現代の社會を離れたる個人を想像するを得ず、従つて個人道徳と社會道徳との區別標準は頗る曖昧なるのみならず、所謂個人道徳と稱するも結局は社會道徳的意義を有するものと云はればならぬ。夫故に修身科は吾人の主張する公民科の方面の教科に該當すると云ふことが出来る。只從來の修身科は動もすれば忠君愛國や忠孝一致を説くに専らにして市町村民、立憲國民としての徳育、日常社會生活に於ける共存共榮の精神、協同心、公德心の養成等、換言すれば政治、法律、經濟其他社會生活に關する徳性の涵養に欠くる所ありし如く思はる。而して此等の諸徳は公民教育に於ける道徳の核心を爲すものである。又公民科は修身科と異り單に道徳教育のみを其の目的となすものにあらず、社會生活の完成の爲に之に必要な知育體育等を包含することを忘れてはならぬ。

小學校に於て公民科を特設するの可否に就ては議論の存する所たるは前號に述べた通りであるが、今日世界の大部分は特に公民教育を重んじ次第に公民科を獨立の一科として取扱ふ傾向を生じて居る。我が國に於ても小學校の高學年及び高等科に於ては余は寧ろ公民科を特設し、今少しく慎重に、組織的に教授及び訓練の上に研究施設するの急務たるを感ずるものである。

二、**中學教育と公民教育**。中學校令は明治十九年四月公布せられ、三十二年に改正し、三十四年三月中學校令施行規則を定め學科目は修身・國語及漢文・外國語・歴史・地理・數學・博物・物理及化學・法制及經濟・圖書・唱歌・體操とし、外國語は英語、獨語又は佛語を課するものとし、法制及經濟唱歌は當分之を缺くことを得るも

のとした。四十四年中學校令施行規則を改正して學科目中新に實業(農業商業又は手工)の一科目を加へ以つて現在に至る。師範學校令は明治十九年四月公布せられ、三十年十月師範教育令を制定し、四十年師範學校規定に依り男子に課すべき學科目は修身・教育・國語及漢文・英語・歴史・地理・數學・博物・物理及化學・法制及經濟・習字・圖畫・手工・音樂・體操とし、英語はこれを隨意科目とし、外に農業商業の一科又は二科目を加へ生徒をして其の科目を學習せしむるものとした。其後大正二年・四年に改正があつたが、學科目に變更なくして今日に至つた。實業學校に關しては明治三十六年二月實業學校令制定せられ、之と共に工業學校規程・農業學校規程・商業學校規程・商船學校規程、三十四年十二月水産學校規程、三十七年徒弟學校規程が公布せられたのであつたが、經濟と法規とは何れの規程に於ても必要又は便宜加設するを得となし、大正十二年工業・農業の諸學校規程、大正十二年水産・商船學校規定を爲すに當つては法制及經濟をすべて必須科目となし、其の趣旨は、國家社會生活に處するの素養を與へんとするにあるから、名は法制及經濟であるが實は公民科と云ふべきである。此の點は規程の上に於ては實業學校が中學校・師範學校より寧ろ先んじた形である。

茲に注意すべきは明治十九年の學校令に於て法制經濟の科目が削除せられたのが、三十四年以來中學校師範學校實業學校等の中等學校に再び設けられたことである。而して中學校令第十條、師範學校規程第十七條に於て法制及經濟に關する事項に就き國民の生活に必要な知識を得しむるを以つて要旨とす。法制及經濟は帝國憲法の大要及日常の生活に適切なる法制上及經濟財政上の事項を授くべしと規定して居る。これは政府が時勢の進運に鑑み公民教育の必要を認めたと云ふことが出来る。併し單に知識の授與が其の要旨であつた

爲に、法制經濟は生徒の實生活と没交渉に理論抽象に馳せ、全く無味乾燥なものとなつてしまひ、徒に生徒に學科過重負擔の苦痛を與ふる結果を招來したのは蓋し當然の成行である。余の考にては社會公共生活の完成と云ふ點より、修身歴史地理實業等の諸學科中より之に必要な教材を抽出し來りて此等と法制經濟とを融合したる公民科を設置して初めて從來の欠陥を補ひ、中堅國民に必要な知識徳操を涵養し得べしと信するものである。吾人は近き將來に於て中等諸學校に公民科の特設せらるべきを信すると共に其の機運の速に熟せんことを切望するものである。

三、補習教育と公民教育

我國に於て實業補習學校が制度上認められたのは、明治二十三年に公布せられた小學校令第二條第三項に徒弟學校及び實業補習學校も亦小學校の種類とすと規定し、第九條に其の教科目及び修業年限は文部大臣之を定むとし其他二三の規程をしたのに始まる。翌二十四年文部省令を以つて小學校令中專修科徒弟學校及補習學校の教科目修業年限其他諸學校等に關する事項は追て其規程を定むるまでの間必要の場合ある時は府縣知事に於て便宜取調べ文部大臣の指揮を請ふべしと定めた。而して明治二十六年に至り初めて實業補習學校規程を制定し、實業補習學校は諸般の實業に従事し又は従事せんとする兒童に小學校教育の補習と同時に簡易なる方法を以て其の職業に要する知識技能を授くる所とすと定め、實業補習教育の目的を(一)小學校教育の補習、(二)職業教育となし、其の教科目は修身・讀書・習字・算術及實業に關する科目と定めた。併し此規程に依つて實業補習教育の制度が獨立して漸く出來上つた丈で、勿論公民教育の問題に就て留意せらるる所はなかつた。そしてやつと明治二十七年には一九校、三十二年には一〇七校の實業補習學校が設置せら

るゝに過ぎなかつた。

明治二十五年一月實業補習學校規程を改正し、第一條の實業補習學校の目的に關する規程は之を削除し、同時に發布せられたる文部省訓令第一號實業補習學校の趣旨及施設順序方法に於て「實業補習學校は各種の實業に従事し又は従事せんとする者に簡易なる方法に依り其の職業に要する知識技能を授けると同時に普通教育の補習を爲すを以つて目的とす、即ち實業の教科を主腦とし併せて普通教育の補習を爲し、兩者共に其の目的を達するを以て實業補習學校の本旨となすべきこと、専ら普通教育又は實業教育を施すが爲に設けらるゝものと置に其の趣旨を異にする所なり」と言ひ、従前の目的の(一)(二)を顛倒して(二)職業教育、(三)普通教育の補習とした。而して其の教科目は修身・國語・算術及實業に關する科目とし、土地の情況に依りては國語算術は之を闕き又は他の教科目を加ふるを得しむると共に、普通科目は全部隨意科目と爲すことを得と定めた。従つて該規程に於ても未だ實業補習學校に於て公民教育に着眼したと認むることが出來ぬ。只上述の訓令中「德育は教育の基礎にして特に實業に従事する子弟に對しては専ら私利に馳するの弊を避け、信用を重んじ、公益を尙ぶの氣風を養成するの要最も切なり。宜敷しく生徒各自の性情に應じ、總ての教科目に通じて徳性を涵養し實踐躬行を勸奨せしむることを期せしむべし。特に修身を情意科目と爲したる場合に於ては最も留意して教養指導の途を誤らざらしむることを要すと述べたるは、公民教育の德育に留意したるものと見ることが出来る。併し實業補習學校に於ける公民教育の實際施設にしては殆ど見るべきものがなかつたのである。

それより約十年を経て、明治四十四年文部省で編纂した各府縣實業教育調査報告を見れば、地方の實業補習

學校に於て修身・國語・經濟等の科目に於て、又訓育に關する施設に於て、特に公民教育に留意したものがポツ／＼現れて出て來た。就中鳥取縣筆塚屋實業補習學校に於ては、附帶して「公民科」として現行法規の大要を授け町村と社會とを合理せしむべき旨を述べ、大阪育英商工學校の修身科、愛媛縣羅波嶺立農業補習學校の國語科の教授要目は、最も公民教育的色彩に富んで居る。かくて大正の御代になつて時勢は愈々公民教育の必要を認むやうになつた。蓋し憲法政治や自治制度行はれて二十有年を経過したが、其運用の上に遺憾の點が極めて夥しく、地方行政の當局や有識者は我國運の發展上一に之が救済策を考へざるを得なかつたのみである。大正八年文部省編纂「實業補習教育に關する施設情況」に依れば修身及公民、公民科又は法制經濟等公民教育を授くる施設をしたもの頗る多く、全國中十六府縣に及んだ。又翌大正九年文部省で優良青年團を表彰したが十二縣中十四縣の實業補習學校には皆公民教育を施して居る。斯くの如く時運の推移と共に實業補習學校に於て公民教育の必要を實際施設の上に着々認むるに至つたから、

大正九年十二月文部省が實業補習教育制度の一大刷新を斷行するに當つて、職業教育と公民教育とを以て斯教育の二大眼目たることを明示したのである。即ち第一條に實業補習學校は小學校の教科を卒へ職業に従事する者に對し、職業に對する知識技能を授けると共に、國民生活に須要なる教育を施すを以て本旨とす、又第八條に實業補習學校に於ては適當なる學科目に於て法制上の知識其の他國民公民として心得べき事項を授け、又經濟觀念の養成に努むるを要すと規定した。實業補習教育制度の改正は修業年限、教授時數、學科目、設備其他種々あるが、余は公民教育を新教育の本旨の一として明示したことは最重要視すべき改正であつて、此改正は

單に實業補習教育のみならず、やがては他の教育に其の影響を與へ、衝動を與ふべき制度上一つのエポックを作るべき仕事として多大の注目に値するものと思ふ。殊に實業補習學校は小學校の教科を卒へ直に職業に従事する者に對する教育施設であつて、現在中等教育を卒へざる者年に九十萬(小學校卒業者約百萬)に達する狀況であるから、此等に對し公民教育を授け社會共生活の完成寄與せしむることは、他の何の教育よりも我國家の進展により多くの關係あることを知らねばならぬ。文部省に於ては實業補習學校に於ける公民教育に關しては其の意義の重大なるを認め、之が普及徹底を圖るべく萬金の努力を拂ひ、昨年十二月公民教育調査委員會を設け、目下公民科の教授要目の編纂に従事中で、之が完成の曉は公民教育の一大躍進を來すべきを信じて疑はぬ。

第四篇 公民教育の理論

公民教育の理論として論述すべきことは極めて多い。先づ第一に國家に關する理論を究めなければならぬ。第二に公民道德に關する究明を施さねばならない。第三に公民的知識について論じなければならぬ。更に附加して公民的品性に對する論究をなさねばならないのである。けれども、これ等についての一般研究は既に前章までに諸他の問題と相關的に述べて來た。それ故に、本篇に於てはなるべくそれ等との重複を避けるやうにして公民教育の一般理論を叙することにする。

第一章 國家及び立憲國

公民教育が國家の善良なる公民を養成するものである限り、公民教育の理論的根據が常に國家特に立憲國の上に立たなければならぬことは言ふまでもない。

國家の定義 國家といふ一つの社會現象がある。これが何であるかといふことを定義するには、様々の觀察點があるのだから、從つて、其の定義にも種々のものがあるけれども、先づ一定の領土に

於ける一定の人民が獨立の權力に依つて統治せられる團體であると云ふことになる。穂積八束博士によれば、「國家は一定の民族一定の領土に據り獨立の主權を以て之を統治する團體なり」(憲法提要)といはれ、清水澄博士も「國家とは一定の土地に定著し而も固有の統治權に依りて結合せられたる人民の團體を指稱す」(憲法篇)と定義されてゐる。いづれも同じ意味である。

此の定義から推して行くと、國家が成立する爲めにはどうしても(一)領土(二)人民(三)統治權の三要素がなくてはならぬ。領土とは土地である。凡そ人類は地上に生活するものであるから、土地なくして國家のあらう筈はない。たとへそれが一方哩であらうが、何萬方哩であらうが、たゞ土地があれば宜しいのである。故に、領土は、たとへば人間の體軀の如きものである。體軀なき人間はあり得ないものである。尤も人類團體の土地に對する關係は一つではない。けれども、國家に於けるそれは、土地を以て團體成立の基礎として居るのである。即ち一定の團體がその土地に定著して離れることの出来ない關係を造つて居るもので、これを領土團體といふのである。國家は實に領土團體の一つである。

人民とは國家を組織する團體である。團體とは同一の目的の下に結合した多數人をいふのである。團體に獨立の目的のあるといふことは最も大切な團體成立の要件である。若し人類の團體にたゞ個々の目的のみがあつて獨立の目的がないとしたならば、それは所謂群集であつて國家を成すものではない。

い。國家と群集との相違は、其の間に共通の目的が存するか否かによつて區別される。多數人が集合したと云つても、それがたゞ偶然に集合したものであつて、たゞ各々の個人が自分々の目的のみによつて動いて居るならば、それは單なる群集である。けれどもそれ等の人々が互に共通する目的のために併合しつゝあるならば國家を成すのである。即ち領土を以て國家の物的要素とすれば人民は其の人的要素である。

國家に物的要素と人的要素の必要であることは前述の如くであるが、併しそれのみでは足りない。更に領土及び人民を支配する統治權がなくてはならない。統治權とは統治者が其の領土及び人民を自己の意志に従はしめることが統治であつて、その權力を統治權といふのである。たゞ土地と人民とを有するのみでは未だ完全に國家たることは出来ない。之れをして國家の目的に對して行動せしめる權力、即ち統治權があつて初めて國家をなすのである。彼の某國の如く國家の統治權が甚だ不完全にして、常に各省自治の聲の高いのは決して完全なる國家と見るべきでない。

國家の成立には以上の三要素を必要條件とする。とにかく此の三要素を有するものは總て國家たり得るものである。それが多少の如きは多く問題とされないのである。アリストテレスは人口十人以下の國家を否定し、ルソーは一萬人を以て國家人口の最少限度としたけれども、國法學上之れを規定す

る。とは困難である。今日に於ても伊太利海の島國たるタボララ共和國は人口五十五人と數へられ、アンドラ共和國（佛西の中間にありて百七十方哩）は五千人と稱せられて居るが、國家として存在するに何らの不都合をも感じない。

以上は國家を社會現象として觀たものであるが、更に國家の法理的性質については之れを觀察しなければならず、轉じては國家の他の性質——國家契約說・國家有機體說の如き點についても講究する必要があるけれども、本書に於てはそれほど深い究明をするにも及ぶまいと思ふから、今は之れを省くことにする。たゞ立憲國に就いては一應の吟味を掲げて置かなければならない。

立憲國の特質 國家の考察は前項に於て考へた以外、更に團體及び政體の方面からも之が考察を加へなければならぬ。一體政體とは何、團體とは何か、此れから解説を進めて行かなければならない。

國家の成立に三つの要素のあることは前述の通りである。而して其の統治權によつて團體及び政體の問題が起る。即ち統治權の所在がどこにあるかといふことに由つて團體の區別が生じてくる。統治權の總攬者が一人の君主にあるのが君主團體でありそれが一部の貴族階級にある場合には之れを貴族團體と呼ぶのである。更に統治權の所在が人民の上にある時、これを共和團體又は民主團體と云はれ

てゐる。學者の中には、團體を區別して君主團體民主團體の二つに分けるものもあるけれども、理論としては上述の三分説が妥當であると信ずる。團體といふのは、此の團體とは異つて、統治權が何人に歸屬するかを問はず、統治權の活動が如何なる形式によつてゐるかに就いての分類である。それ故に、團體は不可動性のもので、容易に之を變更すべき性質のものではないけれども、政體は時勢の要求に應じて自由に之を變更することが出来るわけである。普通政體は之を分つて(一)立憲政體(二)專制政體の二とするのであるが、現に我邦の如き他國同様長い間の專制政體が明治二十二年の憲法發布によつて立憲政體となつたのである。それは、團體の成立が歴史の成果であつて、國民の確信が成立の基礎となつて居るのに、政體は成典によつて定まるものであるからである。それ故に政體の變更が必ずしも團體を動搖せしめるものではない。これは明治の日本が最もよく實證してくれる。支那や露西亞のやうな例もあるけれども、斯の如きは決して必然的の關係によつてのことではない。

立憲政體は憲法を制定することによつて國家統治の大法を定め、立法・司法・行政の權力の作用を分け、之を別異の機關に分掌せしめる政體である。即ち議會を以て立法の府とし、裁判所に司法權を、政府によつて行政權を行使せしめるのである。さうして、三權相互の混同をなからしめるのである。これ實に立憲政治の本領である。それ故に、穂積八束博士はその『憲法提要』に於て「立憲政體とは權

力分立を主義とする政體なり」と述べ、副島義一博士は『日本帝國憲法論』に於て、

立憲君主政體に於ては、國家の政務を立法・司法・行政の數部に分ち、一定の機關を設定して之を行はしめ、又は之れに參與せしむるを以て、其の國法上の原則とす。

と説いて居る。

斯の如くして、立憲政體の特色とする所の第一は立法・司法・行政の三權分立といふことである。而して第二は議會を有することである。勿論、その議會といふのは民選の議會である。

三權が分立して各々其の權限を守り、相互に混亂することなからしめるのは、公平なる政治を行ふ上には缺く可らざる要件である。これは別に論ずる迄もないことであらう。民選議會を有するといふことは、民意に添ふ政治を行はうが爲めには民意を聽くべき機關を有たなければならぬ。そこで、立憲政體に於ては國民に選舉權を與へて議員を公選せしめ、之を議會に召集して重要な國務に參與せしめるのである。これ單に民意を聽くといふのみではなく、民意を行ふの途である。たゞ今日の如く多數の國民を包容する國家に於ては國民の全部に對して國務に參與せしめることは困難であるから、止むを得ざるの手段として選舉を用ゐ、其の公選によつて代議政治を行ふのである。

選舉の方法をとるが爲めに、制限選舉及び普通選舉の方法上の争ひが生じて來た。即ち國民の全部

に選舉權を與ふべしとする普通選舉論と、一定の資格の下に選舉權を與へんとする制限選舉である。面して從來の日本に於ては、後者が當然のやうに實行されて來たのである。が、時勢の進歩は最近に於いては普通選舉論が勃然として高まつて來た。而も我邦に於いては、尙ほ未だ早しとの理由を以て容易に選舉法の改正に立至らない。故原敬氏の如き、常に此の理由(尙早論)を以て普通選舉即行論者を擊退しつゝあつたのである。曰く、未だ日本の國民は其の教養に於て完全なる選舉權を行使するに堪へないものであると、これ換言すれば、我が國民の公民教育的業績が其の域に達しては居らないといふのである。我々は普通選舉の即行が今日の所謂政黨政治家・官僚政治家の憂うるが如く危険なものであるか、乃至はまた國民の教養が今日の選舉權を有する部分と有せざる部分との間にそれ程の徑庭のあるものかどうかを知悉しない。けれども、全日本國民として公民的教養の尙ほ未だ列國に對して遜色の多いといふことは首肯せざるを得ない。蓋し、これ公民教育の今後益々向上せしめなければならぬ唯一最高の理由であらう。

第二章 公民的道德

道德の意義及び公民的道德 道德といふものは、人と人との對立があつて後に出現する現象

である。それ故に、たゞ孤獨な個人のみの場合には道德が成立しないといつてもよい。そこで、さうした意味から云へば、個人道德といふものはないことになり、個人道德が無ければ社會道德と名づけるものも消滅するであらうし、特に公民道德といふやうなものも起らないことになるであらう。けれども、普通に國際道德とか公民道德とかいふ道德の名稱は、さうした意味の分け方ではなく、道德の實踐に當つて其の對象とする所の何であるかに依つて致されるものであるから、決して之れを不合理であるとする理由はない。

從來東洋の道德に於ては修身・齊家・治國・平天下といふことが強調された。身を修めるといふことは、個人として個人の身を修めて行くことで、それがつまり個人道德である。それが家を齊へる家族道德から、國を治め天下を平かにする國家道德になつてくると、多分に政治的要素を含んでくるのであるが、このあたりにこそ今日いふ公民道德の色彩は窺ひ知られるのである。即ち東洋固有の道德精神といふものは大聖孔子によつて代表されたものであるが、孔子の説くところは國家公民的倫理觀であつた。それは「大學」の最初に孔子が述べた次の句に於て明かである。

古之欲明明德於天下者。先治其國。欲治其國者。先齊其家。欲齊其家者。先修其身。欲修其身者。先正其心。欲正其心者。先誠其意。欲誠其意者。先致其知。欲致其

知に在格物。

とある。致知格物とは有名なる東洋の徳のモットーであつた。而して格物は致知の前提であり、其の知を致すのは其の意を誠にするが爲めであり、其の意を誠にするのは其の心を正すが爲めであり、其の心を正すのは其の身を修めるためであつた。而して修身は齊家、齊家は治國、治國は平天下の道であつたのである。即ち個人の身を修める個人道徳から出で、遂に社會國家の公共的道徳に進むべきことを説いたのである。

今日公民教育の重要な内容の一つは公民道徳の涵養であることはいふ迄もない。これは昔に公民教育の上のみではなく一般國民教育の上にも最も必要なことである。今日以後の國民は決して舊來の如き利己的封建的道徳のみに甘んじて居らるべき筈はない。憲政有終の美を濟さんが爲めには、將來の公民には、十分に公民としての知識がなくてはならないと共に、此の知識に伴ふ公民道徳の教養がなければならぬ。

公民的道徳の内容

は極めて廣汎であらうが、其のうち最も重要なもの、一つは協同である。協同と相對して重要なもの、一つは自治である。

協同といふことは孤獨に對する徳目とでも云はうか。極く卑近な説明を以てすれば、自分だけの事

を考へてそれが對他的交渉の如何を少しも考へないといふやうなものでなく、なるべく他人に對する交渉を考慮の中に置くのみならず、總ての行爲が他人との協同を眼目として出發することである。多數のものと一致團結して相互扶助の精神に則るといふのである。戊申詔書に「東西相倚り彼此相濟し」と仰せられたのも實に今日の社會に於いて協同の精神の缺く可らざる所以を諭された大御心に外ならない。けれども以上の説明は極めて卑近な説明であるが、協同といふことは、今日の社會生活に於ては一層高い意味に於いての指導原理の一として着眼せられつゝあるのである。

今日の政治の上に、産業の上に、社會生活の上に、協同の原理がいか許り適切に働いて居るか、それは改めて説くまでもないことであらう。資本家階級の利益壟斷に反抗して分配の正當を望む勞働運動は、要するに勞資の協同を原理とする要求に出るものである。政治的デモクラシーが立憲共和の運動から普通選挙を要望するのは、これ亦政治上に於ける多數の協同を要求するものに外ならないのである。即ち政治上に於ける專制國は、一二專制者の支配團體であり、經濟上に於ける資本家組織は、其の團體をして一の競争團體としてしまふ。然るに斯の如き團體が團體の各員に對して完全なる満足を賦與しないといふことは、過去の成績が明瞭に之を證明した。乃ち時代の進歩は次第に斯くの如き團體を過去の頁に埋め若しくは埋めんとしつゝある。

支配競争及び協同に就いては、山田敏一氏の「最近歐米教育改造思潮及實際」の中に於て、其の倫理的意義が解説してゐるから、次に之れを引いて見よう。

支配と競争と協同との倫理的意義を定むるのには、何を價値の標準とすべきか。古來學者は理性の論理と情緒と感性とに懸へ、支配慾乃至慈愛の要求を以て、之れを説明しようとした。哲學者の思惟の形成と離れて、人類は無意識的に一定の標識を立てようと努めた。永い間の努力の結果、人類は自由と權力と正義とに對する一定の考を有するやうになつた。しかし、是等の言葉に對する考は人々に依つて異なる。支配を特徴とする集團、競争を特徴とする集團、乃至、協同を特徴とする集團の各々が、それら自由と權力と正義とに對する独自の解釋を行ひ、之れを團員の行爲の規範とした。

主従關係の集團に於いては、所謂主人の道德と奴隸の道德とが發達する。此の主従道德は封建制度の金科玉條であつた。此の主従道德が今日の紳士の道德にも殘存し、英國其他に於いては今猶ほ手工労働を卑しとする風がある(餘程その風が滅したとは言ひ難)。主人の道德は支配階級だけの自由を高める。而して劣者または普通人民に依つて抑制される事を欲せず、自己自身の階級以外の如何なる集團の輿論に依つても抑制される事を欲しない。斯かる社會に於ける正義觀念は階級的社會組織を前提とする。従つて此の社會組織に對して、疑惑と反抗と改革を思ふ者は正義に反する者として斯かる集團から制裁を受ける。斯かる集團の最高價値は權力である。少數の支配階級が絶大の權力を握る。トライヌケの言へるが如く、國家は至高の存在、最高の道德

であり、何は扱て措き、國家存立の爲めの強力が必要であり、國家の存立を完うする爲めに如何なる強敵をも征服するだけの實力を備へる必要がある。而して論理上の歸結として戦争を正善として重要視する。

競争を實行する集團は既成の階級組織に反對する。自由競争の行はれる集團に於いては第一に競争相手を競争圏外に放逐しようと努める。それから無制限の力を以て市場を獨占的に支配し、土地を兼併しようとする。斯かる集團に於いては、自然界の生存競争の原則を其のまゝ、人間生活に充てはめ、適者生存の理法を人間生活の標準としようとする。而して支配階級の支配を免れる意味に於いて、「自由」に高き價値を置く。特權階級、乃至、支配階級に抵抗し、「自由競争」を爲すことを尙ぶ。しかし、自由競争の結果、無智、貧困及び不健康等の社會的缺陷を生ずるに至るのを顧慮しない。自由競争の集團では、天賦自然の自由を重んずる。強い者勝ち、早い者勝ちを認める。しかし、萬人の爲めの、萬人協同の努力を認めない。斯かる集團に於いては、各人が自己の天賦自然の自由を保持することを正義とする。従つて暴力と偽善とを防ぐ可きは論外として、生存競争に干渉せざることを正義とする。生存競争の結果、多少にまれ、人を殺すを顧慮しない。物質の配分が廣きに亘らうと狭きに失しようといふ顧慮しない。文明の餘澤が未だ光被せざる所があらうと、一向顧慮しない。(慈善の名に於いて行ふ慈善をば悪く言はないが)。而して斯かる集團に於いては、優勝者が必然的に權勢を占める。協同の集團には二つの原則がある。第一は「共同の目的」と「公共の福利」とであり、第二は單獨にては完成し得ざる事を協同の努力に依つて達成する事である。第一の「共同の目的」と「公共の福利」とは、人々が相互に思想を交換することに依つて明白にされ、確實にされ、而して、此の原則に基づいて萬人平等の觀念が尊重され、

相互尊敬、相互信頼、及び深切心を振起するに至る。第二の「協同の努力」は人々をして、建設的にして、且つ進歩的な態度を採らしめ、努力の標準を自然界に求めず、人類の過去の歴史にも求めず、或る程度まで人類の生活事情を變化して新しい理想を實現し、人類の生活に新らしき幸福を捧ぎ來すやうにさせる。

「協同」の集團に於いては、右に述べた「支配」の集團、及び「競争」の集團に於ける「自由」とは異なる種類の「自由」を發達させる。(イ)支配の行はれる集團に於いては「自由」は支配階級のみに限られ、劣窮階級には及ばないが、「協同」の集團に於いては自由が萬人に許され、公共の福利に貢獻するものなる限りは、あらゆる形式の變化が寛容される。多くの人々が因襲的に舊い類型を固執して居るのを其の儘模倣し、受容する代りに、能動的に新しい形式を建設する事を推奨する。(ロ)競争の恣に行はるゝ集團に於いては、優勝劣敗の自然的法則の行はるゝに任せ、その結果不幸なる敗残者の群れを生じ、無智と貧困と不健康との惨ましい社會的災禍を醸すに至つても一向顧慮しないのに反し、「協同」の集團に於いては、萬人をして協同の努力に適する智力と體力とを獲得する機会を捕へしめ、あらゆる繋縛と桎梏とから免かれしめ、平等に文明の惠澤に浴する自由を得しめ、男にも女にも、生活の享樂と、健康の愉快と、教化の便宜とを與へ、之れが爲めには、積極的に自然淘汰の法則を抑制し、成る可く優劣の懸隔を少くしようと努める。

分配の倫理に關しても、「協同」の集團に於いては「支配」の集團に於けるが如く、既成の階級的特權に其の基礎を置いたりせず、また「競争」の集團に於けるが如く、自由競争に放任して、優勝劣敗の自然法則に其の基礎を置いたりせず、別に新らたなる要求を構へ、新らたなる權利を建て、少くとも、萬人に福利を與へることか

公正とする。

權力は、「協同」の集團に於いては、常に萬人の福利の爲めに行使せられなければならないばかりでなく、或る程度まで、萬人によつて分たればならぬ。換言すれば、權力の行使は萬人の福利を其の目的とし、其の行使の方法は分權的に萬人をして參與せしめればならぬ。リンカンの所謂「人民に依る、人民の爲めの、人民の權力」でなくてはならぬ。斯くの如くに、權力が萬人に分たれることに依つてのみ、萬人に、責任感が伴ふ。而して自己の權利を重要視すると同じく他人の權利を重要視し、他人に自由選擇を許すやうになる。此の事は完全なる道徳生活にとりて肝要である。

とは言ふものゝ、「協同」の集團を其の理想通りにすることは急遽には出來ない。狭小なる、等質的集團にありては、比較的急速に理想を實現することも出來ようが、尨大なる集團にありては、輿論の形成と其の實行とが容易ではない。戦闘手段に訴へずして、飽くまでも、協同の努力によつて、之れを達成しようと努力して休まない所に、「協同」の集團の希望が繋り、實現が期待される。

更に氏は同書に於て協同の見地より見たる經濟的生活を論じて居る。それは極めて詳細を極めたものであるから次に引用して置く。併し、協同の原理はその最後に於て、我々の國際的生活にまで延長せられなくてはならないものである。そこに國際教育が必要になり國際道徳が生じてくるのである。然るに國際道徳とは何であるかといへば、之れを一言にすれば自國本位主義を生命とする國家道徳か

ら一轉して國際協調主義を主義とする道德に入ること、それ自身を指すものに外ならない。即ち國家道德は國際道德に比較すれば尙ほ協同の原理を包含することが少いのである。國家間の競争を主とするもので國家的の友情を貴び協同を重んずることが足らないのである。

協同の見地より經濟生活を論ず 若しも商業及び生産業に於いて、協同の原則が完全に實行されて居るならば、不評判を聞かない筈であるが、實際に於いては實業家の我利我利主義が屢々世間の非難を被る。

手は従前の經濟界に於ける二大缺陷として、實業家が私利を營むに念にして、公益を顧慮せざる事、及び、分配が公平ならざる事を指摘するに躊躇しない。今左に此の二點に就いて稍々詳細に説明しよう。

見渡すところ、買手と賣手と、雇主と労働者との間に、協同の意圖の缺如せる事比々皆然りて、各人が何は扱て措き、自分自身の利益のみ考へ、相手方の利益や、社會全般の利益などは一向顧慮しないで取引をする。一方の者が儲ければ他方の者が損をするに定まつて居るといふ考へが永い間行はれた。交換の結果双方に利便を興へるとしても、双方の動機は相互の利便に存したとは言へぬ。大抵の場合取引引きをする者の動機は自分だけの利益を目的とし、相手方の利益や、第三者の利益などは眼中に置かない。最も遺憾な事は近世の産業事情に於いて、労働が買はる可き商品として考へられ、自然人に非らざる法人即ち會社に依つて、最も安い相場で買はれる事である。雇主は自己の利益のみ考へて労働者の福祉を一向顧慮しない。従つて労働者は雇主に對して敵意を挾むやうになつた。何處に協同の原則が行はれて居ると觀る事ができようか。

どうしたら彼等に協同の意圖を持たしむる事が出来るか、どうしたら我利我利主義の人々を、高尚な目的を有する人間に変化せしむる事が出来るか、之れは實に大問題である。偏狹な利己心の愚かなる所以を指示するのも幾分の効果はあらう。商賣の秘訣として、價を二三にせず、良貨廉賣を旨とし、「正直が繁昌の本」と言ふ格言を遵奉す可き事を教へるのも宜からう。工場の衛生的、及び娛樂的設備を完全にし、勞銀を増加する事が労働者の能率を高める所以である事を教へるのも宜からう。しかし、一方で賢い人々が是等の事柄を實行しながらも猶ほ、弱き者、愚かなる者を虚けて利を掠め、僞福に類する事を敢てして巨利を貪ほつて居るのを我等は餘りによく知り過ぎて居る。要するに、協同が個人的利益を充すのに一層便利である事を指示する事に依つて、經濟生活の標準を高めようとするのは間違つて居る。寧ろ經濟的成功を測る新しい標準を作り、私利を收め、私財を蓄へ、個人的享樂に耽るを以て、經濟的成功の單なる目的とせる從來の謬見を打破し、彼等をして價値ある社會的事業に新たなる興味を抱かしめ、目前の利害を顧みず公衆の爲めの永遠の福利を念とし、此の高尚なる動機に基づき獻身的に奉仕する事を社會的義務と感ぜしむる事に依つて、經濟生活の標準を高め可きである。一言を以てつくせば、私利を輕んじて、公益を重んずる高尚なる動機、即ち一種の理想主義を實業家の頭に注入す可きである。

往昔政治生活に於ける目的が伴りなく利己的であつた時代があつた。國が權力と利得とを目的として組織立てられた時代があつた。そんな國は海賊的行動を敢てし、其の國王が不正に巨大の利得を占めた。プラトリーのダイアログのうちに、スラシマクスが「牧羊者は羊の爲めに羊を飼はず、自分自身の爲めに羊を飼ふ」と言つて

居るが、往昔、人民の福利をば二の次ぎとして、自己の利益をのみ圖つた國王も少くなかつた事は事實である。今日では、自分の地位を利用して私利を營む事を目的とすると公言するやうな不心得な大統領、大臣、議員、法官はよもやあるまい。專制國に於てすらも、少くとも、國家の福祉は、支配者のみの勢威乃至富有を意味せざる事を推定するに難くない。

社會制度及び政治制度は、萬人の力に依りて建設されたもので、一朝一夕に出来たものではない。若しも最初から各人が自分一人の利益のみを追求して社會全般の福祉を顧みなかつたならば、今日存在するが如き社會制度は出来なかつたであらう。萬人が公共の福利の爲めに私利を捨て、獻身的奉仕をした結果出来上がった社會制度及び政治制度を悪用して、個人的利益を圖る事は許す可からざる罪惡である。各人が自己の利益を犠牲にし、全身を捧げて公共の福祉を圖らねばならぬと言ふ高尚なる勸諭が、特に民主國に於ける國民道徳乃至社會道徳の基調となつて居るのは今更ら言ふまでもない。

右の如き高尚なる勸諭が獨り經濟生活に於てのみ普遍安當性を有せざる筈がなからう。予を以て之れを觀るに、專制君主の下に行はれた政治に右の高尚な勸諭が缺けて居たのに比し、今日の經濟生活に於いて、それが一層缺けて居るとは思はれない。病人を治療する能力に依つて醫師の成功の程度が測定され、築造されたものの堅牢さに依つて技師の成功の程度が測定され、また鐵道管理者の成功の程度が、其の私財の蓄積に依りて測られるよりは、寧ろ鐵道運賃を低減し、規則正しく列車を運轉せしむる能力に依つて測定されるのではないか。何故商人や銀行家の成功の程度も、右に類似する標準に依り、換言すれば、其の職とする所に従つて公共

の福利に貢獻する事大なりしか否かを標準として、測定されないのか。

抑も經濟組織は、政治組織と同様、萬人の力に依つて打ち建てられたもので、多くの先覺者、冒險者、發明者、科學者、勞働者等、あらゆる種類の人間が經濟組織の完成に貢獻したものである。經濟組織は政治組織と同様に、人類の福祉に取りて主要缺く可からざるものである。それは一朝一夕に出来たものではなく、先祖代々の努力の結晶を繼承したものである。従つて、政治組織を悪用して自分自身の私利を収める政治家や法官が價值なき者と考へらる可きにも拘らず、ひとり、經濟組織を濫用して私利を貪る人間だけを何故正當化す可きかの理由を知るに予は苦む。勿論、予は、勞役に對する支拂をする爲めの利得と、事業發展の爲めに必要な増資の手段としての利得とを、取るな、とは言はない。しかしながら、勞役に對して利得を調節しようとする、且つ、資本を公共的性質を有する公共の委託物として取り扱ひ、之れを社會全般の福祉の爲めに使用するのが至當であると予は考へる。

世界大戰が長期に亘るに及んで、歐米諸國に於いては、食料の不足に苦しみ、歐洲では政府が食物管理令を施行して、肉や砂糖の節約を強制し、米國に於いても、節食が社會の輿論となつた。平常、珍味佳肴に飽き、何不足なき生活をして居た富豪連中も流石に戦時中は美食を恣にする事が出来なかつた。「働かうと遊んで居よう、節約しよう」と賢澤しようと、自分の勝手だ」と誰が無難作に言つてのける事ができたらう。各人が心懸けるでなければ、公共の福利は持ち來されるものでない事を、誰が知つて知らぬふりをす事ができたらう。協同の見地から觀て、現在の經濟組織に於ける第二の大なる缺陷は分配の不公平である。分配の不公平は、

主として、能力と機会と境遇との相異なる集團相互の間に行はれる競争に基づく。分配の不公平と言ふ問題の最も重要な方面は、若干の人々が大多数の人々よりも一層多くの快適と贅澤とを享受し得るといふ事實ではなくて、實に、富が權力を意味するといふ事實である。不當に多くの利得を紋取せる經濟上の優越者が、吾々の衣食し、享樂する爲めの一切の物の値段を決定する限りに於いて、彼等經濟上の優越者が、如何なる政府が曾て企てたよりも、もつと完全に、吾々の生活の必須條件を制限して居ると言ふ事が出来る。一切の天然資源、運輸機關、信用組織、乃至、大規模製産及び賣買に必要な資本を支配する限りに於いて、彼等經濟上の優越者は一切の物價を決定する特權を保有する。そこで此の特權が協同の原則に合するやうに行使されるか否か、而して、それが萬人の利益のために行使されるか、將た又た、少數人の利益のために行使されるか、大問題である。右に述べた所の、現在の經濟組織に於ける不正の最たるものである「不公平」のハンディキャップを取り除くのに最も役立つものは、財産權に制限を加へる法律でもなく、財産權よりも人權を尊重する所の警察力でもなく、實に、萬人平等の原則の上に立つ教育組織そのものである。現在の教育組織は、往昔特殊階級の子弟に限りて教育を施したやうなものとは全然異なる基礎の上に立つ。今日の學校は、貴賤上下の別無く、すべての家門の子弟に向つて門戸を開放し、公平無私に、一切の兒童に教育を授ける。而して、萬人に、經濟生活に於ける公明なる競争と、協同との準備を與へる。

協同の見地より國際關係を論ず 世界大戦は世界の國際的難問題を解決する非常手段であるかの如くに考へられたが、事實は豫想に反し、熾和に前後して歐洲の政治舞臺には幾多の紛糾を生じ、國際聯盟の如きも曲りなりて成立したと言ふものゝ、今後列強國の協調が如何程まで圓滿に行はれるかが依然として疑問であり、軍備制限、國際裁判、労働協定等、解決の容易ならざる幾多の問題が今猶ほ前途に横はつて居る。強大國は、依然として國勢伸張に餘念無く、弱小國はそれと自國の存立の爲めに苦闘を續けて居る。強き者と弱き者との交渉に於いて、自然の勢として、弱き民の占居する地域が劫掠乃至紋取の對境となり勝ちである。

若しも將來の世界秩序が「ドミナンス」(優勝者が劣弱者を支配する關係)に基づくならば、それは世界帝國を現出するであらう。また國家主義に立脚する國々が、所謂非社會的競争を續けたならば、各國民が自國の利益のみを追求するのに急ぎ、國と國との嫉視反目が永久に絶えず、折々戦争が繰返されるのであらう。之れに反して、若しも國家主義に基礎を置く國と國との間に國際協調が成立するならば、正義が確立され、共同防備の方途が講ぜられ、全般の福利が促進され、現代の吾等及び吾等の後昆をして自由の惠澤に浴せしむることが出来るであらう。

大戦前武力を背景として國勢の伸張を圖り、他國の版に乘じて領土の蠶食を企てたのが獨逸ではなかつたか、露國ではなかつたか。それに對抗して、自國既有利益を保持せむが爲めに軍事的防備を怠らなかつたのが佛國ではなかつたか、英國ではなかつたか。而して英國と米國との合同勢力に對抗して獨逸の海外貿易を保護するのに充分なだけの海軍力を備へよとすることを必要なきことではなかつたか。腥風一過して全歐洲を屍山血河の巷と化し、さしも強兵を誇つた獨逸も正義の旗幟に糾合された聯合諸國の偉大な勢力の

前には、風伏せざるを得なかつた。而して獨逸軍國主義の破碎に次いで、帝國主義の露國が内部的因から壊滅に歸した。之れを要するに、國家主義を固執する國々が所謂非社會的競争を恣にする弊の極まる所如何を現實に示したのが、實に、世界大戦であつたと謂ふことができよう。

抑も、協同の促進を妨げるのは次の三つである。

(イ)「支配」の原則の殘存。それが政治的權勢に對する願望となつて現はれ、また或る意味に於ける國民的榮譽となつて現はれる。

(ロ)所謂非社會的競争の原則。それが幾分、弱者を排除する政策となつて現はれ、またそれが特に顯著に外國貿易に於いて現はれ、國の威勢を笠に著て不正手段を用ひ、紋取又は獨占を敢てする。

(ハ)國粹主義(國家主義的情緒)の原則。此の原則それ自身は協同の基礎の上に立つものではあるが、しかし、此の原則は、社會的因襲に立脚し、國民共同の理想を追求するもので、餘りに政治的主權に緊縛せられる結果、敵愾心が強くなり、國外の文化に對する態度が排他的となり、協同的とはならない。

國際聯盟が成る可くして容易に成らざりしは何故ぞ。すべての協定が専ら諸國の現狀を基礎とし、または過去の不正當の條件(諸國が其の下に置かれた)其のまゝを基礎としてなされ、弱小なる諸國が將來に對して抱く熱望が無視せられはしないかと言ふ疑念が存したからではないか。「ドミナンス」(優勝者が劣弱者を支配する關係)の原則が依然として其處に行はるゝ限りは、此の疑念の存する事が無理からぬ事である。眞に萬人の協和を希ふ人々に依つて信頼せらるゝに足る聯盟は、「協同」の精神に依つて組織立てられたものに限る。而して

此の「協同」の精神が日一日と擴がりつゝあるのを誰れが疑ふことができるか。

成る程、今猶ほ武力を蓄へ、「支配」の精神が行はるゝ國が、寧ろ世界の中に無いではない。「支配」の精神の盛んな國では、在上者の意思が文明を支配し、上からの教説が下に向つて強ひられ、從屬階級と附庸人種とのあらゆる思考が無慈悲に抑壓される。それらの國々では、これまで、武力の脅威が内治上にも有效だとされたが、今日では、もはや、無責任な統治の原則が新時代の精神に場所を譲らねばならなくなつた。眞に「協同」を希ふあらゆる勢力が、今や、熱心に「協同」の實現に努めつゝあるからである。然り、而して、此の「協同」の原則を受容する人々の鞏固な結合によつてのみ、暴戾な武力的壓迫に抵抗して自由と正義とを維持することが出来るのである。

自由と正義との確保する爲めの「協同」は人道の目標である。人類は野蠻の状態から一步一步發達して今日に至るまでに色々の自由を得て來た。自分の持つて居る力を外に向つて主張したのも一種の自由である。外部から押しつけられた緊縛を打破したことも一種の自由であつた。しかし、それらよりも、もつと大きな自由は、科學、藝術、發明、乃至、あらゆる形に於ける社會生活が、智見の窓を開き、人がすべての事物に就いて、善悪好惡の自由選擇が出来るやうになり、一切の囚はれた思想や習慣から解放される望みを持つやうになつたことである。實に全世界の人類が協同して保持すべき自由は、單に、自己命令、または、自己決定の自由だけでなく、あらゆる恐怖と疑念とから免かれ、自然と社會とに對する正當なる理解を持ち、すべてに新しい考へを抱き、すべての問題に就いて意見を打破する事、之れを要するに、文化に對する自由でなくてはならぬ。

在上者乃至被壓階級が自己の考へを從屬者乃至所屬階級に押しつけ、權力を以て自己國外の思想を閉ち出し、甚しきは民をして一切の新らしき思想に觸れしめざるが如き、文化に對する局限乃至抑壓を敢てする事は、眞に「自由」を促進する所以ではなく、實に、「人類協同」の破壊である。

次に萬人が協同して追求す可き「正義」は何であるかと言ふに、それは従前各人が自分勝手に獨斷的に考へて居たやうなものであつてはならぬ。各人が「自分には何々が必要である。自分には何々が利益である。自分の必要と自分の利益とを主張するのが自分の權利である」と言つて互に相降らないならば、到底地上に永久の平和が望まれないであらう。各人が土地と利權と勢力範圍の擴張とを主張する前に、先づ以て、適に貴重なる問題、即ち「人類全體の共存」といふ事を思ふ可きである。

従來國旗の影にかくれて外國貿易が行はれた事が國際的協同の妨害となつた事一と通りではない。獨逸、日本、乃至、イタリヤが鐵や石炭を必要とし、英國が小麥を必要とし、合衆國が砂糖を必要としても、それが爲めに、懸々嶺山穀物乃至砂糖漆等を産出する「國土」を占領せずとも、容易に是等の物品を手に入れる事が出来るわけである。合衆國はカナダの産物を必要とするが、カナダを領有する必要はない。然るに近年個人的利益に國民的利慾が加はつて、國家が外國貿易に餘計なお世話を焼いた爲めに、幾多の弊害を生ずるに至つた。而して、近年各國の外國貿易が利己的紋取、利權爭奪、搦つ搦ひ的競争に狂奔し、極めて卑劣なる商略を弄しつゝある事實は、夙に識者の指し示せる所である。(此の問題については一九一八年二月發行「米國財政學雜誌」に於いてウイリヤム・ノットツ氏も論じて居る。)

國際間の通商を圓滑ならしめ、公明なる競争の行はるゝやうにする爲めには、自由貿易を推稱す可きであり、それには關稅が妨げとなる、若しも或る國が或る國に對して「原料を所有せずして、製造業を營むのは止せ。お前の國から國外へ物を賣出しても、吾々外國人の言ひ値で賣らば兎に角、さうでなければ、吾々の方で買はないぞ」と申し込んだとするならば、その國は直ちに相手國に向つて答へるであらう。それは、我が國は、原料の見出される領土を手に入れねばならぬ。且つ我が國の生産品を賣り付ける爲めの植民地を手に入れねばならぬ」と。

國境の障壁を撤去した「自由貿易」が、確かに、理論上優つて居る。しかし乍ら、名みの自由貿易は眞の自由貿易とはならぬ。相手方が無智でなく、同等の資格と條件とを具備して居るでなければ、自由貿易が圓滿に行はれるものではない。一方が弱くて他方が横着である場合や、一方が他方よりも生活標準が低い場合などに於いては、自由貿易が眞正の意味に於ける「協同」の精神に合しないものとなる。萬人の幸福を目的とする「協同」の精神は、通商各國の貿易商人及び労働者の間に於ける條件の均等を要求し、さもなければ、卑劣な競争や、弱國民を虐使、絞取することや、生活標準に差等ある事などに就いて、國際間に正當の取り極めをする事を要求するに至る。支那やアフリカが通商國と同等の程度に達せずして、絞取者の好餌たる状態に止ま 限りは、何時になつたとて、其所には「協同」の精神に合するやうな貿易が行はれないであらう。單に、政治的の意味に於いてばかりではなく、もつと廣い意味に於いて「條件の未だ具備しない場所にはデモクラシーが行はれない。此所にデモクラシーが行はれたからと言つて、彼所にもそれが行はれると限つたものでない」と言ふことがで

きる。結局は、平等に教育を高め、一切の標準を高めるより外はない。而して教育や、發明や、交際などによつて、すべての條件が同等になるまで、程度の低い方が高められるまでは、國際的の取り極めに依つて、弱者を底保するより仕方がない。

自治といふことも公民道德の中樞徳目を成す一つである。自治といふことは其の名の示すが如く自ら治すること即ち自ら律することである。其の名稱は官治といふことに相對して起つたものである。之れを政治的に解釋すれば官治行政の力の及ばない所を自治の力によつて之を補ひ、さうすることによつて國家の目的を達する作用であるといふべきである。而して之れを道德的に云へば、自律的に自分で自分の行動を律して行くことである。此の事は今日に於て事新らしく説明するまでもなく、從來の修身教誨に於ても自分の事は自分でなすべしといふ自治的教訓はやかましく唱へられたことである。けれども、此の事は人間の道德的發達と、その生活組織の環境から影響されることが極めて多い爲めに、なか／＼其の効果が擧らなかつたのである。けれども、今日に至つては時勢の急激なる進歩が國民の自治生活自治精神の涵養にさう緩慢であることを許さない事情にもなつたし、同時にそれを必要とする環境をも作つてきたのである。即ち今後の公民としては旺盛なる自治精神の燃えて居ることを必要とし、同時に自治生活を完全に營めることを要件とされるやうになつたのである。次ぎに引

用する後藤新平子の自治生活に對する新解釋は至極參考に値するものと思ふ。

一、自治と官治 抑も、自治と云ふことは、官治と云ふことに對して起つた言葉であつて、官治行政の力及ばざる所を補ふて、國家の目的を達する作用である。而して、自治なるものは、國家の有機的組織の根本であり、國家の基礎をなして居る所の一つの原則である。自治生活の要義は、國民各自の公共的精神を涵養し、披瀝し、一致團結、以て相互的協力の美風を作興するにある。換言すれば、確乎たる協同的觀念に依準して、地方團體の文化的、並に經濟的發展を促し、國民相互の福利を増し、各部各體、調和融合、以て國家機能を靈活ならしむるを目的とするものである。然れば、自治生活は、國家の活動力の源泉たり、國民の憲政的活動の練習所ともなるから、凡そ國家憲政の建立は、健全なる自治生活を基礎とせなければならぬ。

二、地方自治は自治生活の一部形式のみ 今次の歐洲大戰に方りても、國家の自治機關の健全なる否と、國民の自治的精神の旺盛なる否とが、直ちに列國國力の強弱に關することの、極めて大なるものあるを立證したのは、世人の知悉する所であらう。國家生活に於て、自治の重要なことは、夫れ斯くの如くである。然も、從來説く所の自治なるものは、人類生活の全姿態全形式の、僅かに一小局部に於ける、自治生活を説いたに過ぎないのである。即ち、官治に對する自治、官治行政に對する自治行政を説いたに過ぎないから、未だ之を以て、予の所謂、自治第一義を説き盡したるもの、自治中核主義の全精神を説明したるものであると言ふことが出来ぬ。

三、自治生活とは人類生活の總名也、然らば、予の所謂自治第一義自治中核主義とは何ものを意味するので

あらう。予の所謂自治第一義自治中核と謂ふのは、自治生活の範圍に於ては、單に官治行政に對する自治行政と云ふが如き、區切られたる狭き生活形式にのみ止めず、廣く人類の文明的生活の全形式に及ぼすにあり、又自治生活の作用に於ては、其一切を更に一層、生物學的原理、科學的原理を基礎とせよと云ふのである。即ち自治的能力なるものは、一切の生物、一切の細胞に、本能的に備はつて居るものである。殊に高等の生物たる人類にありては、該能力を、常に本能的に備へて居るのみでなく、更に理智的に發展して居るべき筈のものである。語を換へて言へば、自治生活なるものは、人類生活の自然的所産であり、自然的發展であるから、自治生活とは、人類生活の總名であると謂つても決して過言ではない。此の人類生活の自然的所産である所の、生活形式たる、自治生活を、文明生活の總ての形式に擴充せしめて、其の自然的發展を遂げしむるのが、予の所謂自治第一義の眞精神である。

四、自治生活と世界人類の平和 文明生活は、何等かの生活形式を離れて、個人の社會的存在を認むることが出來ぬ。語を換へて説明すれば、個人が社會的に存在して居ると云ふことは、其の個人が、何等かの社會生活の一部に觸れて居ること、即ち、何等かの生活形式の一地位を占めて居ることである。而して、今日の文明生活は、社會的生活を離れて、一個人だけの單一孤獨なる生活は許されねばならぬ。出來せぬ、然れば國家生活の總體より見れば、生活の單位たるべきものは個人ではなく、共同の目的、共同の利害、共同の習慣、共同の感情を有つて居る所の、諸般の地方的、業務的、階級的、及び精神生活的の各種生活形式、即ち各種生活體でなければならぬ。然れば、自治生活の單位も亦、此等各種生活形式、即ち各種生活體でなければならぬ。

のは、言ふ迄もなき次第である。而して世界人類の平和は、此各種生活體の共同の目的、共同の利害、共同の習慣、共同の感情が世界的に醇化し、向上し、進展する所に、基礎せらるるに於て、始めて其の目的を達し得らるるのである。

五、國家の基礎は自治の健全なる發達に存す 若し夫れ、國家と國民との關係を、有機體と細胞との關係に比すれば、國家生活の總體は、有機體の機能であり、各種生活體の働きは細胞の働きと同様である。即ち各種生活は國家生活の一部機能であり、國家は其の機能の働きを俟つて、始めて國家の働きを完うするものである。然れば、國家の健全なる發達を期せんと欲せば、國家生活の一部の機能たる、各種生活體の健全なる發達を期せねばならぬ。各種生活體の健全なる發達を期せんと欲せば、各種生活に特有する、特殊の目的、特殊の利害、特殊の習慣、特殊の感情に順應したる、生活態樣、生活作用が行はれねばならぬ。斯くの如き、生活態樣、生活作用の行はれんことを欲せば、各種の生活體の自治を助長せしむるより外に適當なる方法はないではないか。然れば、國家の健全なる發達も亦、自治生活の健全なる發達に俟たなければならぬ道理である。

六、自然の要求たり時代の要求たる自治生活 斯く各種生活體の生活態樣生活作用を、各其の特殊の事情に順應せよと云ふことは、即ち生活作用を科學的たらしむる所以である。然も、斯くの如きは、自治生活を俟つにあらざれば、到底行はるべくもあらぬことである。殊に、社會が進歩すればするに伴ふて、生活形式が、愈々益々、複雑となり、多端となり、人類生活の處理が、層一層、科學的たり、合理的たり、實際的たらざるを得ざるに加へ、國家の國際的諸利益々繁劇となる以上、人類生活の全姿態、全形式に對する、舊多に一部局に過

ぎざる、地方行政の自治をのみ認むるが如きことに依りて、如何にして、健全なる國家の發達を期することが出来るであらうか。是れ即ち、人類生活の自然の要求としてのみならず、時代の必然的要求として、自治第一義の必要なる所以である。

七、**文明生活の唯一最上の形式**、更に、之を具體的に説明すれば、予の所謂自治第一義、自治中核主義と謂ふのは、國家的生活に直接關係し、且つ直接關係せしめざるべからざる種類以外の、總ての國民生活を、一切、各生活體自身の自治機關に委すべしと主張するのである。即ち、國家の綜合的生活に直接せざる、諸般國民生活の行理を、自治を以て中核とせよと提唱するのである。之を細説すれば、國家の軍事、外交、司法、警察、及び立法事業を始めとし、その他、國家の國際的生活に關係し、若くは關係せしむるを必要とする事項、國家の施設經營に俟たざるべからざる事項、國家の施設經營に俟つか得策とする事項を除く以外の、諸般の地方的、業務的、階級的、及び精神生活的の各種團體生活を、其の生活體各自の自治に委すべしと説くのである。更に、生活體各自の生活を、其の自治に委すべしと説くのみでなく、生活體各自の自治に委せらるべき部分の生活を、各種生活體の自治的協力に依りて、之を調和し、統一し、綜合して、而も、其れを國家の意思、國家の理想、國家の目的、國家の活力に、渾一融合せしむることも、各種生活體の自治に委すべしと言ふのである。斯くありてこそ、國家の生活も、個人の生活も、俱に與に、能く調和、統一、綜合されるのである。然れば、自治生活は、文明生活の唯一最上の形式と謂ふべきものである。

八、**今一步を精神的に進め**、若し夫れ、現在社會に於ける生活態様を、單に其の形式上のみより瞥見すれば、

予の此の主張は、決して急激なる新規の説ではないのである。即ち、現に各種生活の形式を通觀すれば、其の地方的なるものには、市町村の自治團體があり、其の業務的なるものには、各種の同業組合、産業組合等があり、其の階級的なるものには、在郷軍人團、青年團等があり、其の精神的なるものには、各種の學術團體、教育團體、宗教團體等がある。然も、此等の各種生活體は、單に集合的形態あるのみで、予の所謂自治第一義の精神を備へて居らぬ。實に其れのみでなく、國民の文明的生活の總ての形式に亘りて、其の結合體をなし居らざるのみならず、各種生活體の諸般の意思や要求を、各種生活體の自治的協力に依りて、調和し統一し、綜合し、之を以て、國家の意思、理想、目的、活力とならしむるの準備もなければ、左様なことには、思ひ及んで居らぬやうである。然も及ばずと雖も、其の實際上の必要に促がされて、其の形式だけに於ても、斯く既に其の一步を進めて居るのである。然れば、今一步を、其の精神的に進むるのは、決して難事ではないのである。

九、**國民の生活的要求**、然れば、未だ團體的作用をなさない各種の生活に向つては、先づ其の團體的自覺を促がし、而して、此等生活體及び其の他の他の生活體に對し、自治第一義の精神を注入し、且つ、此等總生活體を一貫するの組織あらしめて、國家の自治的機能を緻密にし、敏活にし、的確にして、諸般の自治生活をして、國家國民の總生活の中核とし、其の總生活を、調和、統一、綜合して、科學的、合理的、實際的ならしむることによりて、國家國民の經濟的發展、文化的發展を期することが、新時代の政治的要求であり、國民の生活的要求であらねばならぬ。

公民道德の内容に就いては更に陳述すべき項目が多いのであるが、今はそれ等の細部に互るの煩を

避けて、以上を以て筆を擱くことにする。いづれそれ等は必要に応じて各章に於いて置くことにしようと思ふ。最後に岡篤郎氏が「公民教育の研究」に於いて説いた現代思潮と公民道德との關係を擧げて置くことにする。

文明とは社會・國家の文物制度が秩序整然として、自然に對する人爲の征服の行はれて居るところの状態であり、文化とは文明を創造し文明を進歩させる精神的の活動である。要するに文明は文化を生み文化は文明を創造するものである。是をかくの如き堅苦しい言葉を用ひずして、極めて通俗に言へば、文明とは社會・國家的生活の複雑になり、便利になり、秩序が整然と行はれ、國民生活が豊富になり幸福になることである。

文明・文化の最も常識的に共通的に表はれる形式は複雑である。世の中の進歩することは世の中の秩序が保たれながら複雑になることであり、社會國家の文化の發達することは社會國家の複雑な文物制度が創造されながら、其の間に一系の統一の保持せられることである。

國家の文明の發達は國內的には國家の行政、國民の經濟、國民の教化の複雑になり統一されることであり、國外的には複雑な國際的、經濟的、思想的の關係が結ばれることである。地理的の境界を以て封建時代の大名の割據して居つた時代の如く、全然他の國と没交渉な孤立的國家を今日に於ては考へることは出来ない。

社會の文化の發展に於ても是と同様である。時代の文化の進展は國民の社會的生活の形式に對し甚しい變動を與へることは勿論、其の生活の様式を益々複雑にする。複雑は必ずしも文化でも文明でもない、然し社會・國

家の文物制度が愈々複雑になると共に、其の全形態に於て整然として統一と秩序の存することは文明と文化の第一の要素である。

併し此の複雑と言ふ屬性と、秩序若くは統一と言ふ屬性とは、互に矛盾し易い一致し難い屬性である。茲に於て文明が文化が言ふことは輕々しく口先には言ひ得るけれども、其の精神的方面の文化と文明に伴ふ道德的要素を完備させた、所謂道德的文明と道德的文化、即ち精神的文明と文化については、其の創造が最も困難とせられる。

何時の時代に於ても歴史が我々に教へるやうに、國民の文化は國民を文弱にし遂に國民を墮落させ、終には國民の創造した不健全な文化其者が、國民と國家とを自殺に導いた例が少くない、是等の例は國民の文化が感情的、知的の方面に於て偉大なる創造を大成しながら、遂に其の道德的文化の要素を缺いたがためであると云つてもよい。

現代の國民的思想と國民的努力は凡ての方面に於て大正文化の創造に對して大なる抱負を持って居ることは新日本の一大文化の肇造に對して誠に喜ばしいことである、しかし此の秋に於て我々が國民教育上、將來我國民文化の進展に關しては最も適切且必要な教育上の文化施設に對しては全力を傾注しなければならぬことは勿論であるが、常に世の文化の複雑に進化することに對しては必ず其の統一の必要を忘れてはならぬ、百歩の文化を創造すると同時に百歩の複雑な社會が出来るのであるから、此の複雑な社會に秩序と統一の光明を保持するためには文化の百歩に伴ふ百歩の道德の深みと堅固さを要することは勿論である。

東京の春と秋は、上野の山・淺草の賑ひ何時もながら地方の人々の山ができる帝都の繁榮と文化の巷とを憧れてくる人々には詢に楽しい都である。しかし此の地方からの見物客の頭上には幾千百ドルの高壓電線が蜘蛛の巣のやうに市街上に張り掛けられて居る、偶然切断された電線の一部に接觸すれば忽ち一命を奪ひ去らることは易々たることであることを知らねばならぬ、東京驛頭のタクシーは東京見物の客に安値な貨銀で俄かに自動車上の紳士となつて、廣い都を自由に往復させて呉れるけれども、車上に居る間は雨天に輓車で東京見物をさせられる位のもので、終始不安の念にふるへながら好奇心を満足する許りである、殊に満都何れに行き何處を見るも必ず八ヶ間敷、規則が並べてある。地方の村落の様な開放し立小便自由の天地は何處にもないことを第一に直感する、都會の空氣が大自然に親しんで居る地方の人を壓迫する窮窮さがこれである。

電車に乗れば電車道徳がある、公園に行けば公園の公德がやましい、旅館道徳・見物道徳・拜觀道徳までは汽車の切符の買求めにも順序と方法を経て之を實行しなければならぬ、夏目漱石の草枕の中に、

「智に働けば角が立つ、情に棹せば流される。意地を通せば窮屈だ、兎角に人の世は住みにくい。」

住みにくさが嵩じると、安い所へ引き越したくなる。どこへ越しても住みにくいと悟つた時、詩が生れて畫が出来る。

人の世を作つたものは神でもなければ鬼でもない。矢張り向ふ三軒兩隣りにちらちらする唯の人である。唯の人の作つた人の世が住みにくいからとて、越す國はあるまい、あれば人てなしの國へ行く計りだ。人でなしの國は人の世よりもなほ住みにくからう。」

この一節は、一種詩人の人世觀を畫いたものであるが、これも亦一つの道徳觀とも見られる、昔は人倫・道徳と言ふ文字しかなかった、五倫も五常も大學も中庸も凡て皆道徳の一語で盡されてゐた、しかし此の道徳の本質には、今日の大正の時代にも少しの變化はなく、其精神にも一寸の相異はないが、今日の道徳の形式は非常に複雑になり、又變化して來て居ることは事實である、國民道徳といひ國際道徳と言ひ、公德と言ひ、私徳と言ひ、個人道徳・社會道徳・公衆道徳・商業道徳・交通道徳・衛生道徳・計量道徳・政治道徳・宗教道徳など數へ上げれば限りがない、是等の道徳の正と邪、善と惡に對する批評の根本精神は古往今來不變であるけれども、此の複雑な各方面のことについて一通り今日の處世上大體のことを承知して常に其の正當な價值判斷を誤らないやうにすること、是等の心得を確かに體得して正しく一身を處するの道を怠らぬものでなければ現代の文化的社會に伴ふ文化的道徳を實行し得るものとして保證が出来る、世の中がうるさいと言ふのも此の點であり、此のうるさい處を寛げて人の世に楽しく住むのも現代の文化的社會に處するの途である。

電車に乗れば「煙草吸ふべからず」と書いてあり、博物館に行けば「此の品に手を觸るべからず」と立札が出てあり、公園に行けば「此の木を枝折るべからず」「此の山に登るべからず」と書いてあり、便所に迄「石段の上にて用便すべし」と命令が出てゐる、何でも彼でも禁止又は命令で拘束されてゐるのが今日の狀態である、美術文藝や宗教の創造によつて新しい文化の生れることは結構であるけれども、又一面には斯くの如きこと、同時に以上の禁止命令の立札や、貼り紙を全然不必要に至らしめるまで國民の教育は勿論、道徳の向上を齎すことが眞の文化ではないか、少くとも「煙草」(遠慮願ひ) (Kindly Refrain From Smoking) の程度の勸告で一般

の乗客が車上で喫煙しないやうに一般公衆道徳が、積極的・自覺的・團體的・社會的・自己否定的にならなければならぬ、かくの如く國民全體に自制と自覺の公共的の道徳が行はれるやうになれば、百千の禁止的立札は無用である許りでなく是等の立札に對して少しも氣を悪くすることはない。

明治二十七八年の日清戦争の大勝は、我が日本帝國が世界の強國の列に加はると共に俄かに我が國民の國民的自覺を促して特に世界の諸強國に對して自主的精神を盛にして、從來の我が國民道徳が個人的・家庭的の道徳に偏して寧ろ新時代に必要な社會的道徳、即ち公德の缺乏について痛感するやうになつて新しく公德と言ふ言葉が新熟語として生れ公德の養成が絶叫せられるやうになつた、此の時代こそは個人から今日の公民的道徳に進む過度時代であつて一種の社會的主張せられた時代である。明治三十五年頃、種積陳重博士氏の講演に、

「武家の時代に於ては武士道と言ふ不文徳教があつた、武士は嘘をつかぬもの、禮儀の正しいものと定まつて居つた、是によつて當時は武士中心の公共道徳の維持が出来てゐたのである。然るに維新以後武士はなくなり、時代の進歩は我が國に憲法政治が布かれるやうになつた、武士道と言ふのが公的の道徳が封建時代に確立してゐたやうに、憲法政治には立憲自治國の國民としての道徳が必要である、家族的道徳も必要であるが公共的道徳は立憲自治の今日に於て更に必要である」と言ふ意味のことを述べられて居る。

是は封建時代の家族的道徳と武士的道徳から社會的道徳、公德に進み一部の武士といふ特別階級の道徳から、國民道徳・公民道徳と言ふ、新時代の一般的道徳・民衆道徳・自治公民の道徳に進化しようとする一種の過度期であると言つてもよい、現代の國民教育に於ては今や漠然とした、公德・私徳と言つたやうな個人的・他動的他律

的道德に拉はれ、餘義なく外的事項に制禦せられた形式的の道徳の舊い型を脱して並に新しい積極的・自發的・團體的生活の道徳として多數の國民が協同し、共營し、六千萬の我が同胞は何れも協力一致、共同責任を感じて國家社會を擔ふと言ふ新しい道徳を必要として自覺するやうになつた、公民的道徳と公民教育が新時代の市民教育、及び青年教育上の重大事項として絶叫せられる所以は、之に基くものであると言はなければならぬ。實業補習教育に於ける公民教育の思潮の流れの赴くところは、此によつて、略ぼ其の大勢を知ることが出来るのであるまいか。

第三章 公民的知識

公民的知識の必要

公民教育を進めるに當つて、公民としての知識を進めなければならぬことは云ふまでもない。實に立憲國民の封建國民に對する強味は、其の知らしめらるゝ知識の授與が第一の問題となつて居る事である。昔時にあつては民に依らしむることはあつても、知らしむることは禁ぜられてゐたのである。けれども立憲國の國民は、もはや盲目的に上の命するまゝに行動すればよいといふのでは可けない。國家は國民協同の生存體であるから、政治の事も單なる爲政者からの天降り案を遵奉さへすればよいといふのではないのである。國民の各個が各々政治的知識を蓄へて、

爲政者の一人である立場に立つて常に生活をするものが立憲國としては最も必要な條件である。

民衆政治といふことを屢々耳にする。それは彼の亞米利加等に於ける共和政治とは趣を異にして居るにしても、國民の各々が政治上の知識を十分に所有して、それが合して有力な輿論を形する——その輿論が一國の政治の方向を左右する、それを民衆政治といふべきである。憲法政治といふものが完全に行はれるならば勿論それは立派な民衆政治が出現するのである。然るに我が邦に於いては既に憲法布かれて以來三十餘年に垂んとして居るにも係らず、未だ以て憲政有終の美を完うすることが出来ない。勞働爭議や小作爭議、或は政治道德の墮落や選舉運動界の腐敗を一々に擧げて此れを實證するまでもないことである。曾て第一回公民教育調査委員會の開かれた席上に於て、當時の文部大臣鎌田榮吉氏が試みられた挨拶がよく之を語つてゐる。鎌田文相は曰く、

今日、我國に於いて、國民をして社會公共生活を完うせしめる爲め、家、職業、社會、國家、並に國際關係等を理解せしめ、特に立憲自治の思想、經濟觀念、並に公德心を涵養し、之を實際生活に實現し、國家社會の進展に奉仕せしむることは最も緊要のこととあります。併し、公民教育は、我國に於いては其の歴史極めて淺く、未だ組織的研究もなく、隨つて、範圍、内容等攻究を要するものが甚だ多いのであります。これ、今回本調査會を設くるに至りました次第であります。

公民教育調査委員會設置の理由として當局者のいふ所は次の如くである。

今般文部省に於ては、公民教育調査委員會を設置し、先づ實業補習學校に於ける公民教育に関する事項を調査すること、なれり。而して之が設置の理由は、實業補習教育は國民の大多數を教養する機關なるを以て、是等の青年に對し國家觀念並に立憲自治思想の涵養職業生活に関する理解、團體道德の教養等、國民が社會公共生活を完うする爲、之に必要な知識徳操を授くるは國運の進展上至大の關係を有し、殊に我が國現下の情勢に鑑み最も緊要事にして、曩に實業學校規定を改正するに當り、公民教育を以て職業教育と共に實業補習教育の二大眼目となしたるも、亦此の趣旨に外ならず。然るに従來各學校に於ける公民教育施設の状態を見るに、其の範圍、内容並教授訓練等區々にして其の模範とすべきもの無かりしを以て、之が範圍を明にし、其の要項を定め、一定の體系を與へ、斯教育の普及徹底に資せんとするにあり。

これ等の事は、特に公民知識を説く本章に限つたことでなく、公民教育全般に互つての問題であるけれども、我々はこれによつても、公民的知識の徹底が今日の我が教育の上に甚だ不完全であるといふことを推知するに足るのである。

公民的知識の内容

然らば公民的知識の内容はいかなるものであるか。それに入るに先つて、先づ今日の國定教科書——國定修身書及び國定讀本——中から公民教授の資料となつて居るものを調べ上げて見ようと思ふ。

國定小學修身書徳目系統表

第一號表 家庭生活上の徳目

聖訓	父母に孝に	克く孝に	祖先の遺風を顯彰す	兄弟に友に	夫婦相和し	親族
高三	親子	(忠孝)	祖先	友愛	夫婦	親族
高二	孝	(忠孝一)	家	友愛	夫婦	親族
高一	孝行(二)	孝行(一)	家	女子の本分(女)と男子の務と女子の務	兄弟	親類
尋六	(忠行)	孝行(二)	祖先と家	兄弟	兄弟	親類
尋五	孝行	孝行(一)	兄弟	兄弟	兄弟	親類
尋四	孝行	孝行	兄弟	兄弟	兄弟	親類
尋三	孝行	孝行	兄弟	兄弟	兄弟	親類
尋二	孝行	孝行	兄弟	兄弟	兄弟	親類
尋一	親の恩	親を大切	家庭	兄弟	兄弟	親類

第二號表 社會

聖訓	朋友相信じ	恭儉己れを持し 愛衆に及ぼし	社會に於ける心得
高三	朋友	社交	社會に於ける心得
高二	朋友	博愛	社會に於ける心得
高一	敬老	敬儀	社會に於ける心得
尋六	師弟	慈善	社會に於ける心得
尋五	信義	禮儀	社會に於ける心得
尋四	信義	禮儀	社會に於ける心得
尋三	友だち	行儀	社會に於ける心得
尋二	友だちに親切であ	人の難儀をすくへ	社會に於ける心得
尋一	友だちへ助けあへ	近所の人	社會に於ける心得

第三號表 民國

聖訓 我カ皇祖皇宗國チ 肇ムル事宏遠ニ德 ナリ億兆心ヲト深 シテ世々此ノ美チ 濟セルハ此ノ我カ 國體ノ精華ニカ 我カ臣民ク忠ニ 克ク我カ臣民ク忠ニ 遵ヒ憲ヲ重シ國法ニ	地方團體	公務	權利義務	憲法	忠孝	愛國	臣民	國家	皇位	高三
				國憲國法 (二)	忠孝一致 (翼)	忠 (義勇奉 公) (皇運扶 翼)		華國體の精	建國 御歴代天 德皇の御盛	高二
							忠君愛國	大日本帝 國(二)	皇大神宮	高一
		國民の務 (三)		憲法	忠孝	忠君愛國	忠君愛國	(二)國運 の發展 (二)	皇大神宮	尋六
		公民の務				忠君愛國	忠君愛國	我が國	皇大神宮	尋五
						忠君愛國	忠君愛國	我が國	皇大神宮	尋四
				法令を重 んぜよ		(能久親 王) (皇室ヲ 尊べ)	忠君愛國	能久親王	皇大神宮	尋三
				規則に従 へ		忠君愛國	忠君愛國	皇后陛下 天皇陛下	皇大神宮	尋二
			規則にし たがへ		忠義	忠義	天皇陛下	皇大神宮	尋一	

第四篇 公民教育の理論

生活の上の徳目

公益を廣め世務を 開き	公益	最近公民教育大觀
名譽	秩序	公益
公正	共同	公益
清廉	共同	公益
	衛生(二)	謝恩
人の名譽 よを重ね	共同	公益
自分の物 と人の物	共同	公益
わがものに ふすめに従 ふ	規則に従 たがへ	公益
噂をす るな	自分の物 と人の物	公益

第四號表個人的人

第四篇 公民教育の理論

一八一

<p>恭儉已レテ持シ</p>		<p>理訓</p>	
<p>財產</p>		高三	<p>個人としての心得</p>
<p>義勇奉公 (二二)</p>		高二	
勇氣	身體	高一	
<p>沈勇</p>		尋六	
勇氣	衛生(二)	尋五	
忠勇(復)	身體を造れ よい習慣	尋四	
勇氣	健康	尋三	
<p>わ物事にあ るな</p>	<p>慮病であ るな</p>	尋二	
<p>元氣よく あれ</p>	<p>けよきを つもの</p>	尋一	

生活の上の徳目

最近公民教育大観

一八〇

<p>忠良ノ臣民</p>		<p>斯ノ道ハ實ニ我カ 皇祖皇宗ノ遺訓ニ シテ朕爾臣民ト俱 ニ拳々服膺シテ成 其徳ヲ一ニセシコ トナ庶幾フ</p>		<p>義勇公ニ奉シ</p>		<p>天壤無窮ノ皇運ヲ 扶翼スヘシ</p>	
總括	國交	戊申詔書	勅語下賜	一徳	皇祖皇宗 の御遺訓 (二二)	義勇奉公 (二二)	教育
<p>忠良なる 臣民</p>		戊申詔書	教育ニ關 スル勅語 (三三)	國交	皇室ヲ尊 べ 靖國神社 祝日大祭 祝日 國旗	日本人い	日本人い
<p>日本人い</p>		<p>日本人い</p>		<p>日本人い</p>		よい子供	よい子供

目徳の上活生

徳器ヲ成就シ	職業(二)	徳器	職業	修養	行徳	沈着(覆)
業ヲ習ヒ 知能ヲ啓發シ	職業	徳器	職業	修養	行徳	沈着(覆)
學ヲ修メ	修學	勉學	勉學	克己	堪忍	忍耐
勤勉	勤勉	勤勉	勤勉	志を立て	志を堅く	自信
(工夫)	(工夫)	(工夫)	(工夫)	志を立て	志を堅く	自信
進取の氣	進取の氣	進取の氣	進取の氣	志を立て	志を堅く	自信
進取の氣	進取の氣	進取の氣	進取の氣	志を立て	志を堅く	自信
勉強	勉強	勉強	勉強	志を立て	志を堅く	自信
勉強	勉強	勉強	勉強	志を立て	志を堅く	自信
忍耐	忍耐	忍耐	忍耐	志を立て	志を堅く	自信
辛抱強く	辛抱強く	辛抱強く	辛抱強く	志を立て	志を堅く	自信
よく學び	よく學び	よく學び	よく學び	志を立て	志を堅く	自信
よく遊べ	よく遊べ	よく遊べ	よく遊べ	志を立て	志を堅く	自信
なまける	なまける	なまける	なまける	志を立て	志を堅く	自信

尋常小學讀本中の公民科材料

卷一(第一課)ハ	第一課	大神宮參拜
卷四(第三課)十月三十一日	第八課	我が陸軍
卷五(第三十課)祭	第十四課	軍艦生活ノ朝
卷六(第二十五課)ヤマガラスト 金色ノトビ	第十六課	貯金
卷七(第十六課)郵便ノ話	第二課	道ぶしん
卷七(第二十一課)家ノ紋	第十二課	市町村
卷七(第三十一課)貨幣	第二十四課	兵營内生活
卷八(第十二課)電報	第三十二課	進水式
卷八(第二十二課)水引トノシ		
卷九(第一課)大神宮參拜	第三課	裁列
卷九(第八課)我が陸軍	第七課	運舉
卷九(第十四課)軍艦生活ノ朝	第十三課	赤十字社
卷九(第十六課)貯金	第二十八課	廢兵院
卷十(第二課)道ぶしん		
卷十(第十二課)市町村		
卷十(第二十四課)兵營内生活		
卷十(第三十二課)進水式		
卷十一(第十一課)物ノ價		
卷九(第十五課)軍艦生活ノ朝		
卷九(第二十五課)選舉ノ日		

尋常小學國語讀本中の公民科材料

第四篇 公民教育の理論

第十課 銀行
第十五課 輸出入
第二十五課 平和なる村

第六課 裁
第十八課 貨
第二十五課 自治の精神

各國の國旗
新開國
帝國議會

實業補習學校、公民科要目一覽

(都市、農村用)

課	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年
一	我が家	我が町村	我が國家	我が家	我が國家
二	戸主と家族	町村の自治	天皇	戸主と家族	天皇
三	親子、親族	議員の選舉	臣民と領土	親子、親族	臣民と領土
四	戸籍、相續	町村の事務會	立憲政治	戸籍、相續	立憲政治
五	職、業	町村の事務	國密顧問	職、業	國密顧問
六	土地、地力	租村の財政	帝國議會	土地、地力	帝國議會
七	資本と勞力	町村の財政	中央行政	資本と勞力	中央行政
八	物の生計	銀行	國中央行政	物の生計	國中央行政
九	一家の生計	社行	司法裁判所	一家の生計	司法裁判所

一〇	計量と生活	産業組合、農會	兵役と國防	衛生	都市生活
一一	衛生	地主と小作	國交	保險	都市の事務
一二	警察	教育	交通	都市の教化	都市の事務
一三	警察	神社と寺院	殖産興業	教育	都市の事務
一四	農村の風紀	農村の開發	海外發展	神社と寺院	都市の事務
一五	我が郷土	我が府縣	世界に於ける日本	市町村の自治	市町村の事務
一六				議員の選舉	市町村の事務
一七				市町村會	市町村の事務
一八				市町村の事務	市町村の事務
一九				租税	市町村の財政
二〇				市町村の財政	市町村の財政
二一				我が府縣	世界に於ける日本

以上の調査によつて取材の大體を推知することが出来るのであるが、諸外國に於ける公民教材はいかなるものであるか、一應之も調べて置く必要があると思ふ。之については獨佛兩國のそれについて

川本宇之介氏が「公民教育の理論及實際」に紹介したものが要を得て居るから次に引用して置く。

然らば其の公民的知識とは如何といふ問題が起るが、其内容となるべき大體は、已に第十節に略述したから吾人の見解は之を略し「佛蘭西公民教科書」の實例を見る前に、参考のために獨逸の一二の例を見よう。

ローネルは「獨逸國民は何を知らねばならぬか」てふ書に於て、大體四方面より教授すべき事項をあげたが、其の大綱を見よう。

一、行政生活(國家と公民) 公民は公民的活動をなすには何が適當なるかを知らねばならぬ。即國家及公民の行政生活の大綱を知らねばならぬ。(a)最初は利益を齎し害をうすくする所の行動を學ぶべし。(b)進んで義務共同觀念、犠牲心の高き點に向ふ。(c)同情なき時は如何なることが起るかを明にす。(d)權利と義務、其の他國家の諸性質、公民の自由、個人の自由

二、經濟生活 (a)經濟上の行政、土地と經濟との大體の關係。(b)獨逸國の經濟的地位の知識。(c)國內の農業經濟と大工業商業との衝突、關稅、植民地經濟、軍艦建設其他戰爭につきての知識。(d)經濟、政治上歐洲六國及亞米利加合衆國の競爭者又新競爭者として日本あるを忘れてはならぬ。又「將來の公民は國家及世界の經濟的關係の知識なくしては存すること出来ない」と言つた。

三、政治生活 (a)「保守」及「自由」の二立脚點が有つて争ふこと、これ等の勢力の如何が、國家公民の幸福に大關係あること、即政黨、議會等に關する内政。(b)世界的政治即外交に眼を注ぎ「世界的政治活動の一定の知識なくば、將來の公民を考ふること出来ない」と述べ、獨逸の周圍は敵なり、軍艦の準備は充分に要する。國

民の力は結局鐵拳の力であることを忘れてはならぬと斷言した。

四、世界觀 行政、經濟及政治より凡ての個人は世界觀を生ずるが、獨逸人の世界觀は「獨逸國の世界的發展」であるべきである。之がためには勿論危險は存するであらう。吾人小山に上らんとすれば、或は已に登つて居る敵もあり、或は後より我を追躡し來るものもあるだらう。茲に必ず危險は存する。以上によりて見ると名稱は異なるが吾人があげた最初の五國家活動を示してゐるやうに思ふが、特に教育活動を記して居らぬ。吾人が特にこれをいれたのは、我國將來の教育上大に力をいれる點は、初等の教育中補習教育であるべきであるが、これは官民一致殊に一般公民が力をいれねばならぬこと、信じ、將來の公民はこれに盡さればならぬといふ觀念、感情を兒童に深く與へたいと思つたからである。是れ現代我國民が一般に自覺的に教育に盡力する者少なく冷淡なるを見て居るからである。ケルシエンシュマイナーの所謂「教育領域の擴張」を都市町村を通じて實現したいからである。

尙シュレーテルの「獨逸商業青年の公民教育」中に述べた公民的知識の教材選擇の大體を見ると次の如くである。

A、帝國の領域及其人口(九項に分つ)
B、獨逸の世界的地位 (一)、世界の生産額に對する獨逸國の割合(數目に分つ)。(二)、世界商業に對する獨逸國の割合(汎アメリカ主義と其の危險、日本の外に及ぼす危險。其他)。(三)、獨逸海上權、植民地、大獨逸の意識(帝國主義)等。

C、帝國の形勢及帝國憲法 D、帝國の統治 E、各聯邦の統治 F、市町村自治 G、法律 H、裁判 I、財政、租税、關稅 J、交通

此の外ヘンシユケ、ノイパウエル、ウエーバー等の教材論は何等の特色として見る所なく平々凡々である。上述の二氏が我日本に着眼して大に敵對心、對抗心を盛にしようとする所大に注目に價せずや。

更に吾人は佛蘭西國に行はるゝ公民科及其教科書の一般を知るために少しく之を記載して見よう。公民教授の規定によれば初等科(七―九もしくは六―九歳)公民、軍人、軍隊、祖國、法律、司法、公權。中等科(九―十一歳)佛蘭西國組織の簡單な知識、公民、公民の義務及權利、就學義務、兵役義務、租税、普通選舉權、市町村、市町村會、府縣、知事及び府縣會。國家、立法行政、司法權、高等科(十一―十三歳)佛蘭西國の立法、行政及司法機關に關する深き知識、憲法、大統領、元老院、内閣、法律、中央地方の自治行政、民事及刑事裁判、學校系統、公權、軍隊を其の内容とする。又之に基いた教科書の内容をあげようと思ふが吾人が嘗て雜誌「教育界」第十三卷即大正三年度に於てリョールマンの著書によりガブリエル・コムベインの「初歩修身公民科」の目錄の大體をあげたが、今、レオポルド・マビロオの著「公民教授教本」(Léopold Mabilieu: Lectures D'Instruction [V. I.])上下二卷の大體の内容を示して見よう。

上卷 初等及び中等科用
佛蘭西國 第一章 佛蘭西國の國境、二、佛蘭西國民、三、外國人
佛蘭西國 第二章 郷土、一、郷里、二、佛蘭西の家族、三、愛國心

第三章 國民、一、國民祭日、二、佛蘭西革命、三、自由、平等、愛

第一章 公民の權利義務、一、法律、二、公民の權利、三、公民の義務

第二章 租税、一、所有權、二、税金、三、豫算表

第三章 投票、一、普通選舉權、二、選舉、三、議會

第四章 兵役、一、抽籤、二、義務の公役、三、軍隊

自治體、一、自治町村、二、町村長、三、自治行政

町村郡縣、一、町村、二、郡、三、縣

政府、一、佛蘭西共和國、二、内閣、大臣、三、共和國大統領、四、國民主權

佛蘭西國の組織 第二章 政府、一、佛蘭西共和國、二、内閣、大臣、三、共和國大統領、四、國民主權

第三章 法律、一、佛蘭西國、二、共和國法律の根源、三、人權宣言、四、前の續き、五、國民主權

憲法、一、政府の種々の形式、二、一八七五年の憲法

政治の委任、一、政權委任狀、二、執行者(共和國大統領)、三、内閣大臣、四、立法部員(元老院)、五、續き(國會議院)、六、法律

行政、一、官吏、二、内國行政(縣、郡、町、村)、三、財政(租税、税金)、四、財政(豫算表及佛蘭西大藏省)、五、公務

佛蘭西大藏省、一、公務

裁判、一、寛仁主義(佛國裁判)、二、司法の組織

第一篇 國家と公民

第四篇 公民教育の理論